

右図の出典は天保十三年正月版行

藝州敵島図會(絵)卷之四

府中上卿田所氏

惣社

角振社

国庁屋敷

厳島国府上卿屋敷

田所明神社

阿岐国造家

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使
祭主田所主税元教家文書所収
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使
祭主田所伊織元俊家文書所収
広島県重要文化財紙本墨書『田所文書』

(安芸國衙領注進状一卷・沙弥讓状一卷)所蔵

左の図は厳島図絵巻之四 府中上卿田所氏



国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・田所屋敷

厳島遙拝所 (国庁神社・槻瀬明神)

大黒社

詳細は田所明神社公式サイト



http://tadoshiro.jp/



阿岐国造家の田所氏(本姓佐伯)は、天湯津彦命五世の孫阿岐国造・
飽速玉命の後裔である。律令制において、今の広島市佐伯区三宅町の
田所屋敷跡にて譜代の佐伯郡司を世襲した。『国史大辞典』第一巻九一
頁によると、安芸国の国衙は安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ばれる区画
があるのが、その遺跡と思われる、その東方に惣社と呼ぶ神祠が明治四
年(一八七二)まで鎮座した。明治四年(一八七二)は誤り、正しくは

(一) 明治五年(一八七二)である。『国史大辞典』第一四卷六八八頁に
よると、留守所は古代末期から中世前期にかけて諸国の国衙に置かれ
た行政機関。国司の代官である目代が在庁官人を指揮して国の行政を
行うようになった。『国史大辞典』第一四卷三四五頁によると、遙任と
いつて、令制の地方官に任命されながら、赴任執務するのを免除され
ること。『国史大辞典』第九卷二二六頁によると、田所とは、平安時
代以後、国衙に置かれた在庁所の一つ。田所を構成する官人の肩書き
は目代・惣大判官代や書生職など、有力な在庁官人にまかせられたた
め、「田所職」の名称にあるように家職として世襲される場合もあつ
た。国衙田所は、国司に国図と照合し、朱書で国司に勘合注申する。
田所による坪付(田積)の朱注作業の結果を田所「丹勘」と呼ぶ。社
寺など不輪免田を国衙に認定してもらう際、田所が作成する勘文は、
極めて重要であつた。昌泰三年(九〇〇)頃、田所(佐伯)資隆は、朝廷
より佐西使度使・田所執事職の免状を賜り、今の広島市佐伯区三宅町
の田所屋敷跡より安芸国庁屋敷に赴任した。その後田所氏は在庁官人
を世襲した。安芸国では、万寿四年(一〇二七)頃から田所氏は田所
信職の時代以降、惣判官代等の有力な在庁官人を世襲した。『田所文
書』に数十町歩の所領、数十人に及ぶ所従など、在庁官人田所氏の財
産の注文が記されている。在庁屋敷(国庁屋敷)合計二二六反。厳島遙
拝所「国庁神社・槻瀬明神」②は国庁屋敷に社を設け、庁員一同、朝夕
礼拝した。『田所文書』に国庁社(国庁神社)造立免、合計二丁五反。国
司は「国司庁宣」により目代の派遣を告げ、目代と在庁官人の連署の「留
守所下文」により国内統治機能を果たした。田所の責任者は有力な在
庁官人が任せられたため安芸国では、田所職の名称にあるように家職
として世襲された。治承三年(一一七九)より厳島神社・惣社・松崎別
宮の初申神事が朝廷より奉幣使を迎えて行われ、後に田所氏が安芸国
の国祭③として、奉幣使その後、定勅使祭主を明治五年(一八七二)ま
で世襲した。厳島国府上卿屋敷の厳島遙拝所は奉幣使と定勅使祭主
の神殿である。田所明神社は、最後の正三位上厳島神社両度初申の御
神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村八幡別宮北惣社も厳島と同様定
勅使祭主で、後の多家神社司(官司)田所元善(竹槌)により、大正
五年(一九一六)一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神」と大黒社の
三社の御祭神を合祀され、厳島国府上卿屋敷に、田所明神社として再
建された。さらに、田所明神社は平成十年(一九九八)十月厳島国府
上卿屋敷の現在地に、官司 田所恒之輔が自主再建した。宗教法人で
はない単立神社である。田所家は安芸国第一の旧家である。注(一)正
しくは、「天湯津彦命と安藝国府の歴史」七一頁 最後の厳島神社定勅使
祭主田所元善竹槌履歴書に「明治五年(一八七二)を最後に初申神事厳島
神社旧神職一同廃止セラル」とある。注(二)槻瀬明神の神階は、『芸藩
通志』名神考卷二、五三二頁によると、安芸国神名帳に槻瀬明神正二
位五前の位階とある。「田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称し
て、毎年正月三日十二月晦日、燈を献じて之を祭る」

注(三)国祭とは『国史大辞典』第五卷六三一頁 官祭に対して国司が
主となって執行する祭儀としての「国祭」が見られる。



第一章 『広島縣史』の国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・田所明神社・阿岐国造家

田所氏が厳島神社と国府・惣社と松崎別宮の正三位上初申神事定勅使祭主の後裔であり、田所屋敷が国庁屋敷と厳島国府上卿屋敷(安芸国厳島神社・惣社・松崎八幡別宮の初申神事定勅使祭主の屋敷)である根拠

一 『広島縣史』第二編 社寺志 神社 四六頁によると(1)

上卿二員 一は安芸郡府中村に居る、伝え云う、古は年々朝廷より奉幣使ありしか、後小松天皇の朝、石井「田所石井兵衛尉」(2) 在俊を以て定勅使に補せられると、(子孫田所氏を称す)、一は厳島に居る。一に神主代と称す、もと神主は常に桜尾城に居れるが故に、風波の時、祭祀を闕かんことを恐れて代理人を置けるなり。(三宅氏後に林氏に改む)

注(1) 広島縣史第二編 社寺志 神社 四六頁(発行一九二二〜一九二四 発行者 帝国地方行政学会)

注(2) 府中町史第一巻百九十九頁 田所石井兵衛尉 厳島上卿職 勅使に補せられる

二 『広島縣史』第一編 地志百三十三頁によると(3)



国府 中古以来、国衙ありし所、当時音便にてコフいい、後世は国府と称したり。安芸国府は、今の安芸郡府中村なり、国庁屋敷(4)と呼ぶ地あり、往時の在庁田所家の裔、多家神社社司(官司)田所竹槌の現住地即是なり。

注(3) 『広島縣史』 第一編 地志百三十三頁 (発行一九二二〜一九二四 発行者 帝国地方行政学会)

注(4) 『国史大事典』第五巻六七六頁によると「国庁とは律令制のもとで、国司が政務をとる官庁を国庁という。その所在地として計画的に設定された地方都市を国府とする。」「明治五年まで国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・田所屋敷の神殿において初申神事が行われた。

『国史大辞典』第一巻九十一頁 「広島県安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ばれる区画がその遺跡と思われ、惣社という神祠が明治四年(一八七二)まで鎮座していた。正しくは明治五年(一八七二)である。」(5)

注(5) 正しくは、「天湯津彦命と安藝国府の歴史」七一頁 最後の厳島神社定勅使祭主田所元善竹槌履歴書に「明治五年(一八七二)を最後に初申神事厳島神社旧神職一同廃止セラル」とある。

田所明神社は、最後の正三位上厳島神社(度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社(埃宮)社司(官司)田所元善(竹槌)により、大正五年(一九一六)十一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神」と大黒社の三社の御祭神を合祀され、厳島国府上卿屋敷に、田所明神社として再建された。さらに、田所明神社は平成十年(一九九八)十月厳島国府上卿屋敷の現在地に、官司 田所恒之輔が自主再建した。宗教法人ではない単立神社である。田所家は安芸国第一の旧家である。

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書 所収
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊家文書 所収

広島県重要文化財紙本墨書『田所文書』(安芸国衙領注進状一卷・沙弥讓状一卷)所蔵

安芸国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・田所屋敷



田所明神社「厳島遙拝所(国庁神社・槻瀬明神)大黒社合祀」



第二章 天湯津彦命と阿岐国造

『先代旧事本紀』三 天神本紀 (中略)

天湯津彦命(三二)神の一人(一) 阿岐国造同祖等

阿岐国造 『先代旧事本紀』一〇 国造本紀 「志賀高穴穗朝御代、天湯津彦命五世孫鮑速玉命定一賜国造一」

第一節 『広島県史』原始古代 阿岐国造 一一九頁、一八〇頁によると、「阿岐国地域に存在した国造として阿岐国造が唯一のものである。神武天皇東征神話に阿岐国に滞留のことが見え、東征途次の駐留地がいずれも要地であることから阿岐国も山陽の要衝と認識されていたことが推測される。阿岐国造の本拠については、阿岐国でもっとも広大な平地の開けているのが西条盆地であり、阿岐国最大の前方後円墳の三ツ城古墳のあることからここから求める説も無視できない。しかしひるがえって考えてみれば、西条盆地はもちろん阿岐国造の領域内の重要地域であるけれど、やはりアキの地名の本拠地に求めるのが妥当であるとの立場にもとづくならば、安芸国のうちでもアキ郡アキ郷の地名を持ち、水陸の接点として重要な府中町に求めるのが妥当ではなからうか。今日では瀬戸内海の水位がさがって陸地化したのが、古代の府中は要港であり、神武天皇の埃宮・多祁理宮もここであったとされてきたことなどもあわせて考慮に入れるべきであろう。」⁽³⁾

注(3) 『広島県史』原始古代 一一九頁・一八〇頁。

『国史大辞典』第二巻八四一頁によると国造は古代の地方豪族で伴造に対応する氏姓時代の地方官。⁽¹⁾『先代旧事本紀』「現代語訳」巻十国造本紀、五八七頁によると、「国造氏族は佐伯氏と伝えられ、厳島神社の神主となつて以来、代々世襲してきた。田所明神社の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は鮑速玉命(鮑速玉男命)を祭る。東広島市西条の三ツ城古墳は国造氏族の墓とされる。」⁽²⁾

注(1) 『国史大辞典』第2巻 八四一頁 (2) 『先代旧事本紀』「現代語訳」五八七頁 『西條町誌』四十二頁

第二節 『芸藩通志』巻一 安芸国 国名考 二九頁 によると「安芸の国名は初めて古事記、日本紀に見ゆ、曰く、素戔嗚尊 下ニ至于可愛之川上ニ、但し古事記には安芸の字、阿岐に作る、……思うに、その上既に国名ありて、国主の人ありぬべし、三代実録、貞観九年、授安芸国安芸津彦神、正五位下一とあり、此安芸津彦の神、もと此の国もりにて死後にこれを廟祭せしなるべし、先代旧事本紀 国造本紀に、志賀高穴穗朝、天湯津彦命五世孫 鮑速玉命 定一賜 阿岐国造一とあり……国府 古制、国ごとに府をおき守介掾属(目)、これに居て政を聴く、故国に必ず府あり、府に必ず守介掾属(目)あり、安芸国府は今の安芸郡府中村是なり、……」⁽⁴⁾

注(4) 『芸藩通志』巻一 二九頁。

第三節 『芸州府中荘誌』第九章 司官、行政 第一節 安芸国一上古 によると「……国造は「クニノミヤツコ」 国の御奴と訓ず(訓をつける)、国を治める臣下の義なり(国を治める臣下という意味なり)……而してこの国の統率者たりし名族は、神武東征に際し、安芸津彦(主長・首長の義なり、人名に非ず)出迎えて奉饗せりと伝説あり、是後に阿岐(安芸)の国造たりし、鮑速玉命の先世なるべし。……」⁽⁵⁾

注(5) 『芸州府中荘誌』 一一二頁。

第四節 『広島県史』原始古代

神話に表れる広島県地域

『広島県史』原始古代、一四六頁によると

県内の氏姓層

広島県内に分布する国造氏族のうち、最有力とみられる阿岐国造についてみれば、その氏族は佐伯郡上平良鎮座の速谷神社とされ、西条盆地御園宇の三ツ城古墳はその墳墓であろうと推測されている。その本拠については安芸郡安芸郷の地名が古い由緒をもつものと推定される。⁽⁶⁾

注(6) 『広島県史』原始古代 一四六頁。



上下の写真は著者が撮影

『西條町誌』四十二頁、「三ツ城古墳の被葬者は飽速玉命ではないかと想像されるもの……」『大型古墳の築造と企画』第三回三ツ城古墳シンポジウム記録集 平成9年3月、東広島市教育委員会編集 によると三ツ城古墳は西条盆地の南側丘陵部に築造された前方後円墳である。方墳部を北にして全長92メートル、前方部先端の幅 66メートル、高さ13メートルの古墳で、県内では最大の古墳である。

『東広島市教育委員会調査報告書第一四集』三ツ城古墳 保存整備事業第二次発掘調査概報 1989 速玉男命)です。注(7) 『延喜式神名帳の研究』 七二・九四・二七〇・三七〇頁 速谷神社略記。

第七節 三の宮の多家神社・埃宮は、『古事記』によると「神倭尹波礼毘命、〈前略〉阿岐国の多祁理宮に七年坐しき。」⁽⁸⁾とあり、『日本書紀』によると「神武天皇は安芸国について埃宮においでになった。」⁽⁹⁾

とある。『延喜式神名帳』「東京国立博物館所蔵」によると名神大社の国幣大社であつた多家神社・多祈理宮・埃宮(府中町宮の町)⁽¹⁰⁾

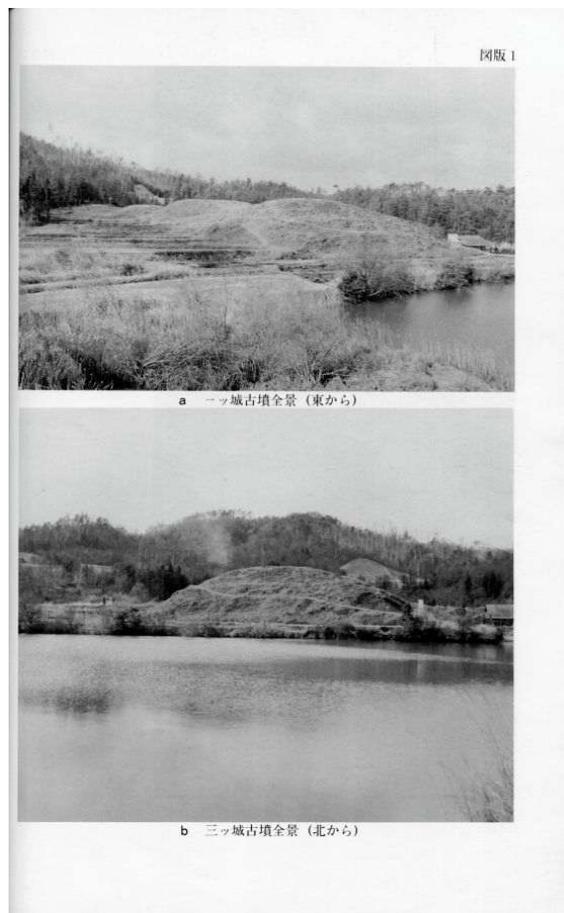
といひ、祭神は貞観元年(八五九年)より天湯津彦命(安芸津彦命・安藝都彦命)他六柱の神々を主祭神として祀られていた。多家神社・多祈理宮・埃宮は明治六年より神武天皇と安芸津彦命(阿岐国の開祖神)が主祭神となった。

注(8) 『古事記』(中)全訳注一九頁、『広島県史』古代中世資料編I、六六七頁。

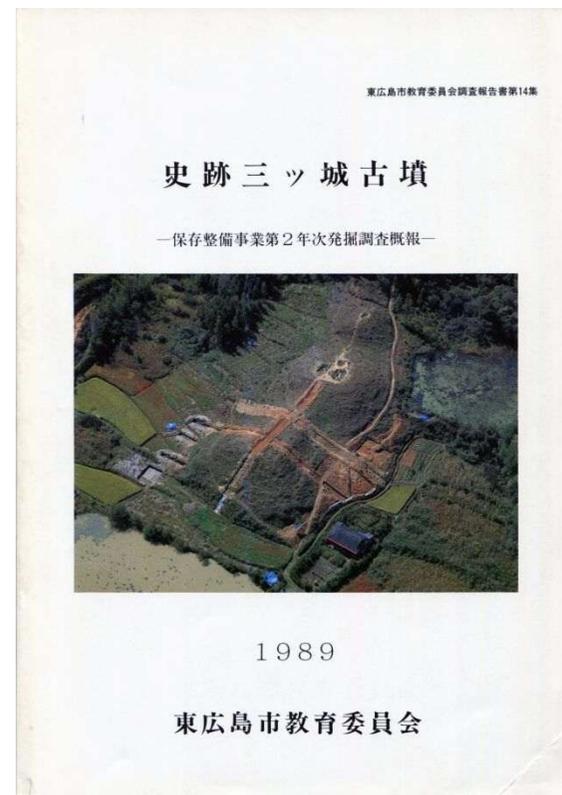
注(9) 『日本書紀』全現代語訳上九二頁、注(10) 『延喜式神名帳の研究』七二・九四・二七〇・三七〇頁、多家神社・埃宮略記。

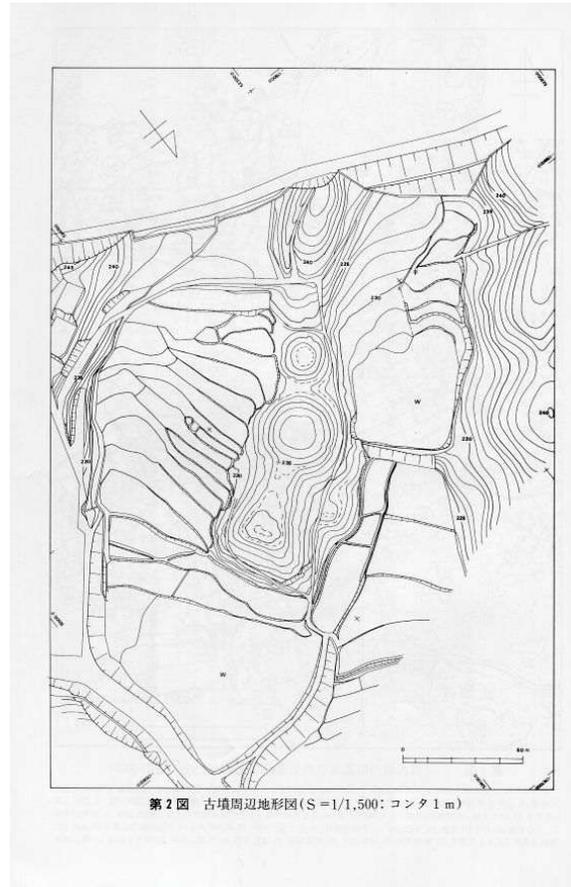
第八節 『広島県史』原始古代 大和朝廷の成立 神話の意味

「神話伝説はもちろん史実そのものでもなく、社会的精神的生活の反映ばかりでもなく、種々の要因が複合して形成されたものである。そうした種々の要素のなかから、(一)歴史的事実に関するもの、(二)古代人の人生観・世界観や宗教観念などに関するもの、(三)そうした観念を背景にもちながら日常生活の姿を反映するもの、などを抽出してそれらの実態を明らかにすることが神話伝説の研究にとって大切なことなのである。(11)」注(11) 『広島県史』原始古代一〇七頁。

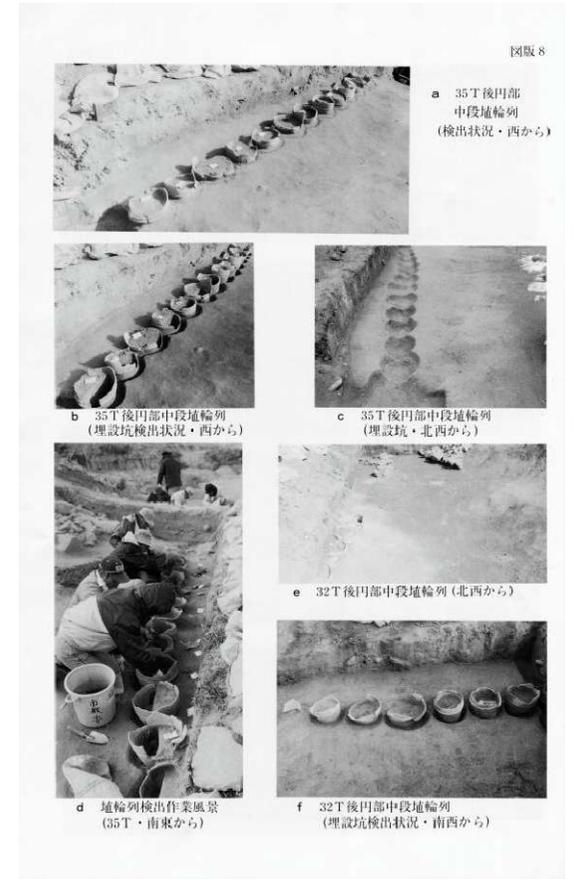


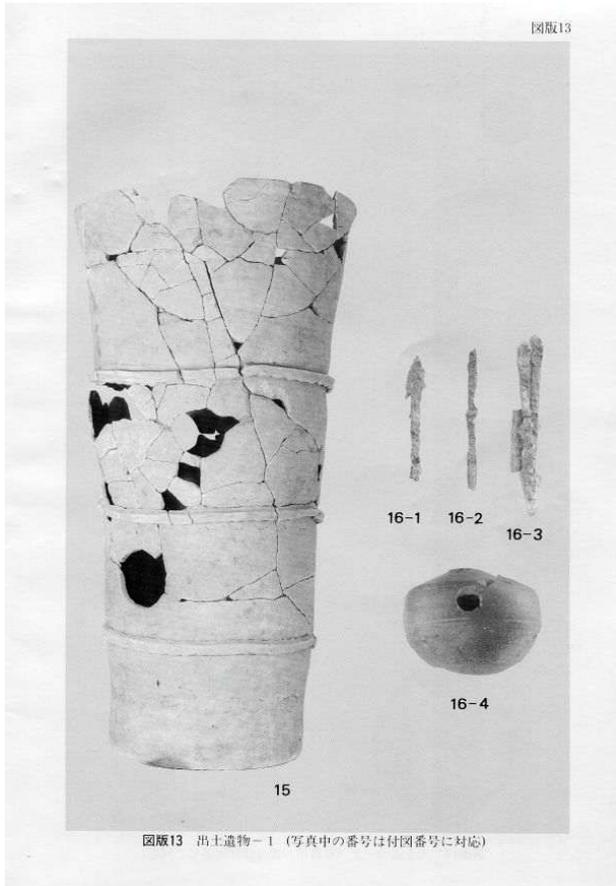
『東広島市教育委員会文化財調査報告書第一九集』三ツ城古墳 保存整備事業第二次発掘調査概報一六、一七頁 1991





『東広島市教育委員会文化財調査報告書第一九集』三ツ城古墳 保存整備事業第二次発掘調査概報一六、一七頁
1991





図版13 出土遺物-1 (写真中の番号は付図番号に対応)

『西条町史』三ツ城古墳(三ヶ城古墳)三〇、三一頁

第2章 三ヶ城古墳

(4) 一号棺の遺物

棺内では珠文鏡一面と、勾玉一、管玉一六個からなる一連の頭飾りがあるほか、棺外から直刀二口が出土しただけで、副葬品は初めから貧弱であったものと考えられる。

珠文鏡

棺床に直接して前壁からおよそ七〇センチ下位の中央部に、背文を上にして発見された。前壁近くは若干遺存していた頭蓋から鏡の位置までの距離は約三〇センチ、この鏡はもと遺骸のちょうど胸あたりに置かれていたことがわかる。布または木片などの付着は全く認められない。鏡は平縁の珠文鏡で、両面とも鮮かな緑錆をふいているが、割合に良質の青銅鏡で、遺存状態もよい。径六・五センチ、厚さ三ミリ、面に三・五ミリの反りがある。文様は珠文のみからなる内区に、鋸歯文が二重に外区にめぐり、やや幅広い素縁で終わっている。鏡としては小形で、文様もありふれた仿製品(まねた製品)であるが、文様面の一半ははなはだしく磨滅している。鉏孔(とっての孔)の顕著な粗ずれとともに長い年月にわたって手ずれが明瞭に看取できる点で注目し備するものである。



珠文鏡

玉類

玉類では、勾玉一個と管玉一六個が検出された。勾玉は頭蓋残片のまわりに他の管玉類とは、ややかけはなれであり、管玉は大部分が鏡の背面上やその周囲に近接して、二五センチ四方の範囲に散乱し、二個だけが僅かに



頭蓋よりから発見された。勾玉は、灰緑色で、石質は陰微品質の流紋岩の変質したものと思われ、形は角ばりのいわゆるコ字状で、長さ三・三センチ、幅は一センチ、厚さは九ミリ、素頭、孔は片状りで孔径はそれぞれ二ミリに二ミリである。全体に鈍重な作風で石質形状ともに美麗とはいえない。管玉は一六個中、二四個までが濃い青緑色でおびただしい黒粒を含み石質は蛇紋岩である。残り二玉とともにこれまで類例のほとんどない珍しいものようである。形は、総じて細長い華美なつくりで、断面も正円形を呈し、その点吉調を帯びている。大体粒は揃っていて、穿孔は両挟り法を用いている。勾玉を加えたこれら玉類の全長は五一・四センチとなつて、一連の頭飾りとして格好の長さとなる。

直刀

直刀は似た長さのものが二口でともに棺の外側から発見された。発見の位置は棺の蓋石の縁辺に平行して、蓋石を受ける左右両側石の上に直接して正しく置かれ、棺の主軸の中央より上位に、頭部よりにある。向かって右側の一口は鋒を脚の方向に、左側の一口は鋒を頭の方向にそれぞれ交互におかれていることは注目すべきところである。直刀の所在場所が棺の蓋石と柩の側壁との狭いすき間であつて、この部分には青色粘土を厚く叩きつけて棺を密封していたので、自然直刀は粘土に粘りつけられ棺の側石上に固く鑢着したまま遺存している。茎が身に比して割合長く(茎の長さ一五・二センチに二五センチ)その端近くに目釘孔が各々一個ある。身はともに簡単な平作りで、背は平棟、銚子にふくらもっている。関は下関一方だけで、形の上ではなら特異な点のない普通品である。長さは八九センチに八二センチ、身幅はともに三・五センチ、厚さは八ミリに九ミリ、拵は莖、身とも知る手懸りが全然失われている。

第2章 三ヶ城古墳

第2章 三ヶ城古墳

刀子は大小二口があり、どちらも頭蓋骨付近から出た。大きい方は、茎と身の一部を残すだけで、茎もその尻を一部欠いており、身は三個以上に折れている。長さはよくわからないが現存の長さ センチよりはよほど長かったようで、後世の脇差に近いものであったと思われる。

関は片関で付近に目釘孔一個があげられ、それより身へかけて木質が遺存し、おそらく木柄、木鞘の簡単な拵であったことが推察される。他の一口は完形品であるがすこぶる小形である。茎と身のまわりに、木片が付着しているのも木柄、木鞘の簡単な小刀子であったとみられる。

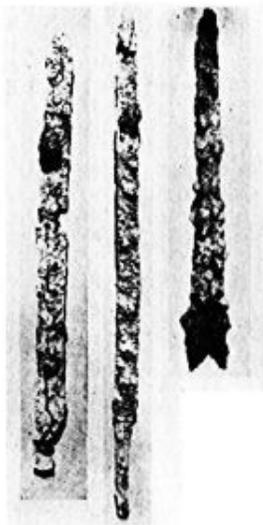
鉄金具残片

鉄金具残片、幅七ミリ、厚さ二ミリの鉄板を 方で折り返し、それに三ミリくらいの太さの断面が丸い釘状のものを通し、その一端を環状に折り曲げて連繫した金具である。いま鉄板の方は七センチを残すだけで、他を欠しているから、もとの形はわからぬが、何かの付属金具であったと考えられるがそれを知る手がかりは全くない。この金具の発見された位置は頭蓋骨の位置に近い。

(イ) 三号棺の遺物

三号棺では、副葬品が棺の内外から出土している。棺内では勾玉、丸玉、瓊玉の三種類からなる玉類の若干と、鉄剣一口、それに一個の平根式鉄鏡だけで、一部の装身具と武器類に限られて、数量もはなはだ少量である。

これに反して、棺外からは、鉄鉢身一口に、平根



左2個鉄剣 右鉄鉢

式、尖根式の鉄鏡等合せて八〇個が棺の左右五カ所に置かれて、武器一色を以て嚴重に固められてあったことは、注意すべきことで、これは一号棺に出土の直刀二口とともに、単なる副葬品でなく、むしろ呪術的色彩をもたせた、やや特殊な副葬品であることがはっきり看取されて一層興味の深いものがある。

第二項 葬祭品類

第2章 三ヶ城古墳

葬祭品としてあげられるものは、小形の粗製の土師器と大形で精製の須恵器などの特殊容器類に限られている。いずれも祭器の類とみられることは器の実際やその発見場所からうなずかれることであるが、前者はいわゆる仮器的性格をもち、非実用的色彩を多分におびているのに対し、後者は供献の器としてりっぱに役立つ点で対照的である。発見の場所は両側の「つくりだし」で土師器類は「つくりだし」の大体中程、一・三メートルに、メートルの範囲内から一〇センチ内外の薄い表土をかぶり散乱して発見された。



須恵器大形高杯



土師器小形壺と高杯

第六節 『延喜式神名帳』『東京国立博物館所蔵』によると、名神大・月次・新嘗の官幣大社の名神大社であった二の宮の速谷神社(廿日市市平良) (イ)の主祭神は、天湯津彦命五世の孫・阿岐国造 飽速玉命(飽速玉男命)である。

・東北地方の国造の分布『新編弘前市史』通史編I古代・中世 四一頁〜四二頁

第2節 津軽の蝦夷と阿倍比羅夫の遠征

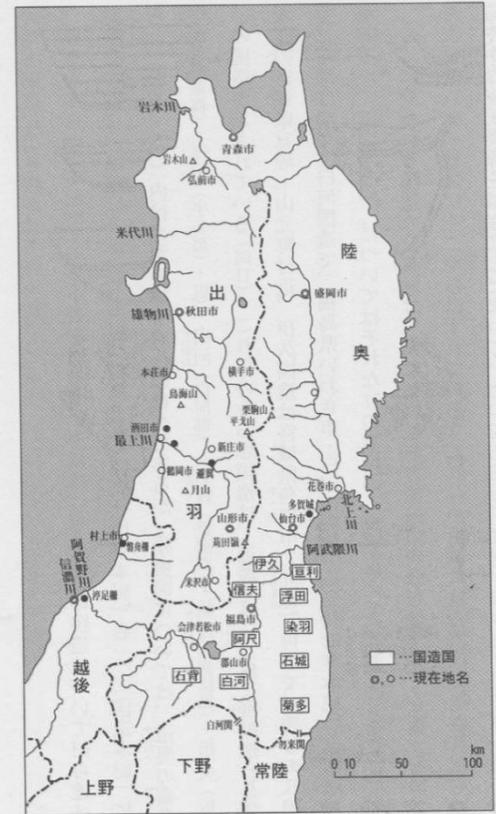


図11 東北地方の国造の分布図(虎尾俊哉原図)

といえよう。

国造の分布

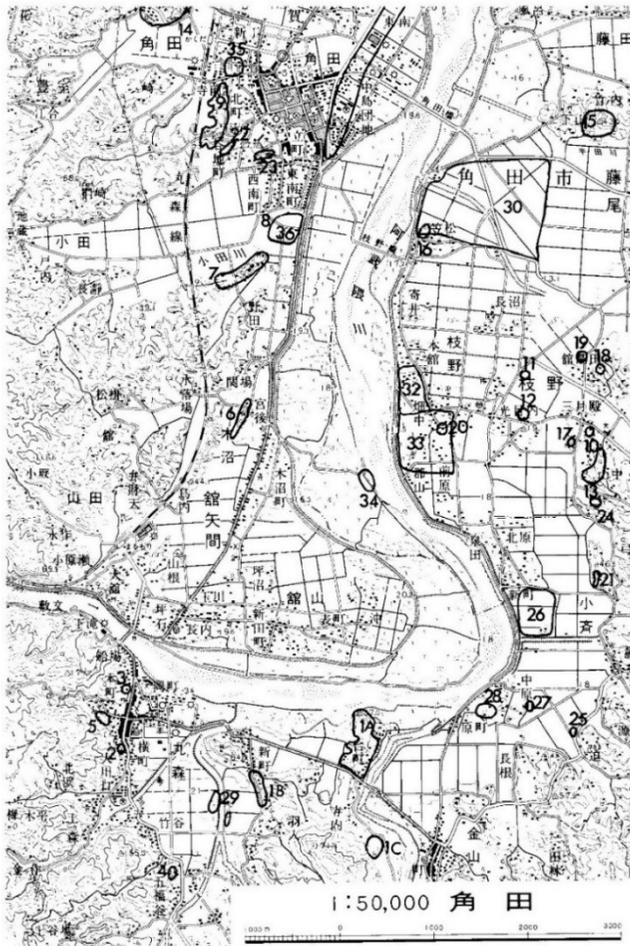
大和政権の地方支配体制として知られているのが「国造」制である。その地域の有力豪族が、特産物を貢納したり労役を提供するなどして大和政権に服属を誓うと、国造に任ぜられてその地域の支配を委ねられた。これは五世紀末から整備されるようになり、こうした地域編成の原理がそのまま律令国家

・思国造(陸奥国・阿岐国造同祖) 『先代旧事本紀』一〇国造本紀 志賀高穴穗朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命十世孫志久麻彦定二賜国造一、

宮城県亘理・山元付近・伊久国造(陸奥国伊久・阿岐国造同祖) 『先代旧事本紀』一〇国造本紀 「志賀高穴穗朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命十世孫豊嶋命定二賜国造一、

台町遺跡・台町古墳群「県指定文化財〔県指定史跡〕」・「宮城県伊具郡金山町台町古墳群調査概報」(昭和二九年)。

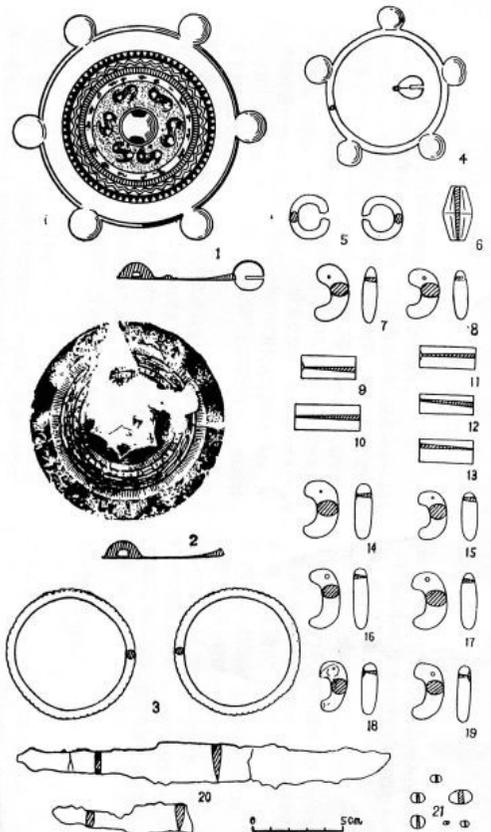
『丸森町金山台町古墳群調査概報二輯』(昭和三〇年)・『丸森町金山台町古墳群調査概報三輯』(昭和三六年)・『台町十六号墳発掘調査報告書』(昭和四九年)・『台町古墳群』宮城県文化財調査報告書第一四四集抜粋・丸森町文化財調査報告書第一〇集 平成三年 五頁



第1図 遺跡位置図

下の写真は著者が平成二八年台町古墳群を訪ねて撮影した。





第二圖 臺町古墳出土遺物

1. 六鈴鏡 (孤塚出土) 2. 内行花文鏡 (以上20號墳出土) 3. 劍. 4. 鈴劍 11. 12. 13. 14. 15 16. 17 18. 19. 玉類 (以上108號墳出土) 5. 銀環 (162號墳出土) 20. 刀子 (114號墳出土)



『宮城県伊久郡丸森町金山台町古墳群調査概報第三輯』二三〇頁によると 志摩泰治緒言……古墳の数は、その後の精査により台町地内一六六基、片山地内一二基、新町地内八基計一八六基からなる東北地方有数の古墳群を形成することが判明した

『台町遺跡・台町古墳群・丸森町文化財調査報告書二三集』二頁によると主軸長三三ミリの前方後円墳 一基と経五から二五ミリの円墳一七七基からなる五世紀から七世紀にかけてつくられた群集墳である。昭和二四年(一九四九)から続く志間泰治氏による継続的な調査により、礫郭、箱式石棺、堅穴室石室、横穴式石室など多様な主体部構造が確認され(志間一九四九ほか)、壺を掲げる女性の埴輪三のほか、六鈴鏡や鈴劍、直刀などの遺物も出土している。……二〇号墳出土の六鈴鏡や管玉・曲玉・劍は東京国立博物館所蔵

台町古墳群は「県指定文化財(県指定史跡)」



安積国造神社



赤木神社

『先代旧事本紀』一〇国造本紀
 「志賀高穴穗朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命十世孫比止禰命定二賜国造一」
 赤木古墳『安積采女の真実』歴春ブックレット安藤智重二〇頁・

『安積采女の真実』安積国造神社宮司 安藤智重 著
 三〇、三二頁によると

赤木山は神奈備
 今の郡山市赤来町の一帯はかつて赤木山で、阿武隈側と逢瀬川に浸食段丘の地形である。逢瀬川は御霊櫃峠から出て多田野、河内、郡山旧市街を流れ阿武隈川に流れ込む。以前は蛇行し、赤木山の北側では右へ曲がって山のすぐ下を通った。近代になって川筋をまっすぐにし全体に北に移した。郡山地方史研究会会長 田中正能氏は、赤木山に大安場古墳規模の前方後円墳・学名赤木古墳があったとし、それを安積国造比止禰命の古墳と比定した。明治二〇年、奥州街道から北西方向に行き、奥羽大学の前を通って喜久田、安子ヶ島に達する道路（県道安積街道、会津街道）を造るため、赤木山の北東部を削り取った。そのときの遺物が出た。その土砂は今の駅前二丁目などの湿地帯の埋め立てに使われた。赤木山の山容は、今はよくわからず、赤木神社と神山霊園が残るのみである。

安積国造神社(阿尺国造を祀る神社)の由緒

天湯津彦命の10世孫であられる比止禰命は、第13代成務天皇5年、勅命により安積(あさか)国造に任ぜられ、安芸国から当地へ赴かれました。安積の国を開かれるにあたり、赤木山(現在の赤木町)に社稷(しゃしよく)の神として和久産巢日神、天湯津彦命をお祭りしました。比止禰命は、国郡の範圍を定められ、四方八丁の稲城(いなぎ)を築かれました。未開の荒野を開かれて田園を拓き農桑牧畜の業を奨励、善政を敷かれました。安積国は現在の郡山市及び旧安達田村両郡にあたる領域で、大領として位置づけられていました。第20代安康天皇2年、比止禰命は、和久産巢日神、天湯津彦命を祭る赤木山の社稷に合祀され、国造神社と号しました。



人骨が発見された正直27号古墳

る静の伝承がある大槻町の美女池の東側にある、ほぼ七世紀ごろのものと推定された。調査の結果、一一棟の住居跡と種々の生活道具が発見された。住居は、ほぼ正方形で一辺が六メートルあり、竈が壁ぎわに築かれてあった。出土した遺物は、土器や下げ砥石・紡錘車などがそのおもなものである。

この遺跡付近からは、以前に、初痕のついでに土器が発見されたことがあるが、調査でも同様の土器が出土しているので、稲作の行われていたことが明らかである。

かである。また、紡錘車の出土によって機械織りの技術の存在が知られる。さらに、提げ砥石が出土したことは、鉄器を使用していたことを暗示する。この砥石は穴があけられており、武器をとぐために腰に下げて持ち運ばれていたものである。また、住居の床から火災で焼け落ちたと考えられる炭化した木材が出土した。これには檜のあけられているものもあって、屋根に使われたものであることがわかった。当時の家は、土を掘りくぼめて柱を立て、その上に梁をわたして屋根をふいた堅穴住居である。

このころの土器は、縄文や弥生式土器と同様に素焼きのものである。皿・壺・高坏・甗などの器形があり、なかには水漏れを防ぐために黒くいぶしたものもある。縄文や弥生式土器のような、地文や飾りの文様がなくなった。こうした無文素焼きの土器を土師器とよんでいる。古墳時代後期になると、朝鮮半島から新しい土器とその製作技法が伝



太田遺跡の発掘風景

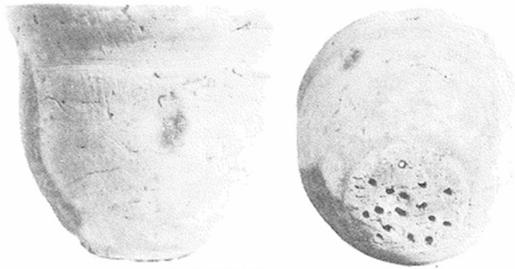
えられた。ねずみ色で堅く、たたくと金属音のする土器である。この土器は、須恵器とよばれ、はじめてろくろを使って作られたものであった。縄文式や弥生式の土器は、土を掘りくぼめた穴の中で焼く簡単なものであったが、須恵器は窯を築いて焼かれている。専門の工人によってつくられたものであった。須恵器窯は、後に述べるように瓦と構造が同じで、須恵器と瓦を同じ窯で焼く場合が多い。伴出する遺物からその年代を推定すると、須恵器は九世紀中ごろまで用いられたと見られる。

「あさか」の 東北地方は、蝦夷とか道奥国といわれていた。平安時代の編さんされた「先代旧事本記」に収める「国造本記」によれば、成務朝に「阿尺国造」として「比止称命」を任命したとある。このとき、阿尺と並んで出てくる陸奥の国造には菊多・道口岐閉

・思（宣利の誤写か）・伊久・染羽・浮田・信夫・白河・石背・石城がある。

国造というのは、大和朝廷によって任命された地方長官で、地方の豪族が任ぜられた。この地方の豪族であると考えられる比止称命が阿尺国造に任ぜられたということは、この地方が大和朝廷の勢力範囲に組み入れられたことを示している。

前に述べたように、郡山周辺には多くの古墳が作られていたが、それは、この地方の人々の生活力と社会体制の充実ぶりを物語るものであり、大和朝廷による「国造」の設置を受け入れるだけの条件が整っていたことを意味するも



蒸し器(甑)(富田町出土)

のであった。「国造本記」には成務朝(ほぼ四世紀)とあるが実際に東北地方に国造が置かれたのは五世紀ごろと考えられている。五世紀の正直古墳、六世紀の堂山古墳や葉山古墳は、いずれも壮大な規模をもつものであり、出土品からみても阿尺国造との関連が考えられる。いま、富田町に比止称内という地名がある。逢瀬川の南岸であるが、ここが阿尺国造の本拠地であるという。ここには比止称塚という塚があったというが、現在は宅地になっている。また、赤木神社はこの国造の墓であるとも伝えられている。なお、阿尺国造と同時に置かれた国造は、思(亘理か)・伊久(角田市)・染羽(浪江町)・信夫(福島市)・白河など、いずれも仙台以南に限られ、群集墳の分布線と一致している。

つぎに「続日本記」養老二年(七一八)の条には、白河・石背・会津・安積・信夫の五郡を合わせて石背国を置くとする。ここにはじめて出てくる「安積」の文字は、さきに出た「阿尺」と同じくアサカと読む。わが国最古の辞書である「和名抄」(十世紀)には、安積を「阿佐加」と読ませているし、また阿尺の方は、「万葉集」にも「八尺」とか「尺度氏」とかあるように「あさか」と読む。延喜式上の令(九二七)に、国・郡・里名には二字にて好名嘉字を用いよとあり、それによって阿尺が安積と書き改められたのであろう。仙台や多賀城から出土した古瓦には「尺」の字が刻んであるものがあり、これは安積郡のことを意味するとされている。

この石背国の国府がどこであったかは、諸説があつて定まらない。旧郡山・安積町・須賀川市のそれぞれにある、方八丁という地名が注目されて、国府の規模を意味するものと考えられている。郡山の方八丁(方八町)には、御殿・辺代内・歩行内・兵庫田・銀白・木戸前などの地名が残されており、水門町は「ミカド」とよめば、全国各地の国府地名と合致する。

安積郡は安積部(現在の郡山市)・安達郡・田村郡を合わせた地域であつたが、延喜六年(九〇六)、入野・佐戸・

郡山地方のあけぼの



赤木神社

安達の郷がここから分かれて、新たに安達郡として独立した(延喜式)。「郡山」の地 安積郡には、入野・佐戸・芳賀・小野・丸子・小川名のおこり 葦屋・安積・安達の九郷があつたことが「和名抄」に記されている。この九郷が、現在のどこであるか諸説があるが、小野郷は小野新町付近、丸子郷は三春町から西田町付近、小川郷は田村町小川付近、芳賀は安積町、葦屋郷は旧郡山市、安積郷は日和田町、入野郷は二本松市、佐戸郷は東安達、安達郷は本宮町でないかといわれる。

陸奥国の役所は国府であり、大和朝廷勢力の北進によって、仙台近くの多賀城が最後に落付いた所であつた。安積郡の役所は郡衙であるが、それがどこにあつたかが問題である。南から多賀城に通ずる官道(仙道)には駅家が置かれたが、白河の関を越えてからは雄野・松田・磐瀬・葦屋・安達・湯日・降越・伊達・篤借と通じていた。安積郡ただ一つの駅家である葦屋は、同

序 文

郡山市は、昭和40年に近隣町村と合併し、市域も全国第12位の広さを持つ東北有数の都市となりました。また、平成9年4月から「中核市」へ移行し、『水と緑がきらめく未来都市 郡山』として、今後も発展し続けるものと期待されております。

本市発展の直接的な契機は、日本各地から入植者を迎えて始まった安積原野の開拓にあると言えますが、市内には、旧石器時代から近世に至る遺跡の所在が1,100箇所以上も確認されております。このことは、いにしえより人々が暮らし、文化を培ってきた歴史ある土地柄であることを物語るものであり、これらの貴重な文化財を保護し後世に残していくことは、現代に生きる私たちの責務であると考えております。

郡山市教育委員会は、平成6年度に田村町大善寺地内に所在する大安場古墳群の測量調査を実施しましたが、この古墳が当地のみならず東北地方の前期古墳を理解する上で、非常に重要な位置を占めることが明らかになったことを受け、平成8年度には古墳群の保護、保存を目的とした第1次発掘調査を実施いたしました。しかし、細部の構造についての検討がさらに必要であることも課題として残りました。

これを受けて、今年度は第2次発掘調査として1号墳の西斜面と埋葬施設の構造を明らかにするための調査を実施いたしました。

今回の発掘調査では、1号墳は全長83m前後の前方後方墳であり、前方部2段、後方部3段の段築構造であることも再確認いたしました。

これらは、測量段階での結果を概ね裏付けるものであり、大安場古墳が中通り地方屈指の前期大型古墳であると共に、東北地方で最大規模の前方後方墳であることを確かなものとししました。

本書は、今年度実施した第2次発掘調査の成果を収録したものであります。本書が、文化財の保護並びに地域の歴史を解明するための基礎資料として、また、研究資料としても広く皆様を活用して頂ければ幸いに存じます。

最後に、発掘調査実施から報告書の作成にあたり、ご指導をいただいた工藤雅樹先生はじめ調査指導委員、専門委員の先生方、並びに関係機関、地元関係者各位に対し、感謝申し上げます。序文といたします。

平成10年3月

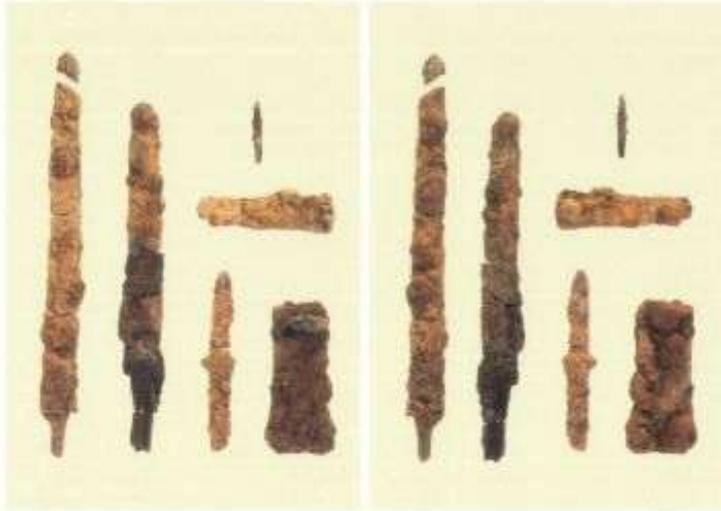
郡山市教育委員会
教育長 丹 治 勇



(1) 大安場古墳全景(1) (西より)

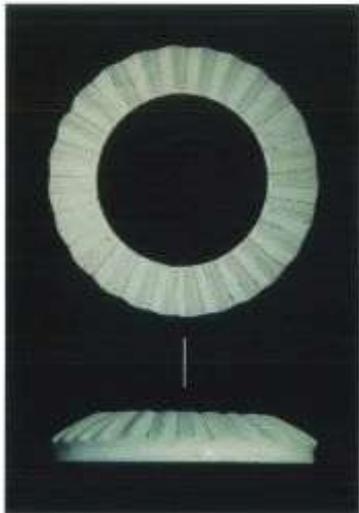


(2) 大安場古墳全景(2) (南東より)

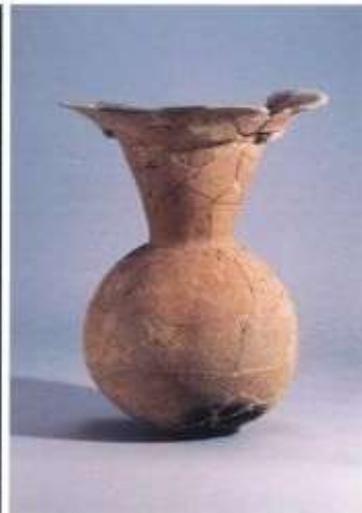


① 鉄製品 (器)

② 鉄製品 (器)



③ 割輪形石製品



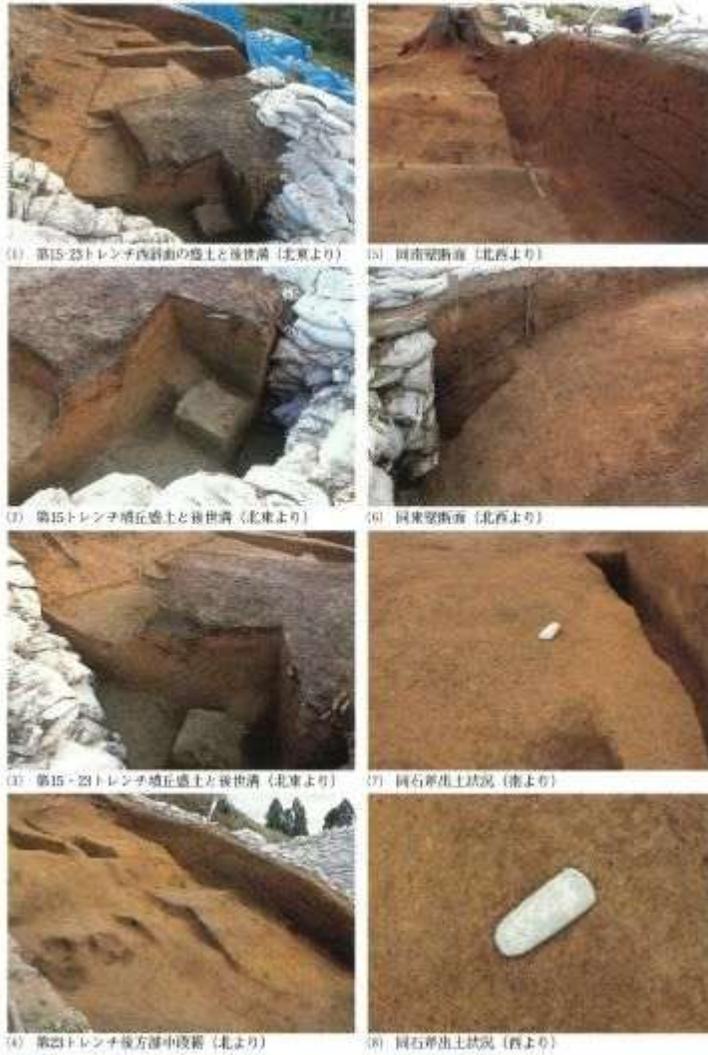
④ 底部穿孔壺

郡山市教育委員会所蔵

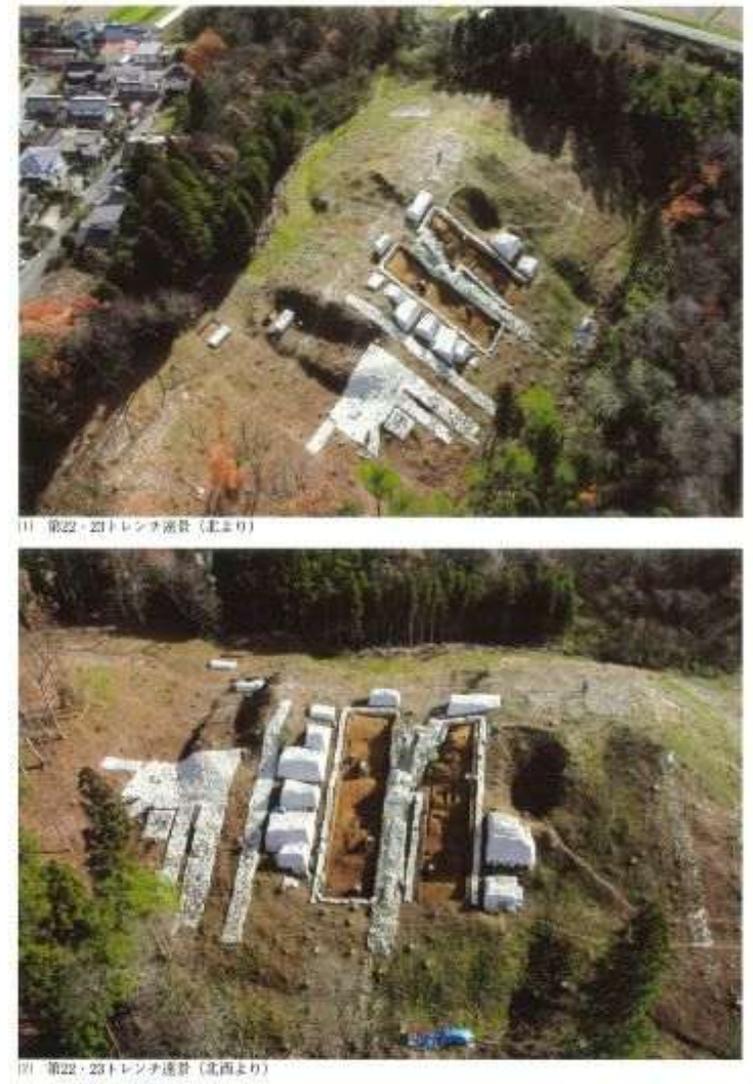


埋葬施設全景 (北より)

郡山市教育委員会所蔵



郡山市教育委員会所蔵



郡山市教育委員会所蔵



(1) 第22トレンチくびれ部の土器出土状況(北より)

(5) 同北壁断面(西より)



(2) 同くびれ部の土器出土状況(北より)

(6) 同前上部上段裾の断面(西より)



(3) 同くびれ部下半(北より)

(7) 同前上部上段斜面(北より)



(4) 同くびれ部三角平坦面

(8) 同前上部頂の盛土(北より)

郡山市教育委員会所蔵



(1) 第22トレンチくびれ部断面(北西より)

(5) 同作業風景(西より)



(2) 同くびれ部(北西より)

(6) 同作業風景(北西より)



(3) 同くびれ部断面(南より)

(7) 同作業風景(南より)



(4) 同くびれ部(北西より)

(8) 同くびれ部の土器出土状況(南西より)

郡山市教育委員会所蔵

布するが、前期～中期に限れば東西3km、南北4kmほどに集中している。このことは、西岸地域と同様に、後期以降に遺跡が拡散する傾向にあることを示している。

4世紀の集落には、北山田遺跡⁽²⁴⁾、山中日照田遺跡・正直B遺跡⁽²⁵⁾などがある。特に、山中日照田遺跡では当該期の竪穴住居が40棟あり、4世紀の阿武隈川東岸地域の中心的な集落であったと思われる。北山田遺跡では5世紀前半代までで集落がなくなる。正直B遺跡は、採集資料を見る限り5世紀前半代までは継続するようである。

山中日照田遺跡は、阿武隈川東岸地域の古墳時代集落としては最大規模であり、竪穴住居跡の数に粗密はあるものの7世紀までは継続する。5世紀後半代には、採集資料も加味すると南北約1kmにも及ぶ範囲に広がっていることが分かっている。

5世紀後半代には、山中日照田遺跡を中心に、その北には南山田・永作遺跡⁽²⁷⁾で108棟、南の谷田川南岸の正直A遺跡⁽²⁸⁾で58棟が調査されている。南山田・永作遺跡と正直A遺跡は、ほぼ電の出現時期に集落形成が開始され、TK47期に終焉を迎える点で類似している。双方の遺跡からは須恵器や鍛冶工房が発見されているが、正直A遺跡では祭祀遺構が、永作遺跡では石製模造品の工房跡が、南山田遺跡では陶質類似土器が発見されているなどの違いもみられる。

6世紀になるとそれまで濃密に分布していた遺跡周辺では、集落がやや希薄になる。この時期の著名な遺跡として阿武隈川に接した徳定遺跡⁽²⁹⁾がある。この遺跡は先述した淵の上1号墳の対岸にあり、6世紀の遺跡が集中する笹原川河口付近に立地しているのは興味深い。

7世紀の集落では、山中日照田遺跡で発見した遺構の多くがこの時期に当たるが、小規模な集落は南北に広がり、前代と比較すると拡散する傾向にある。

4世紀の阿武隈川東岸地域は、山中日照田遺跡⁽³⁰⁾の方形墓、南に隣接する須賀川市仲ノ平3・6号墳⁽³¹⁾、正直35号墳⁽³²⁾そして大安場古墳と、方形基調の墳形を採用する在り首長の本拠地であったようである。それぞれの古墳は、山中日照田遺跡で一辺が5から10m程度の方角、仲ノ平3号墳が全長17.5mの前方後方墳、同6号墳が全長23.8m、正直35号墳が全長37mの前方後方墳であり、大安場古墳を頂点とする方形基調の階層差が古墳に反映されている。しかし、須賀川市イカツチ古墳群⁽³³⁾や安達郡大玉村の傾城壇古墳など大安場古墳よりも古いと思われる前方後円墳が周辺地域にみられるのも事実であり、前期古墳築造の背景は複雑である。

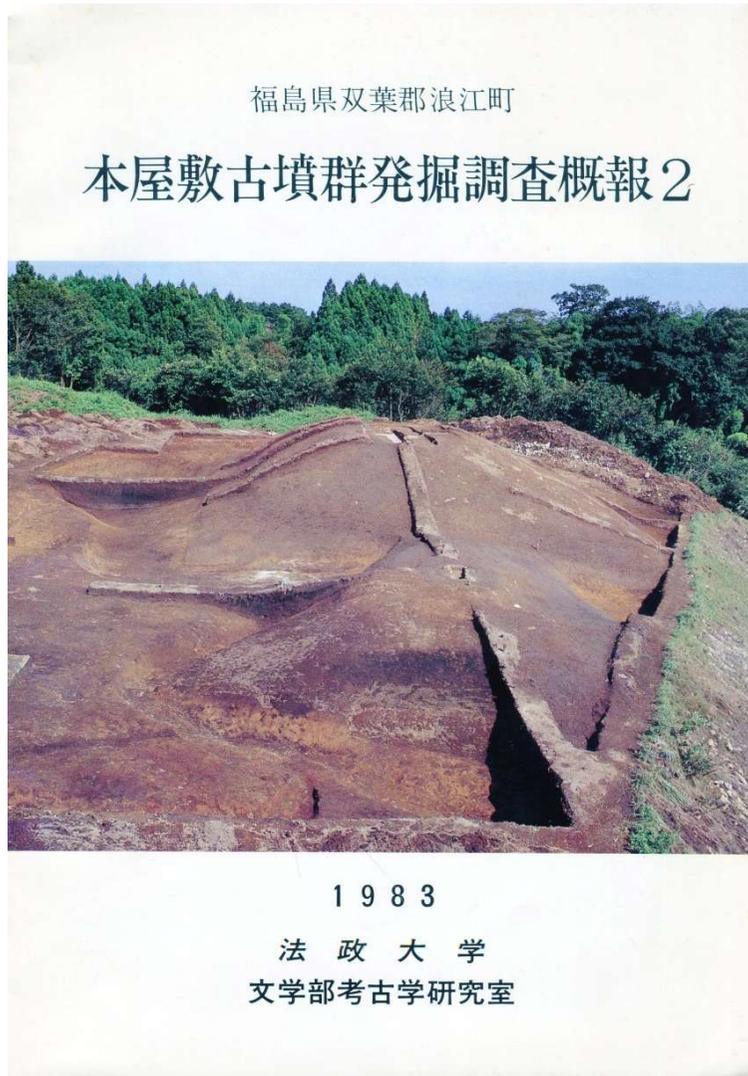
5世紀前葉には大型古墳はみられないが、田村町の宮田A遺跡⁽³⁴⁾で一辺14.5mの方墳跡が発見されている。阿武隈川東岸の地域も西岸同様に、5世紀の中葉頃まで方形基調の墓制が継続採用されていた可能



第3図 正直35号墳



図版 21

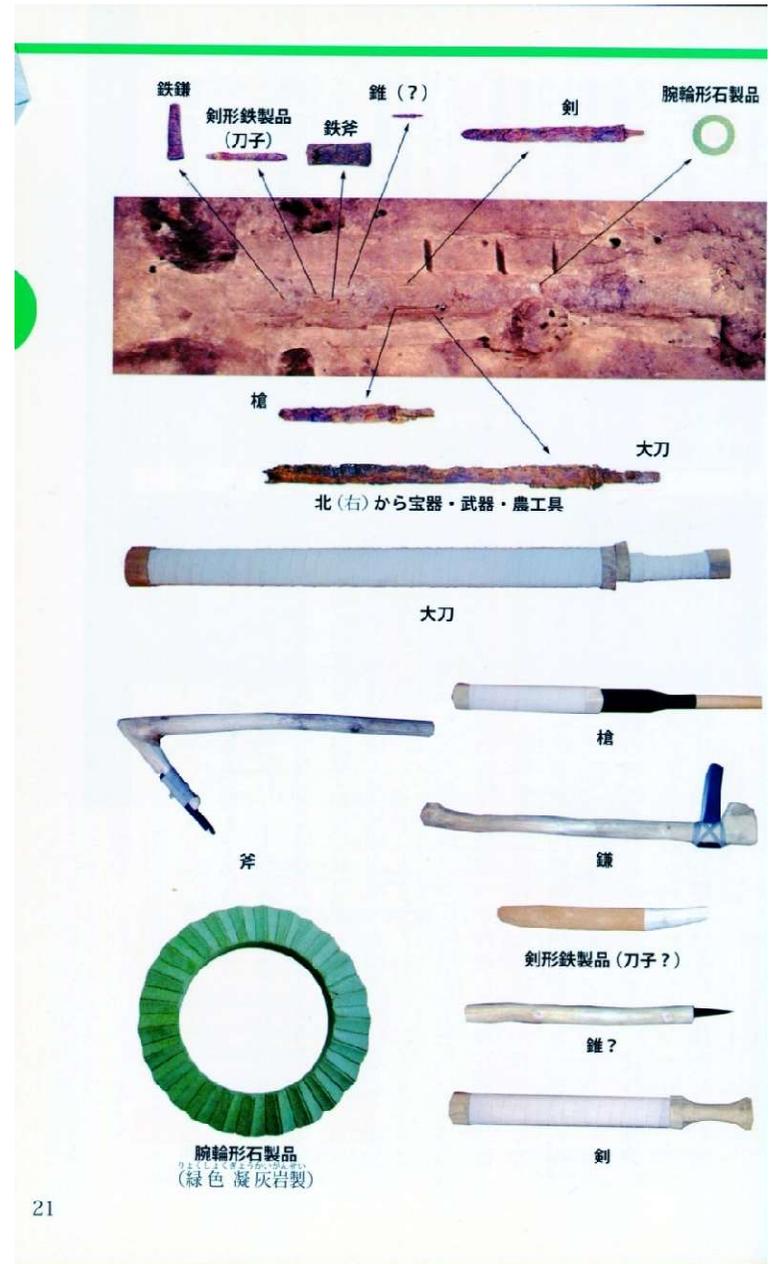


『本屋敷古墳群発掘概報2』法政大学文学部考古学研究室

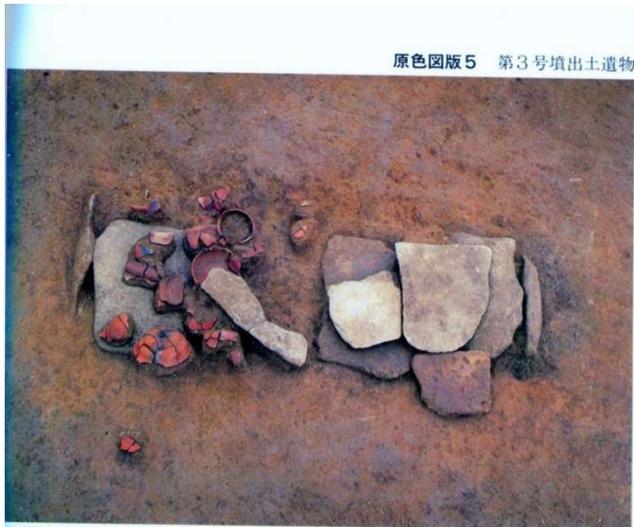
本屋敷古墳群 福島県指定史跡

「志賀高穴穂朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命十世孫足彦命定賜国造」
あしたらののみこと

「染羽国造(陸奥国標葉・阿岐国造同祖)『先代旧事本紀』一〇国造本紀」
しめはのくにのみやつこ



郡山市教育委員会所蔵



原色図版5 第3号墳出土遺物

1 第2号箱式石棺上土師器出土状況



2 鈎玉出土状況



3 石製模造品玉類

『本屋敷古墳群の研究』三三三頁によれば、染羽国造をはじめ阿尺・思・伊久・信夫・白河の六国造は、阿岐国造祖天湯津彦命(天降天由都彦命)の後裔とつたえられている。

第1節 「和名抄」にみえる標葉郡
から海上交通の要地であった証左とすることは可能であろう。また、論社として浪江町苜宿の
標葉神社(天王社)があるが、これとて確証はない。¹³⁾

(星野良史)

第2節 東北地方における国造制の成立

大化前代における標葉地域を考えるうえで、『先代旧事本紀』巻十、いわゆる「国造本紀」
は、その史的価値に問題はあるものの、極めて貴重な内容を含んでいる。先にその名称のあ

第29表 東北地方国造表

No.	国造名	比定地域	系譜	任命時期
(1)	道奥菊多国造	菊多郡	建許呂命見屋主刀弥	応神朝
(2)	道口岐閉国造	常陸国多珂郡道口郷	建許呂命見宇佐比刀弥	応神朝
(3)	阿尺国造	安積郡安積郷	阿岐国造同祖天湯津彦命10世孫比止弥命	成務朝
(4)	思国造	不詳	阿岐国造同祖天湯津彦命10世孫志久麻命	成務朝
(5)	伊久国造	伊具郡	阿岐国造同祖天湯津彦命10世孫豊嶋命	成務朝
(6)	染羽国造	標葉郡標葉郷	阿岐国造同祖天湯津彦命10世孫足彦命	成務朝
(7)	浮田国造	宇多郡	崇神天皇5世孫賀我別王	成務朝
(8)	信夫国造	信夫郡	阿岐国造同祖久志伊麻命孫久麻直	成務朝
(9)	白河国造	白河郡白河郷	天由都彦命11世孫塩伊乃己直	成務朝
(10)	石背国造	磐瀬郡	建許呂命見建弥依米命	成務朝
(11)	石城国造	磐城郡磐城郷	建許呂命	成務朝

※比定地域は「和名抄」所載の郡郷である。

がっていた染羽国造は、実際のところ本書にのみ、しかも1回限り現れるだけなのである。その記事を次に示そう。

染羽国造

志賀高穴穗朝御世。阿岐国造同祖。十世孫足彦命定賜国造。¹⁴⁾

志賀高穴穗朝の御世、阿岐国造と同祖、十世の孫足彦命を国造に定め賜ふ。

ここにみえる染羽国造のクニが、後に標葉郡となる地域にあたることには異論はないであろう。もっとも『旧事本紀』は成立に問題があり、「国造本紀」のみに



第139図 「国造本紀」所載東北地方の国造比定地域



平成二八年四月安積国造神社安藤智重宮司の案内で訪ね、撮影した。

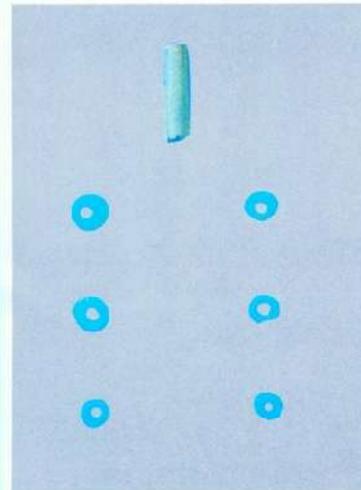
塚野目古墳群(八幡塚古墳)の主墳で古墳時代中期の帆立貝型の前方後円墳で周壕が巡らされていた。福島県中通り地方では、最大規模級のもので、大型の朝顔型円筒埴輪が出土している。近くには、多くの石製模造品などが出土した、祭司遺構である矢ノ目遺跡がある。

信夫国造(信夫国・阿岐国造同祖) 『先代旧事本紀』一〇国造本紀「志賀高穴穗朝御代、阿岐国造同祖、久志尹麻命孫久麻直 定二賜国造二」、
 塚野目一号墳(八幡塚古墳) 福島県指定史跡

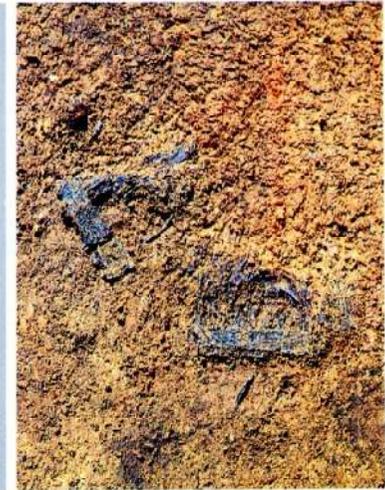
原色図版2 第1号墳後方部主体部・主体部出土遺物



1 東側から見る



2 管玉 ガラス小玉



3 櫛

・白河国造(磐城国白河・阿岐国造同祖)

『先代旧事本紀』一〇国造本紀「志賀高穴穗朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命十一世孫塩尹乃己自直定」賜国造

「白河郡衙遺跡」「白河舟田・本沼遺跡群」国指定史跡。下総塚古墳・舟田中道遺跡・谷地久保古墳・野地久保古墳の四遺跡

国指定史跡 白河舟田・本沼遺跡群 平成17年7月14日指定

下総塚古墳
所在地 白河市舟田中道114番
指定面積 5,986㎡
この古墳は、墓域を有する前方後円墳で、墳長71.8mを測りません。石室は横穴式石室で、安山岩質粘板岩灰岩を用いて構築され、奥壁から入口までの長さは7.1mを測ります。内棺は、形象不明(人物・犬刀・家・盾・箭)が出土していますが、配置状況までは明らかになっていません。埋葬の特徴などから、6世紀後半頃に位置づけられ、文献にみられる「白河国造」墓の可能性が考えられます。

舟田中道遺跡
所在地 白河市舟田中道134~137番
指定面積 14,937㎡
遺跡は、標高31.5mほどの河岸段丘上に立地しています。確認された築居跡は、北西部がすでに消失していますが、張り出しを持つ溝で区画されています。遺存状況から、一辺7.0mほどの規模があったものと推定されます。区画溝の内部には、竊列、竪穴住居跡が存在しています。年代的には、区画溝より出土した遺物の特徴から6世紀後半から7世紀前半頃に位置づけられ、下総塚古墳の次位を担った「白河国造」の本拠と考えられます。

白河市教育委員会



平成二八年四月下総塚古墳全景を、安積国造神社 安藤智重 宮司の案内で、当地を訪れ、著者が撮影した。

白河市埋蔵文化財調査報告書 第三九集 『下総塚古墳発掘報告書』第六次調査 二〇〇三年三月 白河市教育委員会

口絵 ① 第6次調査区全景(上空から) ② 石室全景(上空から)
③ ガラス小玉 ④ 赤彩された埴輪

序

白河市の東部に位置する五箇地区では、近年の発掘調査によって、古墳時代から古代にかけての、地方豪族の動向を窺い知ることのできる、全国屈指の遺跡群の存在が確認されました。

遺跡の保存・整備に向けて、平成12年度より3ヵ年計画で実施してまいりました下総塚古墳の調査は、今年度が最終年度となりました。

3ヵ年の調査成果から、6世紀代の古墳としては、東北最大の規模をはこる前方後円墳であることや、さまざまな種類の埴輪の存在が明らかとなるなど、まさに「白河国造」の古墳とするにふさわしい内容であることが確認されました。

今後は、これまでの調査成果をもとに、復元・整備をはかり、地域に根ざした文化財として保存・活用を図ってまいりたいと考えております。

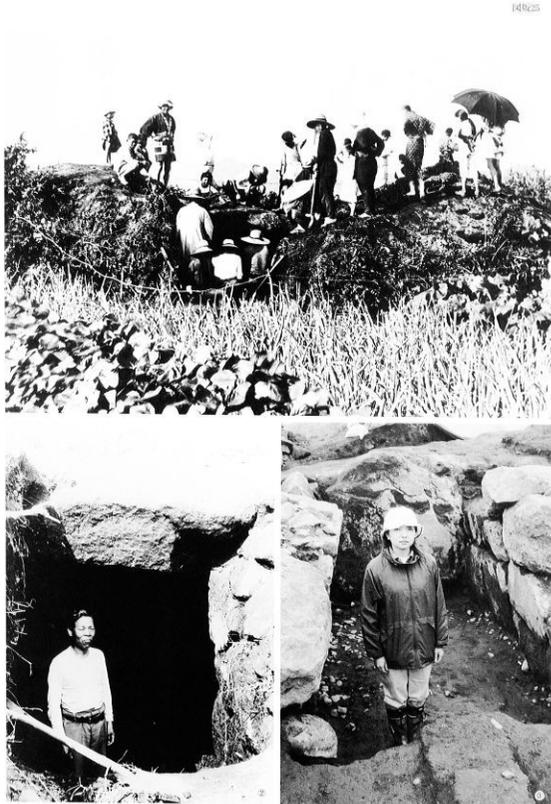
ここに、調査の成果をまとめた報告書を刊行し、白河地方の歴史を考える資料として、広くご活用頂けることを願うものであります。

最後になりますが、発掘調査から報告書刊行に至るまで多大なるご協力を頂いた、地元地権者各位をはじめ関係機関に対し、衷心より感謝申し上げます。

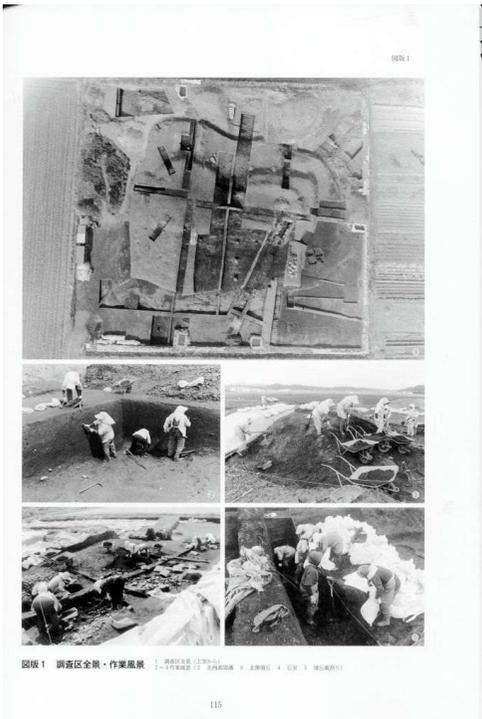
平成15年3月

白河市教育委員会
教育長 平山 伊智男

白河市埋蔵文化財調査報告書 第39集 『下総塚古墳発掘調査報告書』(6次調査)白河市教育委員会二三九頁
図版25 第一次調査時の石室との比較

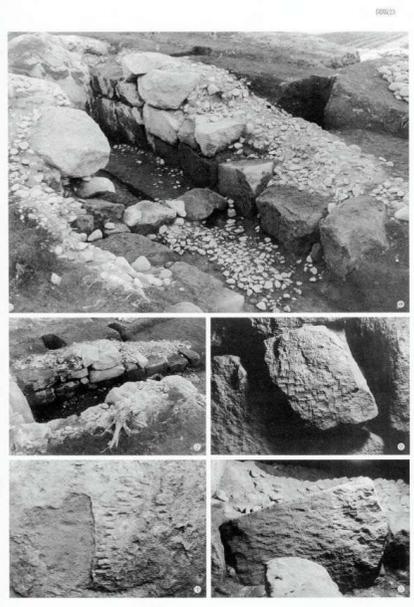


図版25 第一次調査時の石室との比較



図版1 調査区全景・作業風景

115



図版23 石室壁面(2)

137

白河市埋蔵文化財調査報告書 第33集 『舟田中道遺跡Ⅱ』本文 調査区全景



調査区全景

白河市埋蔵文化財調査報告書 第33集 『舟田中道遺跡Ⅱ』本文 遺跡全景と居宅全景



遺跡全景



居館跡全景



図56

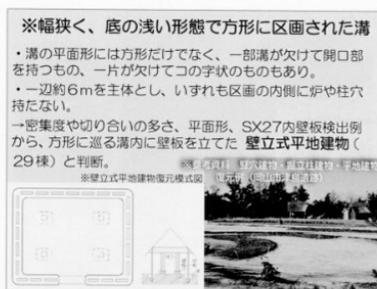


図57



図58



図59



図60



図61

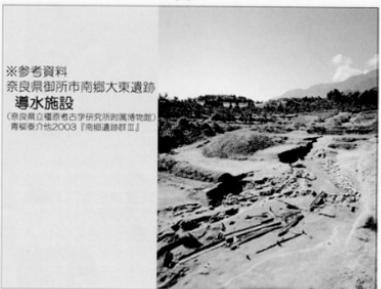


図62



図63

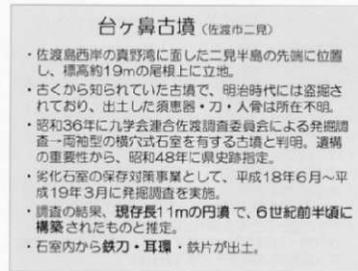


図48

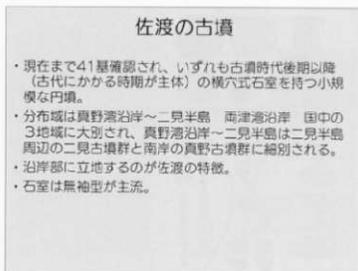


図49

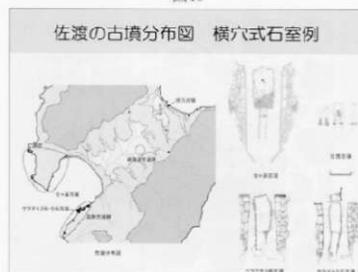


図50



図51



図52



図53



図54

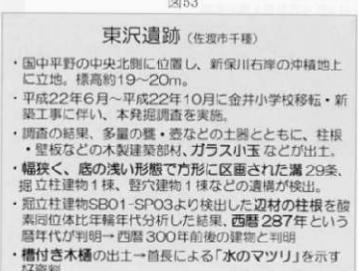


図55

台ヶ鼻古墳・佐渡市埋蔵文化財調査報告書第一四集『台ヶ鼻古墳』



『佐渡の王』一蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展二頁

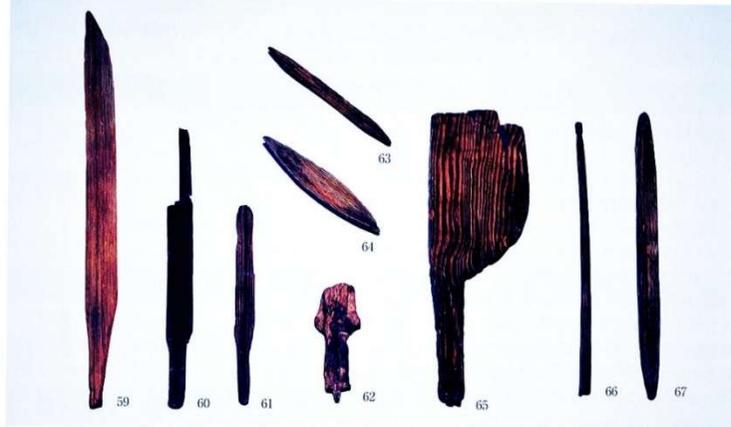


『佐渡の王』一蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展表紙

佐渡市教育委員会・真野古墳群(飯田清治郎古墳)「考古学から見た佐渡の交流」橋本博文・東沢遺跡・蔵王遺跡、
『新潟考古』七五頁〜九四頁・『佐渡市発掘二〇年展・講演会資料集』二〇二四年、『佐渡の王』一蔵王遺跡二
〇一九年度春季企画展一〇頁・

5 威儀具・祭祀具・土器

木製品のなかには権威を示す道具があり、威儀具と呼ばれます。髷形木製品は貴人の顔を隠すのに用いられたもので、新潟県内ではほかに弥生時代中期の佐渡市平田遺跡で見つかっているのみです。舟や剣をかたどった木製品と鷓形土製品は、蔵王遺跡でさまざまな祭祀が行われていたことを示しています。



59～62・67 祭祀具 65・66 威儀具

59: 刀形、長さ38cm。60-62 剣形。61 剣形、スギ。63-64 舟形。65 威儀具の髷形木製品、長さ39.8cm。66 威儀具の儀器、スギ。67 祭祀具の形代か、スギ。



68～70 鷓形土製品

68 中空の体部、表面が赤く塗られる、長さ18.5cm。69 中空の体部、70と同一か。70 中空の頭部、溝にトサカをはめ込んでいた可能性がある。(提供 佐渡市)



71～87 弥生時代後期末葉～古墳時代前期の土器

71～73 蓋。74 鉢。75～80 器台。81 82 85 高杯。83 壺。84 86 87 甕。

『佐渡の王』—蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展七頁

2 威信財—権威の象徴—

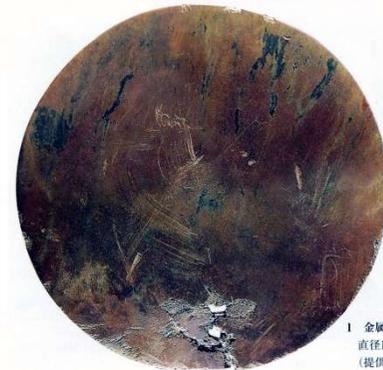
蔵王遺跡には権威や権力を誇示する「お宝」が見つかっています。最も注目されるものは、青銅器の内行花文鏡と珠文鏡です。内行花文鏡は8つの連弧文が巡るもので、その大きさは古墳から出土するものに引けを取りません。銅鐵やガラス製の小玉も貴重なものです。威信財を持つ王の存在を裏付ける可能性があります。



2 金属製品 珠文鏡
長さ3cm、推定直径7cm。
(提供 佐渡市)



3 金属製品 銅鐵
長さ2.4cm。
(提供 佐渡市)



1 金属製品 内行花文鏡
直径10.5cm。
(提供 佐渡市)



4～7 ガラス製品 小玉
5 直径5.2mm。
(提供 佐渡市)

『佐渡の王』—蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展三頁

怒麻国造(伊予国野間・阿岐国造同祖)『先代旧事本紀』一〇国造本紀 「神功皇后御代、阿岐国造同祖、
 あきはやたまのみこと わかみおのみこと
 愛媛玉命三世孫若彌尾命定二賜国造二・妙見山古墳(国指定史跡) 著者は藤山歴史資料館と妙見山古墳を訪ね
 た。

愛媛県今治市大西町『妙見山一号古墳』報告・論考編一

愛媛県今治市教育委員会

愛媛大学考古学研究室

カラー図版 3



1 前方部北コーナーからみた妙見山1号墳(北東から)
 前方部と後円部の高さにはほとんど差がない。高さ80mの丘陵状にあって、その大きさとともに高地所在という垂直性においても他とは消絶的である。



2 後円部に造られた1号主体部全景(西から)

妙見山一号古墳 『妙見山一号古墳』報告・論考編一五頁

カラー図版 4



後円部に造られた1号主体部竪穴式石槽(東から)
 長さ6.7m、幅1.0mの狭長な石槽で、頭が位置する奥側が高く、手前側が狭く造られ、低い方に排水溝が付く。

一五頁 最後に高縄半島に設置れた五国造に触れておきたい。『先代旧事本紀』第一〇巻「国造本紀」によると、伊予国造(成務朝)→怒麻国造(神功皇后代)→久米国造・小市国造・風早国造(応神朝)が順次任命されたとある。「国造本紀」には資料批判を巡っては数多くの議論があり、任命時期や系譜など認めがたいことがらも含まれるが、少なくとも実在性は認めても良いと思う。

カラー図版23



1 整備後の妙見山1号墳航空写真(北東から) 照り付け、深い谷筋、段差の多い首郭と埴輪帯がよく見られる。



2 整備後の妙見山1号墳 首郭は北東から見て西向きで、埴輪帯の西側には2号墳式石棺(右の白丸にSD「土師器」の表示がある)がある。

カラー図版16



2号土師器製鏡の銅鏡片断鏡 2号土師器製鏡の銅鏡片断鏡(手すの裏面)。手すは、鏡は高麗産手製の土師器製銅鏡の断片で、二片も縫合されている。1号土師器製の鏡も手すも銅製であるが、この断片の縁は一面の凹凸を繰り返して鍛造するようである。直径1.5cm。

カラー図版17



墳丘出土の伊予型特殊器台(左)と二重口罌差



B トレンチ出土の二重口罌差(B-26) 断面は復元。
3 トレンチ出土の二重口罌差 断面は復元。

カラー図版18



T トレンチ出土伊予型特殊器台(T-1、第1段) 上下は無文で中段は斜線文で、三段は縦線文で、三段とも同じ文様である。高さ25.3cm。

カラー図版19

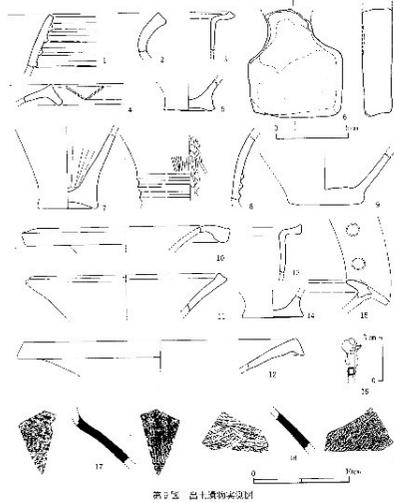


B 2 2 瓦屋敷塚出土の伊予型特殊器台(B-23 第1段、第2段) 上下は斜線文である。片一は斜線文、片一は縦線文、片一は斜線文、片一は縦線文である。高さ25.3cm。

3 トレンチ出土の二重口罌差(B-26) 断面は復元。

17はわずかに断面面が残り、竪堀部は、いすゞ形も中には竪堀部で遺法は良好である。17は内外壁とも土管が連続して遺構を築すが、土管がわがわがは異なる。2は灰色、18の外周はクワタ50型を有する。内部は同心状のタタキ目がある。19は内。

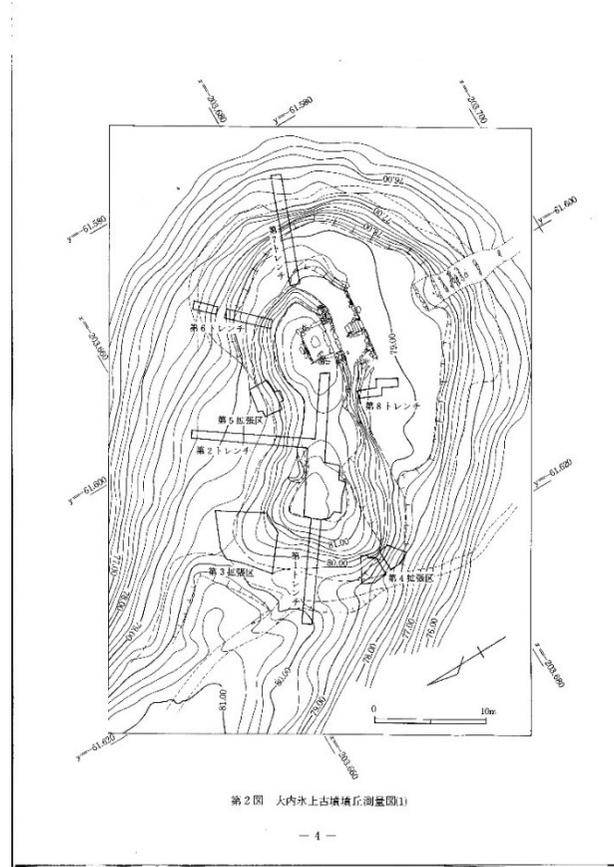
不明な部分(第9図 16) : 緑化等して先鉄製品の一部が露出する。鉄製品の一部が、あるいは鉄釘の付着性もある。残存長1.5cm、幅0.5cm、断面中央で重量2.7g。断面内径土中より出土。



第9図 出土遺物6面図

13

『山口県埋蔵文化財調査報告第九六集』



山口県埋蔵文化財調査報告第九六集 一九八六
第二図 大内氷上古墳墳丘測量図(1)



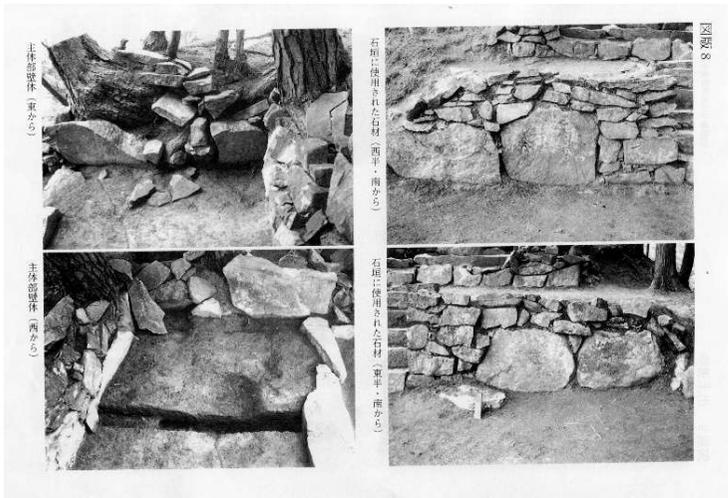
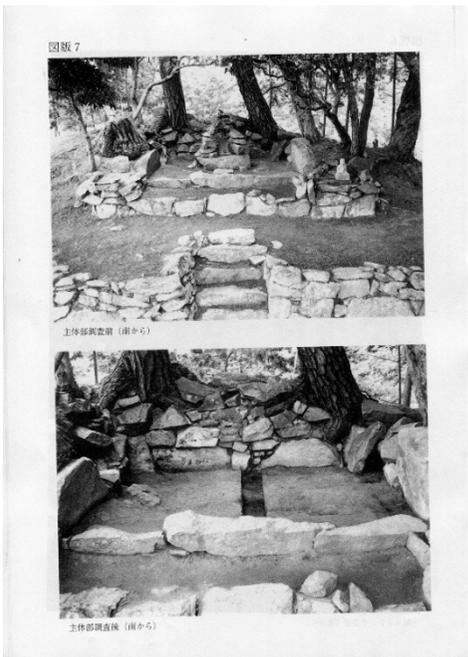
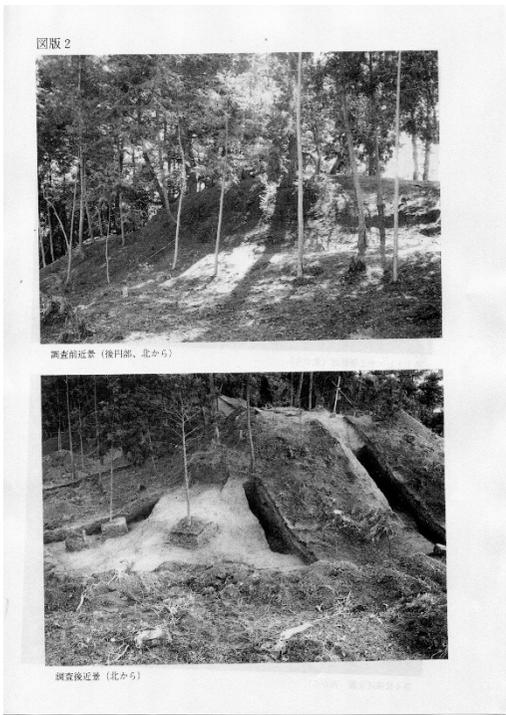
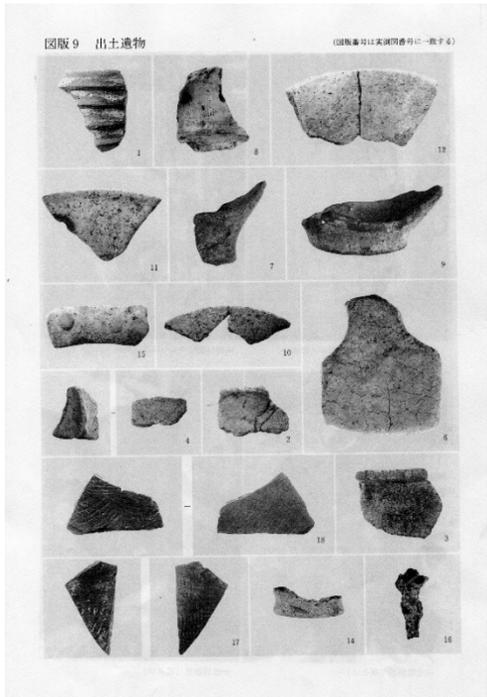
二〇一七年八月八日著者が大内氷上古墳を撮影



二〇一七年八月八日著者が大内氷上古墳全景を撮影

はくへんのかみ
波久岐国造(波久岐国・阿岐国造同祖) 瑞垣朝(崇神)御代、阿岐国造同祖金波佐彦命孫豊玉根命を国造に
定め賜う
大内氷上古墳(県指定遺跡) 山口市に現存する唯一の前方後円墳。

「山口県史」資料編考古1 五九頁 古墳時代 3. 古墳の地域性 九世紀に成立したと推定される『先代旧事本紀』巻十の国造本紀に記載された国造と重ね合わせることができる。すなわち、周防部では大嶋、波久岐、周防、都怒の順に記載されている。県としては娑磨県のみがある。(4)の地域が波久岐国造の本拠地があったと被定しうる。 県としては娑磨県のみがある。(4)の地域が波久岐国造の本拠地があったと被定しうる。



146 おおうちひかみ 大内氷上古墳

山口市大字大内御堀字山根

立地

県域の中央部に位置する山口市は、山口・大内・宮野の各盆地と仁保、小鯖低地とこれらを取り囲む山地や丘陵から成り立っている。本古墳はこのうちの大内盆地の北縁に位置し、仁保川右岸の標高約79m、比高約50mの丘陵に立地する。丘陵は狭長で馬の背状をなし、その端部に後円部を盆地側に向けて築造されている。

時期

古墳時代中期(5世紀中葉～後葉)

発見と調査

1983(昭和58)年に発見された大内盆地で唯一の前方後円墳で、1985(昭和60)年に山口県教育委員会が重要遺跡指定調査を実施した。調査は将来的な保存を目的に古墳の基礎的資料を把握するためのもので、最小限のトレンチによる調査が実施された。

調査前の状況は後円部南半がすでに削平され、周辺に石垣がつけられていた。また、主体部の石室は蓋石・南側壁が取り除かれ、石室内部に役行者像が祭られていた。

遺構

墳丘 全長約28m、後円部径約15m、前方部幅約14m、くびれ部幅約8～8.5m。墳丘の高さは前方部2.3m、後円部2.8mである。墳形は後円部に対して前方部幅がやや狭い。なお、調査では前方部右隅が判然とせず、想定される前方後円の墳形がややゆがんだものとなっている。これは自然地形上の制約により墳丘裾が部分的に変形をきたしたと考えられる。

丘陵端部を地山成形して墳丘基底面をつくり出し、その上に版築で積み上げた墳丘が載る。段築は認められない。なお、葺石・埴輪などの外部施設は検出されなかった。

内部主体 後円部に設けられた石棺系竪穴式石室



遺跡の位置 (小部)

である。基部の石は箱式石棺状に板石を横位に据え、それより上は扁平な割石を小口積みする。石室内法は長さ2.86mで、幅は南側壁が残存していないが約60cmであろう。この石棺系竪穴式石室は、弥生時代の箱式石棺の影響を受けた在地色の強い埋葬施設とみられる。また、墳丘下から弥生時代中期末の貯蔵穴や土坑の一部が検出され、当該期の高地性集落が確認された。

遺物

石室内埋土中から鉄鍔蓋部または鉄釘の可能性のある鉄製品、墳丘トレンチから須恵器片が出土したが、確実に古墳に伴う遺物かどうか定かでない。そのほか、墳丘盛土中や墳丘下の弥生時代の遺構から弥生土器・分銅形土製品が出土した。

遺跡の特徴と意義

大内盆地では唯一の前方後円墳であり、5世紀なかごろから後半にかけての当地域の有力首長墓とみられる。地域首長と大和政権との関係や政治的動向を考えるうえで貴重な古墳である。

遺跡の現状と遺物の所在地

調査後に埋め戻して、現地保存されている。1986(昭和61)年、山口県指定史跡となった。調査記録や出土遺物は、山口県埋蔵文化財センターに保管されている。

文献

谷口哲一「大内氷上古墳」(山口県教育委員会、1986年)。(谷口哲一)

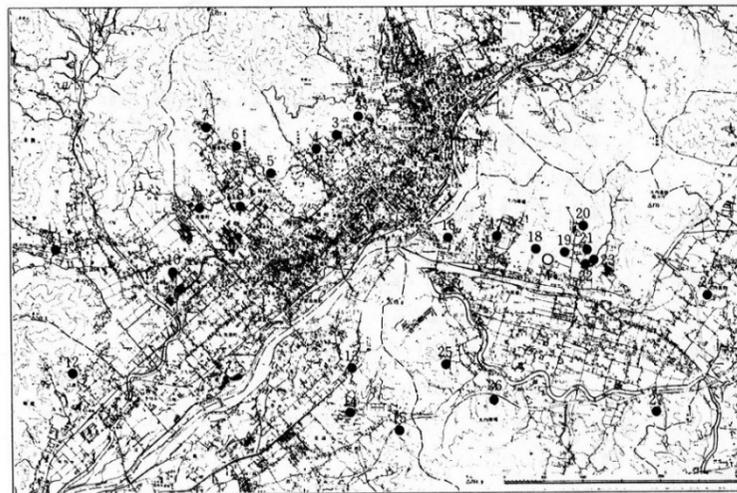
I 遺跡の位置と環境

大内氷上古墳は山口市大字大内御堀山根 348 に所在する全長28mの前方後円墳である。

山口市は中央を貫流する樺野川と、それに合流する各河川の流域に形成された山口、大内、宮野の盆地群、仁保、小鯖低地と、これらを取り囲む山地や丘陵から成立する。山口盆地は県都山口市街の中心であり北に宮野盆地に続く。大内盆地はこの山口盆地との間に宮野丘陵から派生する象頭山と今山丘陵の姫山が張り出し、両盆地間に一種の地形的領域をもって連接する。この大内盆地は仁保川、間田川の谷底平野である仁保、小鯖低地がそれぞれ北、南に続き、両河川の沖積平野である。

大内氷上古墳はこの大内盆地の北縁、仁保川の右岸一帯に南へ派生する丘陵地上に位置する。後世条里跡の地割が残る沖積地からの比高約50m、標高80mである馬の背状の狭長な丘陵端に後円部を平野側に向け築造されている。ここからの眺望は良好で、大内盆地のほぼ全望が眼下に広がる。

近年山口盆地では国道9号山口バイパス等の開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査が行われてきた。これによって弥生時代から古墳時代にかけての多くの遺跡が確認され、集落跡と墳墓群



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡

- 1 大内氷上古墳 2 鴻ノ峰古墳群 3 白石遺跡 4 糸米遺跡 5 萩峠遺跡 6 朝倉大蔵遺跡 7 朝倉河内古墳群 8 湯田楠木町遺跡 9 赤妻古墳 10 下東遺跡 11 天神山古墳群 12 朝田墳墓群 13 日吉横穴群 14 山口大学構内遺跡(吉田遺跡) 15 大浴古墳 16 御堀石棺 17 馬塚古墳 18 入野石棺 19 山崎遺跡 20 妙見社古墳群 21 高尾古墳群 22 山崎古墳 23 仏供田遺跡 24 大塚古墳 25 間田片川遺跡 26 新聞古墳 27 神田山石棺

等は天湯津彦命を遠祖とされている。

(12)

安芸国は『古事記』では「阿岐国と記載され、大化の改新後は阿岐国の領域そのまま安芸国(上国)が設けられた(13)。」

注(12)『広島県史』古代中世資料編Ⅰ 六七三・六七四頁、『先代旧事本紀』卷第十国造本紀 五四一・五四二・五四六・五五一・五四五頁、注(13)『古事記』(中)一九頁。

天湯津彦命「安芸津彦命安芸都彦命注(5)『芸州府中荘誌』 一二二頁。主長・首長の義なり、人名にあらず)」

天湯津彦命五世孫(14)阿岐国造・鮑速玉命：阿岐国造氏族は佐伯氏と伝えられ嚴嶋神社(廿日市市宮島町、世界遺産)の神主となつて以来、代々世襲してきた。田所明神社(広島県安芸郡府中町)の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は鮑速玉命(鮑速玉男命)を祭る。東広島市西条の三ツ城古墳は国造一族の墓とされる。…佐伯郡三宅村(広島市佐伯区五日市町三宅)の田所屋敷(官島カンツリークラブのコースの一部や大片氏宅付近)二住ム

注(14)『先代旧事本紀』「現代語訳」一四一頁*27。『先代旧事本紀』「現代語訳」五五一・五八七頁*10、

『広島県史』古代中世資料編Ⅰ 六七二・六七三・六七四頁、芸州府中荘誌二二二頁。

第一〇節 『広島県史』原始古代嚴島社領の形成 四七四・四七五・四七六頁によると

嚴島神社主佐伯景弘と志道原莊下司凡家綱 平氏と安芸国の結びつきを、ことのほか緊密にしたのは、平家一門の嚴島神社への熱烈な信仰に他ならない。この平家一門の嚴島信仰を現地で支えたのが嚴島神社主佐伯景弘である。武士の棟梁の出自でありながらも保元・平治の乱以降中央政界に確固たる地位を築いた平清盛と彼の信仰を通して結びつく安芸国一宮嚴島神社主佐伯景弘の二人存在を焦点として、十二世紀中葉以降、同世紀末の内乱期に至るまで、安芸国の歴史は展開する。それは安芸一國の莊園・公領制の展開という視角からみた場合、平氏知行国下における安芸国一宮嚴島社領の形成過程を基軸としてとらえなければならぬであろう。ところで、嚴島神社主佐伯氏は古くは広島湾一帯に分布した海人族の首長で、大化前代にこの国に佐伯部が設置された際に、その管掌者となった佐伯直の末裔と思われる、律令制施行以後、佐伯郡の譜代の郡司として佐伯郡方面に勢威を誇った豪族である。松岡久人「嚴島前町の形成『瀬戸内海地域の社会』史的研究」(同「嚴島の歴史」『公教美術』五二号)

嚴島神社神主には、佐伯氏一族の族長的地位にあるものが任ぜられたが、後述するように、この一族は十一世紀中葉以降、佐東佐西両郡衙を拠点として勢威を伸長する神主家と安芸國衙機構を勢威拡張の拠点とする田所氏など分派したようである。しかしこの二派は分立後もとも厳島神を共通の祖神として仰ぐことに変わりなく、おそらく一二世紀初期ころまでには、『延喜式』の段階では、上位に位置づけられていた名神大社速谷神社を抜いて、嚴島神社が安芸国一宮として位置づけられるにいたるのも、國衙機構に占めた田所氏など佐伯一族の力にあずかるところが大きかったものと推測される。さて、嚴島社領莊園が本格的に形成されてくるのは十二世紀中葉以降である。これは平清盛が中央政界で確固とした地歩を占めるに至った時期とほぼ同時期である。安芸国の在地領主層のなかには、平氏に接近しその保護を得るため、嚴島神社に所領寄進を行う者たちもいた。長寛二年(一一六四)六月平清盛家政所は凡氏家綱を山方(県)郡豊平町志道領の下司職に補任する旨、嚴島神社主佐伯景弘にあてて下文を発給した。しかしこの莊園は凡家綱が平清盛に直接所領を寄進することによって成立したのでなく、以下のべるような経緯をたどって、本来嚴島社領として成立してきた莊園であった。時期は明確ではないが、長寛二年(一一六四)よりかなり以前、山県本郡と加茂郷に散在する荒野が、その地主より嚴島神社に寄進され、国司廳宣によりこれを社領とすることが認められていた。ところが嚴島社領として認定されていた地主寄進の荒野は散在所領であったため、佐伯景弘は領域性を有する村との交換を國衙側に申請し、これにより、山県本郡と加茂郷には嚴島社一円領として村々が便補されたのである。

第一一節 『廿日市町誌』通史編(上)二八四・二八五・二八六・二八七・二八八頁

1 律令国家と佐伯郡

安芸国の成立 …… 安芸国は上国でかつ遠国に属していた。十世紀初に成立した『和名類聚抄』に「國府在安芸郡」とあるように平安時代以降安芸國府は安芸郡府中町の地に所在したことが知られている。…

八世紀初頭の安芸国には専任の国司が置かれず、従って国司による現地掌握が不徹底のまま郡司たちに地方の支配は委ねられていたと推測されたと推測される。

2 佐伯郡と種篋郷

佐伯郡……古代の佐伯郡はかなり広範囲にわたり、東は広島市の中心部を流れる太田川唐、西は県境の小瀬川にいたる、現在佐伯郡、広島市安佐南区、佐伯区、と安佐北区・西区の一部、大竹市に相当する。

『広島県史』原始古代一八四頁によると広島地域にはすくなくとも数個の軍団が存在していたはずである。

天平十年(七三八)『周防国正税帳』には、「安芸国佐伯軍団擬少毅榎本連音足」とその従者食稻、酒、塩を下用していることから、佐伯軍団の存在が知られる。『広島県史』原始古代二〇七頁によると佐伯郡の郡司は「貞観二年(八六〇)も安芸国佐伯郡に始めて主政・主張一員を置く」「貞観五年(八六三)主政・主張一員を加え置く」とあるだけで不明である。

3 『防府市史』通史I 原始古代中世 一三七頁、一三八頁

第二節 周防国府における往来官使

正税帳に見る官使の往来

左并

四日食稻伍拾束肆把 塩伍升肆勺

部領使

安芸国佐伯軍団擬少毅榎本連音足、將従一人合二人往来

八日 食稻五束六把、酒六升四合、塩三合二勺

五月四日下流人

周防国佐波郡人牟牟礼君大

町、三日食稻六把塩六勺

部領伝使

刑部省解部従六位下苅間連養徳將従二人、合三人

往来六日、食稻六束、酒六升、塩三合六勺

(略)

郡司と郡家

郡司の四等官制は大領・少領・主政・主帳を称しそのうち郡制を掌る大領・小領と文章の作成にあたる主政・主帳の間には、同じ郡司といってもはつきりとした区別がみられ、ことに前者には地方豪族の側面が顕著であった。平安時代初期の頃に郡司の増員が行われている。『三代実録』の記事によれば、定観二年(八六〇)にはじめて主政を一人置き^{定観二年十月三日条}、貞観五年(八六三)主政・主帳各一人を加え置いたとある^{定観五年六月二日条}。十世紀初に成立した『和名類聚抄』によれば一二郷を官する上郡であり、なんらかの事情で主政は置かれなかつたものの、令制施行当初より中郡とされていたと思われる。佐伯区五日市町利松の郡橋付近には郡古保利・北郡・東郡・郡越・郡佐古と云った小地名が多く残っており佐伯郡に比定される。この地は古代山陽道筋にあたり……また譜代郡司佐伯氏の一族でのちに國衙の在庁官人となった田所氏がかつて三宅(広島市佐伯区五日市町)に住していたらしいことも先の推定を裏づける。……

第二二節 『廿日市町史』通志編(上)古代の廿日市 平氏政権と厳島神社神 一 厳島神社神主佐伯景弘

安芸国一宮厳島神社、三一一、三一二、三二三頁によると、一通の文書をしたためている「資料通信叢誌 第巻編厳島

誌」。厳島神は、原始時代、神さびた弥山の山容を仰ぎつつこれを伏し拝んだ対岸に住む人々の心中にまず宿

つたとすべきであろう。当初は臨時、仮設の祭壇を設け、素朴な祭礼をおこなうにすぎなかつたと見られるが、やがて島内に常設の社殿がつくられるようになると、それを管理し祭祀を主宰する住民の固定化が進む。その頂点にたつたのが大化の改新前代の阿岐国造、後に令制下の佐伯郡司へ系譜していく佐伯氏であった。

佐伯氏という安芸国屈指の大族を祭祀権者に得て、厳島神社は平安時代を通じ次第にその社格を高めていった。六国史のうえでは日本後紀弘仁二年(八一)七月己酉(十七日)条に佐伯郡の速谷神社と伊都岐島神が中央政府から名神祭の奉幣に預かるのを初見として、貞観元年(八五九)には伊都岐島神は従四位下『三代実録』貞観

元年 正月二十七日条、同年九月には従四位上に昇叙されている『三代実録』貞観九年 十月十三日条。

また一〇世紀初頭に編纂された『延喜式』の神名帳をみると、速谷神社・多家神社(安芸郡府中町)とならんで安芸国の式内社の一つに列しており、天慶三年(九四〇)海賊調伏の祈禱を行った功により、速谷神とともに正四位下に叙せられている『長寛』^{神文}。このように伊都岐島神は古代においてすでに安芸国を代表する有力な神となっていた。しかしこの時期は同じ佐伯郡に鎮座する速谷神と社格の上で拮抗しており、必ずしも安芸国において他に一頭抜きん出た存在ではなかつた。ところが寛仁元年(一〇一七)中央政府が畿内七道諸国の有力神社に奉幣を行った際、安芸国では伊都岐島一社のみがそこにあげられている。『左経記』寛仁元年 十月二日

案。十一世紀末から十二世紀初にかけて全国に一宮という制度があらわれ、厳島神社の場合も十二世紀後半の文書にそれを明示するものがあるが、そうした実質は寛仁元年の時点である程度かたちづくられていたとみることができるといえる。一宮成立が国内の在庁官人に深い関わりをもつことからすれば、前述したように佐伯氏一族(田所氏)の在庁進出がその背景をなしていたことは疑いをいれない。

第一四節 田所氏の公職とは

阿岐国造家の田所氏は、天湯津彦命とその五世の孫阿岐国造・鮑速玉命の後裔である。律令制において、今の広島市佐伯区三宅町の田所屋敷跡にて譜代の佐伯郡司を世襲した。『国史大辞典』第一卷九十一頁によると、安芸国の国衙は、安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ぶ区画があるのが、その遺跡と思われ、その東方に惣社と呼ぶ神祠が明治四年まで鎮座した。『国史大辞典』第十四卷六八八頁によると、留守所は「古代末期から中世前期にかけて諸国の国衙に置かれた行政機関。律令制の国司制度のもとで受領の国司が赴任しなくなる」と諸国には留守所が置かれて、受領の代官である目代が在庁官人を指揮して国の行政を行うようになった。

た。『国史大辞典』第十四卷三百四十五頁によると、遙任といつて、「令制の地方官に任命されながら、赴任職務するのを免除されること。遙授ともいう。平安時代初期には、遙任・遙授も制度化していた。『国庁屋敷』において、田所(佐伯)資隆は、西暦九〇〇年頃より佐西使度使・田所執事職として安芸国庁屋敷に赴任し襲した。安芸国では、一〇二七年頃から田所氏は田所信職の時代以降、田所氏が惣判官代等の有力在庁官人を世襲した。国司は「国司庁宣」により目代の派遣を告げ、目代と在庁官人の連署の「留守所下文」により国内統治機能を果たした。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられた。『芸州府中荘誌』村の北方石井城に国庁屋敷と呼ぶ地あり。国庁神社・槻瀬明神は国庁屋敷に社を設け、庁員一同、朝夕礼拝した。治承三年(一一七九)より厳島神社・惣社・松崎別宮初申神事が安芸国の国祭として、朝廷より奉幣使を迎えて行われ、南北朝時代より田所信高が奉幣使と、その後、田所石井兵衛尉在俊が、定勅使祭主を明治五年まで世襲した。厳島国府上卿屋敷の厳島遙拝所は奉幣使と、定勅使祭主の神殿である。十世紀初に成立した『和名類聚抄』によれば一二郷を官する上郡であり、なんらかの事情で主政は置かれなかったものの、令制施行当初より中郡とされていたと思われる。佐伯区五日市町利松の郡橋付近には郡・古保利・北郡・東郡・郡越・郡佐古と云った小地名が多く残っており佐伯郡に比定される。この地は古代山陽道筋にあたり……また譜代の郡司佐伯氏の一族でのちに國衙の在庁官人となつた田所氏がかつて三宅(広島市佐伯区三宅町)に住していたらしいことも先の推定を裏づける。……

『国史大辞典』第九卷二二六頁によると 田所は、「平安時代以後國衙におかれた在庁所の一つ。……國衙の在庁所の種類として健児所・檢非違使・田所・出納所・調所・細工所等々の名称をあげている。田所はこうした分課的在庁所の内でも、土地関係の職掌を主としたものである。各國衙の行政分野にあって、田所の関与する検田は重要であつた。検田については郡規模で郡検田所が設置されており、……**莊園領主(社寺も含む)など、所料田の確認申請がある**と所料田の確認申請があると国司はその申請文書を國衙田所の調査に

付す。田所では國衙の検田帳(馬上帳)や國図(基準國図)と照合し朱書で國司に勘合注申する。この田所による坪付(田積)の朱注の結果を「丹勘」と呼ぶ。不輸免田を國衙に認定してもらう際、田所が作成するこの勘文は極めて重要であつた。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため、田所職の名称に見るように家職として世襲される場合もあつた。……『五日市町史』上巻七節 や『藝州府中荘誌』によると 田所氏は、安芸国第一の旧家で、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡に住み佐伯姓を名乗っていた。本姓は佐伯で、阿岐国造の後裔と伝えられる。安芸国の在庁官人の中に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて大きな勢力をもっていた田所氏がいる。この田所氏の先祖は佐伯姓を名乗り、現在の佐伯区三宅町の田所屋敷に住み佐伯郡の郡司を務めていたが、国司の遙任が多くなつてから國府に入り在庁官人になつた。田所とは在庁の行政事務のうち、主として土地関係書類を管理する一つの部門(所)であつたが佐伯氏が在庁官人となつて田所執事の職を世襲するようになり田所氏と称するようになった。(16)明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣(田所家文書)によると、田所資隆

(朝廷より免状を賜り佐西四度使で田所執事職となる。佐伯姓を名のつていた。)は昌泰三年(九〇〇±)頃、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡より國府・府中に赴任し在庁官人となつた。田所信職(天元三年〜康平七年・九八〇〜一〇六四)は、本姓は佐伯、氏が田所三宅、三善(莊園を経営する役職名)田所執事職を康平七年(一〇六四)父資俊より相続、又大帳所惣大判官代に補任した。延久四年(一〇七二)佐伯郡田所屋敷

(佐伯区五日市町三宅)より府中へ居住した。大帳所惣大判官代を寛治五年(一〇九一)田所信職より田所兼信が相続した。『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣(田所家文書)によると平安時代・保延元年(一一三五)に、本姓は旧来の佐伯を踏襲しつつ、田所職という古代の職名を氏にし、田所氏を現在まで世襲している。『芸州府中荘誌』および、『安芸府中町史』第一巻によると「阿岐国造家で、五日市田所屋敷から赴任し、国府に入った田所氏が世襲した主な職名は、佐西四度使・安芸国執事職(昌泰三年・九〇〇頃)、三善(莊園を経営する役職名)大帳所惣大判官代田所執事兄部職、田所文書執行職、田所惣大判官代田所兄部職、田所惣大判官代田所執事職、田所惣大判官田所書生職、田所惣大判官代田所文書職、田所及び『拾芥抄』(17)によれば田所信高は奉幣使を兼ね、至徳二年(一一三五)より厳島国府上卿祭主等を明治五年(一八七二)まで代々世襲した。(18)

第三章 阿岐国造の後裔としての田所氏

第一節 現在の広島市佐伯区三宅町の田所屋敷跡

第一章第四節の『先代旧事本紀』「現代語訳」巻十国造本紀、五八七頁によると、国造氏族は佐伯氏と伝えられ、厳島神社の神主となって以来、代々世襲してきた。田所明神社の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は飽速玉命(飽速玉男命)を祀る。東広島市西条の三ツ城古墳は国造氏族の墓とされる。

『広島県史』原始古代一八四頁によると広島地域にはすくなくとも数個の軍団が存在していたはずである。天平十年(七二八)『周防国正税帳』には、「安芸国佐伯軍団擬少毅榎本連音足」とその従者食稻、酒、塩を下用していることから、佐伯軍団の存在が知られる。『広島県史』原始古代二〇七頁によると佐伯郡の郡司は「貞観二年(八六〇)も安芸国佐伯郡に始めて主政・主張一員を置く」「貞観五年(八六三)主政・主張一員を加え置く」とあるだけで不明である。

佐伯郡は十世紀初に成立した『和名類聚抄』によれば一二郷を官する上郡であり、なんらかの事情で主政は置かれなかったものの、令制施行当初より中郡とされていたと思われる。佐伯区五日市町利松の郡橋付附近は郡・古保利・北郡・東郡・郡越・郡佐古と云った小地名が多く残っており佐伯郡に比定される。この地は古代山陽道筋にあたり……また譜代の郡司佐伯氏の一族でのちに國衛の在庁官人となった田所氏がかつて三宅(広島市佐伯区五日市町)に住していたらしいことも先の推定を裏づける。……

『藝藩通志』第一 安芸国 国府 三〇頁や『広島県史』原始古代二三八頁によると大化の改新以前、阿岐国造の本拠が阿岐評を経て安芸郡になったと思われる。安芸郡は平安中期以降、安南、安北郡に分かれた。二四〇頁によると佐伯郡は郡名はサエキと呼ぶのが古制である。平安中期以降、佐東・佐西の両郡に分かれ、寛文四年(一六六四)、佐西は佐伯、佐東は沼田郡と解消した。

『五日市町史』上巻第三章第二節一五〇頁によると安芸国の在庁官人の中に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて大きな勢力をもっていた田所氏がいる。この田所氏の先祖は佐伯姓を名乗り、現在の五日市町三宅に住み佐伯郡の譜代の郡司を務めていたが、国司の遙任が多くなってから国府に入り在庁官人になった。『五日市町史』上巻二編 田所屋敷一四三頁、一四四頁によると田所は田荘とも書き、大化の改新以前の大和の豪族もしくは大化の改新以前の大和の豪族もしくは豪族の地方における土地の所有形態で、天皇・皇族の所有地が屯倉といったのに対し豪族の土地の所有地を田荘といった。田荘は世襲的にうけつがれ、……少し時代は下るが安芸国の在庁官人として活躍した安芸郡府中の田所氏は飽速玉命の後裔といわれ、もともと五日市町三宅付近にすんでいた。始祖佐伯資隆―資遠―資俊を経て信職の世に、現在の安芸郡府中町石井城に移ったといわれている。

『藝州府中荘誌』第八章第二節一田所家 二〇七頁によると 田所家は、安芸国第一の旧家にて、その祖先

は遠く、飽速玉命にいとむという。……命の子孫爾後五百年今の五日市町外三宅村(現観音村)に住む、……故に『芸藩通志』五五八〇六頁に、厳島を開きし佐伯鞍職もその子孫、今も厳島の祠官田所柵守皆佐伯姓とあり。かくて大化の改新後国造を廃せられて、郡の大領に任ぜられ、二百余年を経過せるが、時恰も藤原専横時代で政廳は綱紀弛緩し、管弦の巷と化し、地方の政治亦乱れ、大化の政道全く有名無実と化し、遂には国廳の長官たる守、介の赴任も無く、地方有力者地方有力者武器を取りて勢を張るもの出来たり、(是れ武士の起源か)、而してかかる地方の有力の士は争うて、国廳に入り所謂在廳政治なるものを開始す、当

村国廳亦此の轍を踏み、佐伯三宅の荘にありたる、佐伯資隆、当府中国廳館に來たり、在廳政治を始めたりと、之れ田所氏の先祖が資隆にありといわれる所以なり。田所とは在庁の行政事務のうち、主として土地關係書類を管理する一つの部門(所)であったが佐伯氏が在庁官人となって田所執事の職を世襲するようになり田所氏と称するようになった。『五日市町史』上巻第三章第六節一七四頁によると佐伯郡は国廳の所在地府中に近く、しかも国廳の留守所の責任者田所氏は佐伯郡司職にあつたし、以前から郡全般は嚴島神社の莊園として認めていられたがら名目上は国領であつたからであろう。

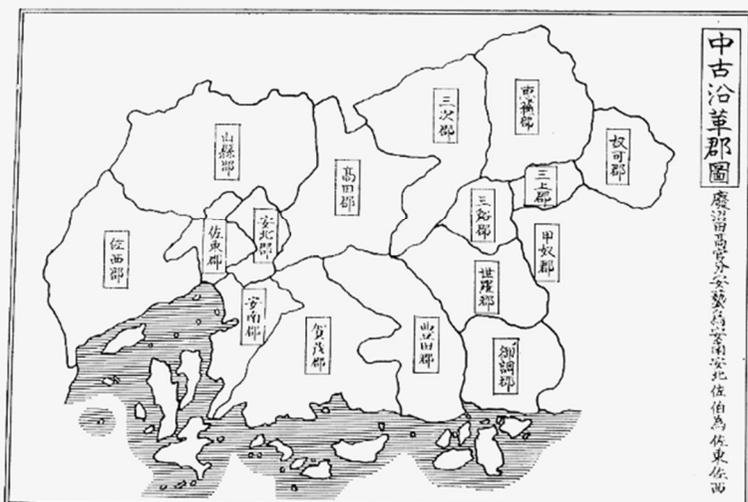
『五日市町史』上巻第三章第七節一八一頁によると安芸郡府中の田所氏は、観音地区三宅の出である。飽速玉命の後裔にあたる佐伯資隆は三宅の地に住んだが、資遠、資俊を経て四代信職の時、府中の国廳に移った。代々田務職(田所職)を務めたので田所氏を称し佐伯を名乗っていた。この佐伯氏が信職のとき二つに分かれ一方は国廳入りをし、一方は嚴島神社に奉仕したのである。府中田所氏は国庁上卿(祭典に列席する者の内最上位の公卿)・正しくは嚴島国府上卿とよばれ、嚴島神社の二季祭、則ち二月・十一月の両祭には属官をひきいて、定勅使となり島に渡つて祭を行つていた。

佐伯資隆(朝廷より免状を賜り佐西四度使で田所執事職となる。佐伯姓を名のつていた。)は昌泰三年(九〇〇±)頃、旧・五日市町三宅の田所屋敷より国府・府中の国庁屋敷に赴任し在庁官人となった。田所信職(天元三年(九八〇)〜一〇六四)は、本姓は佐伯、氏が田所・三宅、藤原、三善(莊園を経営する役職名)田所執事職を康平七年(一〇六四)父資俊より相続、又大帳所惣大判官代に補任した。延久四年(一〇七二)佐伯郡田所屋敷(佐伯区五日市町三宅)より府中へ居住した。大帳所惣大判官代を寛治五年(一〇九一)田所信職より田所兼信が相続した。

第二節 芸藩通志 上古置郡図と中古置郡図



上古置郡図「芸藩通志」所載



中古沿革郡図「芸藩通志」所載

一大化の改新と律令制と安芸国の成立
 広島県安芸郡府中町役場の「広報ふちゅう」連載の「府中町ふるさと歴史散歩」[第四十一回]大化の改新と律令制と安芸国の成立⑤によると、「安芸府中の土地は狭く、広大な平野をもっていないが、国郡制の施行と同時に、この地に国府が設置されたと考えるのは、以下のような根拠に基づくのである。まず、府城の広さは位置決定論とならないことである。国府の府城は延喜式でいう「大国」ランクで八町(約八七二坪

四方の広さで、それ以外は方六町（約六四五町）以下でよかつたので、「上国」ランクの安芸府中の府城の大きさは方六町以下でよかつた。また、狭い土地でも国府が設置された例として、長門国府（下関市長府町）があり、国府は必ずしも大規模である必要はないのである。次に、国分寺が国府に近接しているケースがほとんどの中で、信濃国（長野県）の国府の例では、国府は松本市、国分寺は上田市にあり、その間は五〇キロメートルも離れている。したがって国府・国分寺一体論も決定的な根拠とはならないのである。さらに、瀬戸内海に面する国の国府の立地をみてみると、沿海の地、または河川交通の便利な所にあるものが多く、西条の地では、内陸河川交通がまったく望めない。これに対して安芸府中は、古代から広島湾が深く湾入した良港であり、水運の便に恵まれていたことは間違いない。国府と中央政府との連絡や貢納物や租税の輸送は山陽道による陸上輸送を原則としていたが、天平勝宝八年（七五六年）の太政官処分にて春米（白でついた米）の海上輸送を認めており、国司の赴任はもつと早くから船の使用を許している。つまり中央政府は陸上交通から海上交通政策への転換をはかつていた。とはいえ、山陽道による陸上交通も依然として重要な役割を持っていた。府中町には「湊」（現在の宮の町付近）の地名がありまた古代の大動脈である山陽道の安芸駅家とされている下岡田遺跡がある。このように陸上交通の駅と海上交通の「湊」が重なり合った安芸府中こそ、古代の交通機能上きわめて重要な役割を果し、早くから注目されていたに違いない。そもそも、わが国が律令制度を導入し、中央集権的な国家づくりを行った目的は、緊迫する国際情勢に対応するためであった。隋唐帝国は高句麗へ何度も遠征を行っており、わが国はその帝国へ律令制度を学ぶために何度も使節を派遣している。その一方で隣国の百済を救援するため軍を派遣し天智天皇二年（六六三年）に白村江で倭国（日本）・百済の連合軍と唐・新羅の連合軍が戦っており、結果として倭国・百済の連合軍が敗れている。この戦いの翌年に、わが国は防衛策として北九州・瀬戸内沿岸にかけて水城や山城を築いて海辺の守りを強化し、食料備蓄倉庫群を建設した。当然ながら兵士・武器・糧秣などの海上輸送の整備と軍船の調達・建造がこの時期における中央政府（朝廷）の最大の関心事であったことはいうまでもない。これらの背景とともに、わが国が遣百済使、遣新羅使、遣高句麗使、遣隋使や遣唐使を派遣し、これらの国からの使節が都へ来航したことを考えると、瀬戸内海が国際的な交通機能を持っていたことは、容易に想像できる。古代日本の表玄関である太宰府と都の間において、安芸国は対外政策上の観点と造船立国の観点から太宰府に次いで重要な拠点の一つであり、その統治機関は水運の便が良かった安芸府中に存在したと考えるのが合理的だろう。

府中町文化財保護審議会 会長

元下岡田遺跡調査指導委員会・委員長 島根県立大学名誉教授 横田 禎昭

『広島縣史』第一編 地志 百三十三頁によると(4)

国府 中古以来、国衙ありし所、当時音便にてコフいい、後世は国府と称したり。安芸国府は、今の安芸郡府中村なり、国庁屋敷(5)と呼ぶ地あり、往時の在庁田所家の裔、多家神社社司田所竹槌の現住地即是なり。

注(4)広島縣史 第一編 地志 百三十三頁

(発行一九二二〜一九二四 発行者 帝國地方行政学会)

注(5) 『国史大辞典』第五卷 六七六頁 によると 国庁とは律令制のもとで、国司が政務をとる

官庁を国庁という。その所在地として計画的に設定された地方都市を国府とする。明治五年まで安芸国庁屋敷と厳島国府上卿屋敷が存続した。『国史大辞典』第一卷九一頁によると「国衙は安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ぶ区画がその遺跡と思われ、……この府中の地は安芸郡安芸郷の地の内であるとともに、山陽道の位置に比定される海陸の要衝である。

下記の「安藝国府の系譜」は、『田所累系』を広島県立文書館西村晃氏の解説を基に、安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会・会長 元陸上自衛隊レンジャー教官 田所明神社 宮司 田所恒之輔が『先代旧事本紀』『現代語訳』や広島県史の古文書や公の古文書等の各種資料で、*府中町史第一巻の田所氏累系(藤田精一氏が明治末年「尚古」に発表されたものを府中町史編纂室長文学博士小林利宣氏が推敲されたもの)等を参考にして、検証した。

三「安藝国府の系譜」

『国史大辞典』第一四卷六八八頁によると、留守所は古代末期から中世前期にかけて諸国の国衙に置かれた行政機関。国司の代官である目代が在庁官人を指揮して国の行政を行うようになった。『国史大辞典』第一四卷三四五頁によると、遙任よほうにんといって、令制の地方官に任命されながら、赴任執務するのを免除されること。『国史大辞典』第九卷二二六頁によると、田所とは、平安時代以後、国衙に置かれた在庁所のこと。田所を構成する官人の肩書きは目代・惣大判官代や書生職など、有力な在庁官人にまかせられたため、「田所職」の名称にあるように家職として世襲される場合もあった。国衙田所は、国司に国図こくずと照合し、朱書で国司に勘合注申する。田所による坪付つばひき(田積)の朱注作業の結果を田所「丹勘」と呼ぶ。社寺など不輸免田を国衙に認定してもらう際、田所が作成する勘文かんもんは、極めて重要であった。

安芸守 忍海連 人成 養老四年(七二〇) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四一頁)
 安芸守 石川朝臣夫子 天平四年(七三二) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四一頁)
 安芸守 安曇宿祢大足 天平勝宝五年(七五三) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四二頁)
 安芸守 柿本朝臣市守 天平宝字元年(七五七) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四二頁)
 安芸守 豊野直人出雲 天平宝字五年(七六一) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四三頁)
 安芸守 藤原朝臣小黒麻呂・天平神護景雲二年(七六六) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四三頁)
 安芸守 坂上大忌寸苾田麻呂 宝龜二年(七七二) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四三頁)
 安芸守 坂上大忌寸苾田麻呂 宝龜三年(七七二) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四三頁)
 安芸守 大伴連大浦 宝龜五年(七七四) 宝龜六年卒 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四三頁)
 安芸守 安倍眞足 出典 続日本紀
 安芸守 文屋直人水通 宝龜六年(七七五) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四三頁)
 安芸守 氣多王 宝龜十年(七七九) 出典 続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四三頁)
 安芸郡は、『国史大辞典』卷二の七七頁によると、安芸国の郡。六国史の所見は『三代実録』貞観四年(八六二)七月条で「安芸国安芸郡、始置主政一員」とあるから、そのとき中郡になったのであろう。国号と同名であり、郡内に安芸郷のあること、古代以来府中(安芸郡府中町)の称のあることなどから、おそらく令制置郡以来の郡名で、国衙の所在地であり、阿岐(あき)国造の本拠地と推定される。……令制のもと山陽道の官道が横断し、それと内陸海岸との接点にあると推定される位置からは、安藝駅館または國衙建物とすべき遺構が発見されている(下岡田遺跡)。

一、 国史跡 国指定 下岡田官衙遺跡 令和三年三月二十六日

広島県ホームページ

下岡田官衙遺跡は広島湾北東部の山塊から南西に派生する丘陵の先端、標高十〜六十メートルの南西向きの緩斜面に立地する。昭和三十八年度から昭和四十一年度まで行われた遺跡中心部の内容確認を目的とした発掘調査で2棟の瓦葺礎石建物や井戸などが検出されるとともに、瓦、土師器、須恵器、木簡、文書函蓋、木製品などが出土した。その立地や出土遺物、周辺の地名などから、早くから安芸駅家である可能性が指摘されてきた。
 平成二十八年度から令和元年度まで府中町教育委員会によって行われた発掘調査やこれまでの調査成果の再検討の結果、遺跡は七世紀後半に漆を用いた作業に関わる施設として成立し、八世紀中ごろに計画的に配置された二棟の瓦葺礎石建物を中心とした施設となり、九世紀前半に廃絶したことが明らかになった。山陽道沿線では八世紀中葉以降に、瓦葺の駅家が整備されることが知られているが、本遺跡の施設もこれに合致し、規模や出土遺物からして寺院や国府、郡家関係施設とは考えにくく、駅家の可能性が極めて高いことが改めて確認された。
 山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡であり、山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡である。

閉じる

史跡名勝天然記念物

主情報

名称	下岡田官衙遺跡
ふりがな	しもおかだかんがいせき
種別1	史跡
種別2	
時代	奈良時代
年代	
西暦	
面積	3599.84 m ²
その他参考となるべき事項	
告示番号	44
特別区分	
指定年月日	2021.03.26(令和3.03.26)
特別指定年月日	
追加年月日	
指定基準	二、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡、六、交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
所在都道府県	広島県
所在地(市区町村)	広島県安芸府中町
保管施設の名称	
所有者種別	
所有者名	
管理団体・管理責任者名	



下岡田官衙遺跡

写真一覧

地図表示

解説文：山陽道(さんようどうえきまろ)に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家(あきのうまや)の可能性が高い官衙(かんが)遺跡。昭和30年代から本格的な発掘調査が実施されるなど、山陽道の交通史研究における学史的な意義も大きく、山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡。

詳細解説

安芸守 陽候王 延暦二年(七八三) 出典 『続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四四頁)』

安芸守 藤原朝臣園人 延暦四年(七八五) 出典 『続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四四頁)』

安芸守 石川朝臣公足 延暦八年(七八九) 出典 『続日本紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四四頁)』

平安時代 延暦三年(七九四)から元暦二年(一一八五)

安芸守 巨勢朝臣訓備 延暦一六年(七九七) 出典 『日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四四頁)』

安芸守 高村忌寸田使 延暦一七年(七九八) 出典 『外記補任 備考(『安芸府中町史』第三卷四四頁)』

安芸守 藤原朝臣伊勢人 大同元年(八〇六) 備考(『安芸府中町史』第三卷四四頁)』

安芸守 高橋朝臣祖麻呂 大同三年(八〇八) 備考(『安芸府中町史』第三卷四四頁)』

安芸守 多入鹿 大同四年(八〇九) 出典 『公卿補任 備考(『安芸府中町史』第三卷四五頁)』

安芸守 安倍朝臣清繼 (権守) 弘仁元年(八一〇) 出典 『日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四五頁)』

安芸守 多朝臣入鹿 弘仁元年(八一〇) 出典 『日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四五頁)』

安芸守 藤原朝臣眞川 (権守) 弘仁元年(八一〇) 出典 『日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四五頁)』

安芸守 御井王 弘仁三年(八一二) 出典 『日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四五頁)』

安芸守 清原真人長谷 天長三年(八二六) 出典 『公卿補任 備考(『安芸府中町史』第三卷四六頁)』

安芸守 小野朝臣末継 (権守) 承和六年(八三九) 出典 『続日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四六頁)』

安芸守 藤原朝臣瀆王 承和七年(八四〇) 出典 『続日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 佐伯宿弥春海 (権守) 承和十年(八四三) 出典 『続日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 大岡宿禰豊繼 (介) 承和十三年(八四六) 出典 『続日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 百済宿弥河成 (介) 承和十三年(八四六) 出典 『続日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 豊前王 承和十四年(八四七) 出典 『三代実録 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 紀朝臣綱雄 嘉祥元年(八四八) 出典 『続日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 橘朝臣眞直 嘉祥二年(八四九) 出典 『続日本後紀 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 橘朝臣貞根 嘉祥三年(八五〇) 出典 『文徳実録 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 清原真人瀧雄 斉衡元年(八五四) 出典 『文徳実録 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 百済王安宗 天安二年(八五八) 出典 『文徳実録 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 大和真人吉直 天安二年(八五八) 出典 『文徳実録 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

安芸守 出典 『文徳実録 備考(『安芸府中町史』第三卷四七頁)』

『広島県史』原始古代二〇七頁によると佐伯郡の郡司は「貞観二年(八六〇)も安芸国佐伯郡に始めて主政・主張一員を置く」「貞観五年(八六三)主政・主張一員を加え置く」とあるだけで不明である。『五日市町史』上巻第三章第二節一五〇頁によると安芸国の在庁官人の中に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて大きな勢力をもっていた田所氏がいる。この田所氏の先祖は佐伯姓を名乗り、現在の五日市町三宅に住み佐伯郡の譜代の郡司を務めていたが、国司の遙任が多くなってから国府に入り在庁官人になった。安芸国は、律令制において、平安時代中期頃より国司は任命されても赴任せず、遙任といって、留守所を置いて有力在庁官人と呼ばれる地方豪族(田所氏)にその国の政治を任せるようになっていた。遙任とは、『国史大辞典』第一四卷三四五頁によると、令制の地方官に任命されながら、赴任執務をするのを免除されること。『国史大辞典』第六卷三百四十頁によると佐伯郡は平安時代後期に分裂し、その西半分を占めた。巖島・能美島を含む。

安芸守 藤原朝臣關主 貞観三年(八六一) 出典 『安芸府中町史』第三卷四八頁
安芸守 基 兄 王 貞観七年(八六五) 出典 『安芸府中町史』第三卷四八頁

(権守)

安芸守 藤原朝臣水谷 貞観八年(八六六) 出典 『安芸府中町史』第三卷四八頁
安芸守 藤原朝臣興世 貞観十一年(八六九) 出典 『安芸府中町史』第三卷四八頁

(権守)

安芸守 菅野朝臣佐世 元慶二年(八七八) 出典 『安芸府中町史』第三卷四八頁

(権守)

安芸守 藤原朝臣岑人 元慶三年(八七九)

備考(『安芸府中町史』第三卷四八頁)

安芸守 上毛野氏永 元慶八年(八八四)

安芸守 安倍朝臣肱主 仁和二年(八八六)出典 三代実録

安芸守 藤原禮典 寛平二年(八九〇) 出典 尊卑分脉

第四節 資隆 『田所累系』によると

佐伯資隆という。

佐西四度使(22)、姓平又佐伯兩姓、当国執事職、免状ニ有リ*(九〇〇十一)

あいにしれもうさず

氏三宅、通称相知不レ申、又田所ト云ハ免状ニ任ニスト田所執事職^一

有ルヲ以テ代々田所・三宅兩名を用ユ、尤年号ハ分リ不レ申、元祖ヨリ十五代高資代相論之事^{そつろん}

有而、弘長二年(一二六二)夏上落ス、其時重代之^{そのとききじゅうだいの}

書類周防之国阿弥陀仏の宿所二預ケ置、文永三年二月十五日、同所出火ニテ代々の書類、国宣、年々の免状悉く消失ス、然リト雖モ知行無ニ相違^{なご}旨ヲ訴エ、譲リ状ノ旨ニ任セ、弘安十一年(一二八八)五月日免状ヲ賜ハリ、其ノ免状アリ、

あいにしれもうさず

元祖ヨリ十五代迄之年号悉ク相知不レ申

注(22) 四度使とは『国史大事典』第七卷五四四頁には正税帳使・朝集使・大帳使・貢調使があり四度使のひとつ、正税帳及び同枝文ならびに義倉帳・官田地子帳などを太政官に進上するための古代の国使。国司及び国史生が充てられ雑掌も付された。

正税帳は古代律令制下、国司が毎年太政官に提出する諸国に貯積された官稻中の正税の収納・運用に関する決算報告書。

安芸守 伴宿弥忠行 延喜四年(九〇四)

(権守)

安芸守 高階真人惟明 延喜十二年(九一一)出典伏見宮御記録

安芸守 高橋良成 延喜十三年(九一二)出典 日本紀略

安芸守 藤原時善 延喜一三年(九一三)出典 本朝分粹

* 『五日市町史』上巻第二編第二章一四三頁、一四四頁○田所屋敷及び、『藝州府中荘誌』二〇七頁、二〇八頁及び、田所氏と西国街道公式看板・田所明神社公式略記によると
(佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中の国庁屋敷に赴任ス)
田所古墳(三宅田所古墳) 五日市町史上巻一三八頁、一三九頁に記載がある。昭和五年に発掘された田所古墳は七世紀後半の須恵器が発掘された。一つは横瓶で、他の一つは平瓶である。
『府中町史』第一巻一九六頁によると 文永三年二月一日出火のため代々の国宣、年々の御免状等焼失、これを採扱

第五節 資遠 『田所累系』によると

佐西四度使、姓平又佐伯両姓相伝フナリ、*(九三〇十一)

氏三宅、伝云、佐西四度使ニテ当国佐伯郡三宅村ニ住セシ故ナリト、

又田所ハ当国田務職タリシヲ以テノ事ナリシト云フ

* 『五日市町史』上巻第二編第二章一四三頁、一四四頁○田所屋敷及び、『藝州府中荘誌』二〇七頁、二〇八頁及び、田所氏と西国街道公式看板・田所明神社公式略記によると

(*世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中の国庁屋敷に赴任ス)

安芸守 高階真人惟明 承平六年 (九三六)出典 政事要略 備考(『安芸府中町史』第三巻五一頁)
安芸守 平 佐忠 承平六年 (九三六)出典 尊卑分脈脱漏

第六節 資俊 『田所累系』によると

佐西四度使、姓平、氏三宅、父資遠齡八十有余ニテ卒ス、*(九五五十二)

此時親族池田四郎季直ト云者田所執事職ヲ欲シ押領一、
然レトモ無シ其謂旨訴ニ朝廷ニ、如レ元令レ得レ讓

ト伝云フ、此者迄三代佐西四度使トアレドモ、佐西四度使免状焼失ニテ相知不レ申
安芸守 三善真人是風 天徳二年(九五八)出典 朝野群載
安芸守 小野傳説ヲ 応和二年(九六二)出典 外記補任

* 『五日市町史』上巻第二編第二章一四三頁、一四四頁○田所屋敷及び、『藝州府中荘誌』二〇七頁、二〇八頁によると

(*世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中の国庁屋敷に赴任ス)

安芸守 三善道統 安和二年(九六九) 出典 本朝分粹

(權守)
安芸守 藤原為頼 天禄元年(九七〇) 出典 為頼集
安芸守 源 蕃平 天延元年(九七三) 出典 日本紀略

(權守)
安芸守 源 扶義 天元三年(九八〇) 出典 外記補任
安芸守 藤原季隨 長徳四年(九九八) 出典 権紀
安芸守 多米国定 長保元年(九九九) 出典 外記補任

(權守)
安芸守 中臣宣輔 長保五年(一〇〇三) 出典 中臣系図
安芸守 平 雅康 長保? 出典 尊卑分脈

第七節 信職 『田所累系』によると

姓平、氏三宅、康平七年(一〇〇四)二月朔日、父資俊之受レ讓而相統シ

任ニ田所執事職一、又寛治五年(一〇九二)四月、田所代々職事欲ニ千嫡子兼信請ニ国裁一、

安芸守 藤原頼明 治安二年(一〇二二) 出典 弁官補任

安芸守 藤原章信 萬寿元年(一〇二四) 出典 小右記

安芸守 藤原頼定 萬寿二年(一〇二五) 出典 小右記 備考(『安芸府中町史』第三卷五六頁)

安芸守 紀 宣明 萬寿四年(一〇二七) 出典 小右記 備考(『安芸府中町史』第三卷五六頁)

安芸守 藤原良資 長元元年(一〇二八)十月 出典 小右記

安芸守 藤原頼宣 長元元年(一〇二八)十一月 出典 小右記

安芸守 藤原頼清 長元四年(一〇三一) 出典 小右記

安芸守 紀 宣明 長元五年(一〇三二) 出典 左経記 備考(『安芸府中町史』第三卷五六頁)

安芸守 中原師任 永承三年(一〇四八) 出典 新出嚴島文書

安芸守 藤原義綱(天介) 天喜元年(一〇五三) 出典 御判物帖

安芸守 源 俊經(天介) 天喜四年(一〇五六)

安芸守 源 隆基 天喜五年(一〇五七) 出典 新出嚴島文書

安芸守 藤原邦昌 康平六年(一〇六三) 出典 除目大成抄

安芸守 藤原家平(天介) 治曆四年(一〇六八) 出典 新出嚴島文書

安芸守 藤原清綱(權守) 延元四年(一〇七二) 出典 新出嚴島文書

安芸守 源 基綱(天介) 承保二年(一〇七五) 出典 魚魯愚抄

安芸守 源 俊輔(天介) 承暦元年(一〇七七) 出典 水左記

安芸守 源 俊輔(天介) 応徳二年(一〇八五) 出典 御判物帖

安芸守 藤原有俊(天介) 寛治五年(一〇九二) 出典 芸藩通志

安芸守 藤原有俊 嘉保元年(一〇九四)

安芸守 藤原有俊 嘉保二年(一〇九五) 出典 朝野群載

安芸守 藤原有俊(天介) 嘉保三年(一〇九六) 出典 御判物帖

安芸守 藤原經忠(天介) 承德二年(一〇九八) 出典 新出嚴島文書

安芸守 藤原重基(權守) 康和元年(一〇九九) 出典 本朝世紀

安芸守 源 經忠 長治三年(一一〇六) 出典 朝野群載

安芸守 藤原仲經(權守) 出典 赤松系図

安芸守 藤原尹通(天介) 天永二年(一一一一) 出典 長秋記

安芸守 藤原忠俊 出典 中右記

安芸守 藤原尹通 永久五年(一一一七) 出典 朝野群載

安芸守 藤原為忠 元永元年(一一一八) 出典 中右記

安芸守 中原則兼(權守) 保安二年(一一二二) 出典 除目大成抄

(天介)

安芸守 藤原為忠 保安三年(一一二二) 出典 芸藩通志 六一頁
 安芸守 藤原為忠 保安五年(一一二四) 出典 中右記目錄 六一頁
 安芸守 藤原資盛 大治二年(一一二七) 出典 二中歴 六一頁

(權守)

安芸守 源 信雅 大治四年(一一二九) 出典 長秋記
 安芸守 藤原資盛 天承元年(一一三一) 出典 長秋記
 安芸守 藤原資盛 保延元年(一一三五) 出典 長秋記
 安芸守 藤原成行 出典 尊卑分脉

(天介(守之)

安芸守 藤原光隆 保延二年(一一三六) 出典 公卿補仁
 安芸守 源 光隆 康治二年(一一四三) 出典 本朝世紀

六一頁

安芸守 源 高範 久安二年(一一四六) 出典 本朝世紀

六一頁

嚴島社領の形成

『嚴島信仰事典』嚴島信仰の歴史 社運の隆盛、五八頁によると、平家一門の信仰と景弘の縦横の活躍によつて、嚴島神社は画期的な盛運を示すにいたつた。

第一三節

平清盛と嚴島神社主佐伯景弘

安芸国一官になつたとはいへ、十二世紀半ばごろまでの嚴島神社はまだ世間の注目を浴びることもない西国の一地方の神社にすぎなかつた。それを一躍天下に名だたる神社へ押し上げたのは、言うまでもなく平清盛をはじめとする平家一門の熱烈な信仰であつた。

平清盛の略歴

久安二年(一一四六)二月一日 安芸守補任 正四位下
 久寿二年(一一五五)十月 安芸守補任 大介
 保元元年(一一五六)九月十七日 安芸守補任
 保元元年(一一五六)八月十日 太宰大式補任
 永暦元年(一一六〇) 参議に任ず 正三位
 永暦二年(一一六一) 権中納言に任ず
 長寛二年(一一六四)九月 平家納経三二巻を嚴島神社に奉納
 長寛三年(一一六五) 権大納言
 仁安元年(一一六六) 内大臣
 仁安二年(一一六七) 太政大臣
 仁安三年(一一六八)二月十一日 出家 法名淨海

このような平家一門の篤い信仰と保護が神社に対し加えられたころ、現地においてひとときわ光彩を放つた人物がいる。清盛の嚴島信仰を引き出した蔭の立役者といふべき人、嚴島神社主佐伯景弘である。仁安三年(一一八六)十一月、時の嚴島神社主佐伯景弘は平清盛の絶大な支援によつてまったく装いも新たに社殿の完成を機に通の文書をしたためている。……

佐伯景弘の略歴
 長寛二年(一一六四) 掃部允司職 正七位相当
 長寛二年(一一六四) 正五位下
 嘉応二年(一一七〇) 建春門院(平滋子)が高倉天皇の御祈禱を嚴島社に奉納する

際まぎの奉幣使へんぺいし「野坂文書」三二四号

治承三年(一一七九)十一月三田郷地頭職補任「御判物帖」三三、三三三号
 治承四年(一一八〇)八月三田郷粟屋郷地頭職補任「新出嚴島文書」二〇、五六号

寿永二年(一一八三) 昇叙 従四位下
 寿永二年(一一八三) 国司補任
 文治三年(一一八七)六月 昇叙 介

安芸守 平 清盛 久安二年(一一四六) 出典 公卿補仁 六一頁
安芸守 惟國 久安三年(一一四七) 出典 台記別記 六一頁
安芸守 源 成雅 久安五年(一一四九) 出典 本朝世紀 六一頁
安芸守 平 清盛 仁平三年(一一五三) 出典 本朝世紀 六一頁

(天介)

安芸守 平 清盛 久寿二年(一一五五) 出典 野坂文書 六一頁
安芸守 平 經盛 保元元年(一一五六) 出典 兵範記 六一頁
安芸守 平 頼盛 保元元年閏(一一五六) 出典 公卿補任 六一頁

(權守)

安芸守 平 信範 保元三年一月(一一五八) 出典 山槐記 六一頁
安芸守 藤原隆行 保元三年八月(一一五八) 出典 山槐記 六一頁
安芸守 平 経時 永暦二年(一一六一) 出典 兵範記 六三頁
安芸守 藤原能盛 仁安元年(一一六六) 出典 兵範記 六三頁
安芸守 菅原在經 治承四年(一一八〇) 出典 高倉院御幸記 六三頁
安芸守 藤原則宗 寿永三年(一一八四) 出典 公卿補任 六三頁
安芸守 大江広元 元暦元年(一一八四) 出典 公卿補任 六三頁

(介)佐伯景弘 文治三年(一一八七)

安芸守 藤原範時 文治五年(一一八九) 出典 東鑑 六三頁

安芸守 藤原宗行 建久五年(一一九四) 出典 公卿補任 六三頁

『五日市町史』一四三頁、『芸州府中荘誌』一七七頁によると

*延久四年(一〇七二)頃、現在の国庁屋敷の北方三町の石井城址に広大な田所屋敷を築いたとある。

安芸国の国衙は安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ばれる区画があるのが、その遺跡と思われる、その東方に惣社と呼ぶ神祠が明治四年(一八七二)とある。

『芸州府中荘誌』村の北方石井城に国庁屋敷と呼ぶ地あり

国庁神社 字石井城国庁屋敷(現田所屋敷内)にあり、社地一畝一步を有せしと。往古国庁内に神社を設け庁員一同朝、夕禮拜したもの。

『芸藩通史』巻二、五三二頁 によると

つきのせみよんじん

槻瀬明神は『芸藩通史』名神考 『安芸国神名帳』に正二位五前の位階とある。

田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日、十二月晦日、燈を献じて之を祭る。

『芸藩通志』巻五 卷百三十九(二二三五)安藝国安藝郡 府中村田所伊織家蔵 田所職讓状補任庁宣

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五一、二五二頁)

安藝地区藝藩通志所収田所文書(二二三五頁)

二善信職讓状

『芸藩通志』巻五 卷百三十九(浅野文庫)(広島市立中央図書館蔵)

『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料一五四頁

寛治五年(一〇九二)四月八日田所惣大判官代三善信職の花押あり。

(不明)

第八節 兼信 『田所累系』によると

姓平、三善、藤原

寛治五年(一〇九二)四月一〇日、父信職之受_レ讓而任_二田所執事職_一

ゆずりうけてたごころしつじきにたんずる

之御庁宣ト云繪旨ヲ所持ス、又安南・佐東・加茂・高官諸郡之内領知ヲ讓ルト

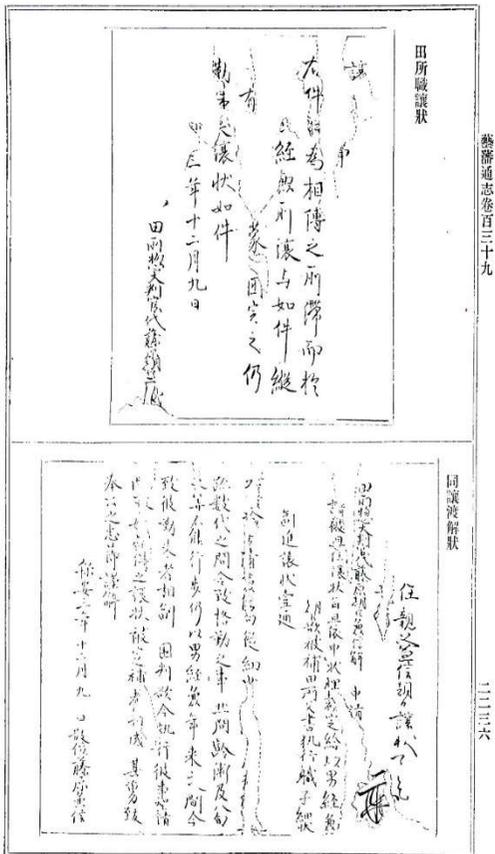
云フコト本系図ニ相見エ、廳宣 田所大帳所惣判官代三善兼信、
寛治五年(一〇九一)四月一〇日

大介藤原朝臣 墨判 御朱印五カ所ニアリ

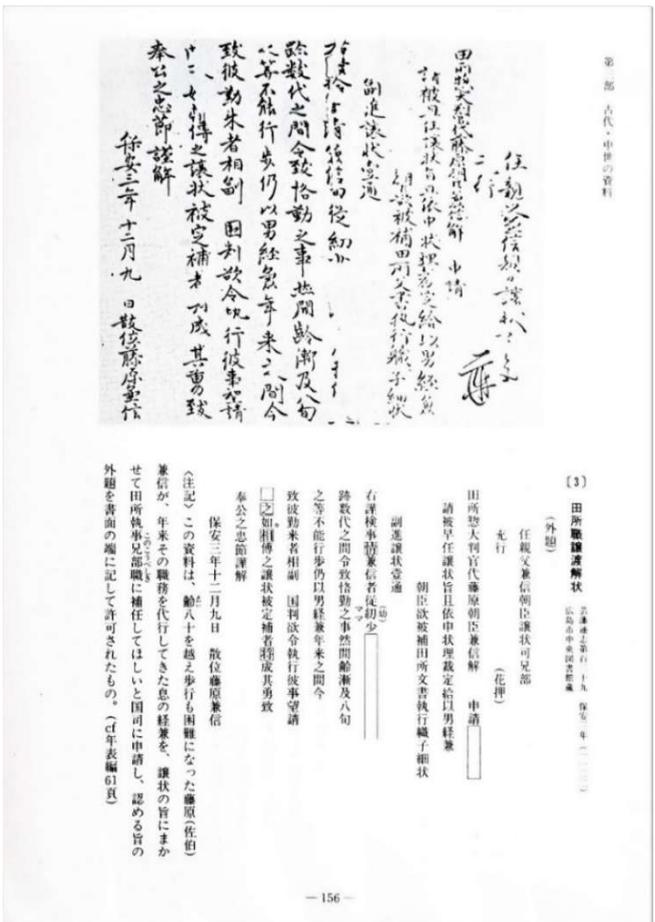
『府中町史』第二卷一五四、一五五頁 田所職讓狀、補任庁宣

田所惣大判官代藤原朝臣 寛治五年四月一〇日相統

『芸藩通志』卷五卷百三十九安藝国安芸郡(二二二六頁) 安藝地区『芸藩通志』所収田所文書



『安芸府中町史』第2卷 (一五六頁) 『芸藩通志』卷五 卷百三十九安藝国安芸郡 保安三年(一一二二)
広島市中央図書館



『芸藩通志』卷五 卷百三十九安藝国安芸郡(二二三七頁) 安藝地区『芸藩通志』所収田所文書
『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五二頁)安藝地区藝藩通志所収田所文書

(田所)
一 藤原兼信讓狀

讓 (遜)
口

(田所執) 事

(狀) 右件職、爲相傳之所滞、而於 (兼) 經兼所讓与如件、縦 (田所) 口有 (兼) 蒙國定之、(宣力) 仍勒事口

讓状如件、

(保安)

三年(一一二二)十二月九日

田所惣大判官代藤原朝臣(花押)

(兼信)

右人、為相傳譜代之上、任親父兼信朝臣之讓状、補任如件、宜承知、依宣用之、以宣、

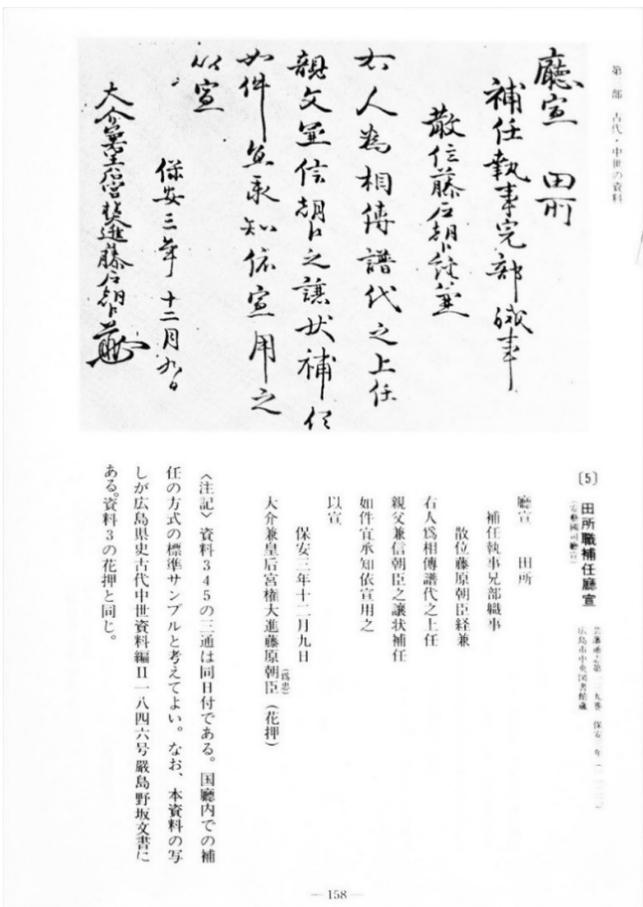
保安三年(一一二二)十二月九日

大介兼皇后宮權大進藤原(為忠)朝臣 書判

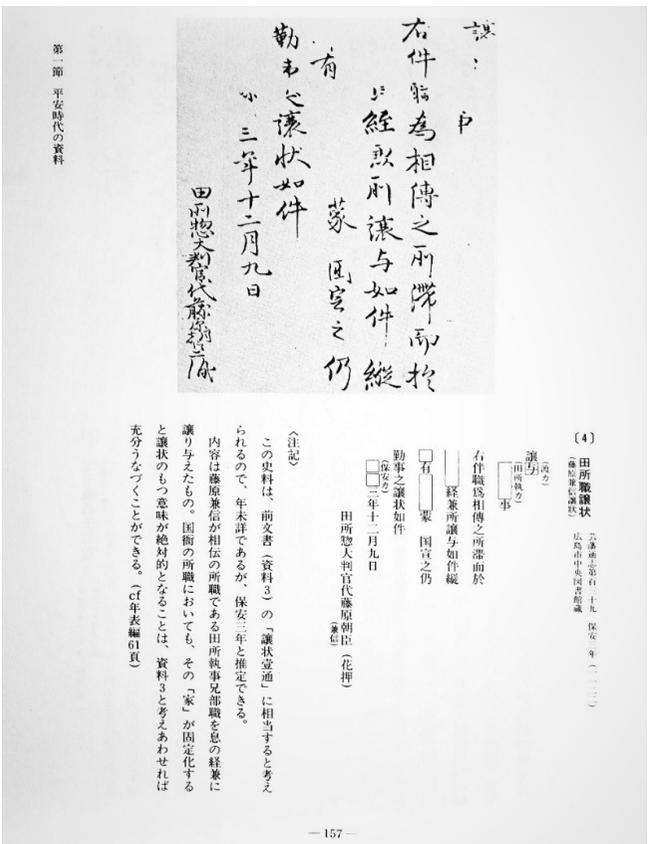
。本文書「安藝国印」五アリ

『安芸府中町史』第2卷(一五八頁) 藝藩通志卷五 卷百二十九安藝国安芸郡 保安三年(一一二二) 広島
市中央図書館蔵

田所職補任廳宣 (安藝国司廳宣)



田所職讓状『芸藩通志』卷百三十九 保安三年(一一二三)
(藤原兼信讓状)



『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)

安藝地区『芸藩通志』所収田所文書(二三三七頁)

一安藝国司廳宣

補任廳宣 『芸藩通志』卷五 卷百三十九(浅野文庫) (広島市立中央図書館蔵)
寛治五年(一〇九一)四月十日 府中町史第二卷第三部古代中世資料一五五頁

廳宣 田所

〈読み下し〉
庁宣す 田所

大帳所惣判官代三善兼信

だいちょうじょうそつだいはんがんだいみよしかねのぶ
大帳所惣大判官代三善兼信

右人任祖父信職讓狀補任

右の人 祖父信職のぶもとの讓狀に任

田所執事如件宣承知依

せ田所執事たしんろしつじに補任すること

件用之以宣

件くだんの如し 宜しく承知すべし

之を用ふるに宣するを以てす

寛治五年(一〇九一)四月十日

寛治五年(一〇九一)四月十日

大介藤原 朝臣(花押)

おほいのみすけ
大介藤原 朝臣

(有俊)

(有俊)

本文書二安藝国印四アリ

古廳宣押印如図

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五一、二五二頁)

安藝地区『芸藩通志』所収田所文書(二三三五頁)

二善信職讓狀

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(浅野文庫) (広島市立中央図書館蔵)

『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料一五四頁

府中村田所伊織所蔵

田所職讓狀

讓渡

田所執事

(渡)

右件職依為数代之所滞為、次譜牒、則男大帳所惣大判官代三善兼信讓口如件

(如件)

縦雖有讓狀相副申文可蒙国宣之、仍勤事狀讓狀

寛治五年(一〇九一)四月八日

(信職)

田所惣大判官代三善(花押)

第九節

経兼 『田所累系』によると

姓藤原氏、氏三宅、任二惣大判官代散位藤原朝臣、

かんじらぬ

このうらやましき

保安三年(一一二二)十二月九日、被_レ任二相伝譜代之執事完部職二

かねのぶよりゆずりをうつく

之国宣アリ、又執事職相伝所帯自二兼信一之受_レ讓

田所文書執行職 保安三年(一一二二)十二月九日 相統

田所執事兄部職 保安三年(一一二二)十二月九日 相統

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)

安藝地区『芸藩通志』所収田所文書

四 藤原兼信解讓狀

田所職讓渡下狀 芸藩通志卷五 卷百三十九(広島市立中央図書館蔵) 保安三年(一一二二)
『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料一五六頁

(外題)

任親父兼信朝臣讓狀可兄部

充行

(花押)

田所惣大判官代藤原朝臣兼信解 申請

請被早任讓狀旨依申狀理裁定給以男経兼

朝臣欲被補田所文書執行職子細狀

副進讓狀壹通

右謹檢事情兼信者從幼少

跡数代之間令致勤之事然間齡漸及八旬

之不能行歩仍以男経兼年来之間今

致彼勤来者相副 国判欲令執行彼事望請

□之如相傳之讓狀彼定補者將成其勇致

奉公之忠節謹解

保安三年(一一二二)十二月九日 散位藤原兼信

〔注記〕此の資料は、齡八十を越え歩行も困難になった藤原(佐伯)兼信が、年来その職務を代行してきた息子の経兼を、讓狀の旨にまかせて田所執事兄部職

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)

安藝地区藝藩通志所収田所文書

五 安藝国司廳宣

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(広島市立中央図書館蔵)(一一五五)

『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料(一五七頁)

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書 一八四六(一三〇四頁)

安藝國司廳宣

朱印

廳宣 田所

(見)

補任執事完部職事

朱印

散位藤原朝臣経兼

朱印

右人、為相傳譜代之上、任親父兼信朝臣之讓狀、補任如件、宜承知、依宣用之、以宣、

保安三年(一一二二)十二月九日

大介兼皇后宮権大進藤原^(為忠)朝臣 書判

朱印

第十節 兼守 『田所累系』によると

姓藤原、氏田所、此時ヨリ専ラ田所ヲ用ユ、*(一一三三)

任^二田所大判官代散位藤原朝臣^一ニ、

『府中町史』第一卷一九七頁

保延元年(一一三五)七月五日田所惣大判官代 相統

『田所累系』『府中町史』第一卷一九七頁によると

おぼんず

保延三年(一一三七)七月五日、補^二任田所完部職^一

之御庁宣アリ、

父自^レ兼相^ニ讓所帶^一ヲ

第十一節

惟兼 『田所累系』によると

姓藤原、氏田所、任^二田所惣大判官代散位藤原朝臣^一、*(一一五二)

『田所累系』 『府中町史』第一卷一九七頁によると

田所執事職 久寿二年(一一五五)十月十四日相統

かねもりより しょうたいをゆずりをうく

仁平二年(一一五二)十一月廿五日、父自^二兼守^一受^二所帶之讓^一ヲ、

おにんす

久寿二年(一一五五)十月十四日、補^二任田所執事職^一之御廳宣アリ

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(一一三九頁 所載)

一七五一安芸国司廳宣寫 厳島野坂文書 久寿二年(一一五五)

『安芸府中町史』第二卷第三部古代中世資料一五九頁

廳宣 留守所

補任田所執事職事

散位佐伯惟兼

右人、補任彼職如件、宜承知、依宣用之 以宣、

久寿二年(一一五五)十月十四日

中務大輔兼大介平朝^(臣脱)書判^(清盛)

(平の朝臣 清盛)

第十二節 則兼 『田所累系』によると、

姓佐伯、氏田所、任^二*田所惣大判官代散位佐伯朝臣^一ニ、

保元三年(一一五八)十月日、父自^二惟兼^一受^レ讓蒙田所書生職之
たどころしよせいしきをこうむる
免許之御廳宣アリ

『府中町史』第一卷一九七頁によると保元元年三月一〇日

田所惣大判官、田所書生職 相統

国立公文書館内閣文庫風楓文書纂厳島神社定勅使田所主税家文書

目録

同御宇仁平二年(一一五二)一田務職讓状

同御宇一旧書

近衛院御宇久寿二年(一一五五)一御庁宣

保元四年(一一五九)御国宣

安芸国司庁宣 「新出厳島文書 四五」千代田町史古代中世資料編 二〇頁

庁宣 留守所

春木市折両村 可早相傳春木市折両村一御社御供

田尅拾參町尅段佰式拾歩事

本御供田拾町尅段佰式拾歩^{本十六町内}

新御供田參町内

於尅町者二季祭御祭弊料布拾陸段代立用

右、件以村作田、当社御供田所相傳也者、留守所宣

承知、勿違失、依宣用之、以宣、

安元元年(一一七五)十二月 日

(二七)

(保房)

大介藤原朝臣

安芸国留守所下文

〔嚴島野坂文書一五五四〕

〔端裏裏紙〕

〔安元元年寛政三年迄
六百十六年〕

春木市折両村 留守所下 春木市折両村

可令早相替 一御社御供田壹拾參町壹段佰貳拾歩由事

本御供田拾町壹段佰貳拾歩本十六町内

新御供田參町内

於壹町者二季祭御祭弊料布拾陸段代立用

右、件以村作田、当社御供田所相傳也者、留守所宣

彼村司

等宣承知之用之、故下

〔安元元年（一一七五）十一月 日

大判官代佐伯朝臣(花押)

佐伯朝臣(花押)

佐伯朝臣(花押)

總判官代源朝臣

京上

介源朝臣(花押)

目代散位藤原朝臣(花押)

〔端裏裏紙〕

〔安元元年（一一七五）寛政三年迄
六百十六年〕

留守所下す 春木市折両村

早く、一御社御供田十三町一段百二十歩と相替えしむべき由の事

本御供田拾町壹段佰貳拾歩本十六町内

新御供田參町内

一町においては二季祭御祭の弊料布拾六段代に立用

す

右、件の兩村の作田を以て、当社御供田の相伝うる所なれば、

彼の村司等よろしく承知し、これを用うべし

ゆえに下す

〔安元元年（一一七五）十一月 日

大判官代佐伯朝臣(花押)

佐伯朝臣(花押)

佐伯朝臣(花押)

總判官代源朝臣

京上

介源朝臣(花押)

目代散位藤原朝臣(花押)

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』所収厳島神社定勅使田所伊織家文書
『芸藩通志』古代中世資料編Ⅲ嚴嶋文書編二(一五二一)～一五三二(頁)

安藝國司宣

庁宣 留守所 (山縣郡(市))
可早為一御社司沙汰令勤濟、春木一折代
散在田所当官物事

右、如在庁官人等解状者、以前前司任、
春木市折公田之代、令相傳散在神田畢、

而彼散在田原名等不并濟当官物之間、
收納使田所則包暗蒙譴責之条、為前之由見状、
(則兼の誤り) (愁脱か)

而今令相尋御社司之処、件散在田者、
有限公田相傳之代也、
更不可及对捍者、然者両方申状已以相、
(違之)

一字 虫也歟、春木市折村者、為御社之領^{一字 虫入}
兩代已畢、尤可令奉免之、

至于其代散在田所当官物者、
國衙收納使等寄事於左右、不并濟^{一字 虫也}、
早為御社司沙汰、可令勤濟之状、
所宣如件、以宣、
治承三年(一一七九)十月 日

大介藤原朝臣 (保房) 墨判

『千代田町史』 古代中世資料編二十六頁

(注)この文書は安芸国司が春木・市折村と交換された散在神田に対する国衙收納使の介入を差し止め、以後は厳島神主佐伯景弘の責任において所当官物を国衙側に納めるよう留守所に命じたものである。この散在神田は社領の春木・市折村と交換後は国衙領応輪田に復される性格のものであったが、実際には厳島社がその地の負名(年貢負担者)から所当官物を徴収しつづけたらしく、在庁官人の訴えることとなっている。ここに見るようにその訴えはしりぞけられ、結局厳島社が雑公事を收取する半不輸領になっていたものと推定される。

第一五節 安芸国の初申神事について

『藝藩通志』卷一安藝国 国名考 二九頁によると安藝の国名は初めて旧事本紀・『先代旧事本紀』、日本紀・『日本書紀』に見ゆ、曰、素戔嗚尊、下^三至宇安藝国、可愛之川上^一(原文は一書曰、是時、素戔嗚尊、下^三到於安藝國可愛之川上也。素戔嗚尊が天から安芸の江の川のひとつにお降りになった)、但旧事本紀・『先代旧事本紀』には、安藝の字、阿岐につくる、『藝藩通志』卷一安藝国 国名考、国府、三〇頁によると、古制、国ごとに府を置き、必ず守介掾属(守介掾目)あり、安藝国府は今の府中村なり、と。『厳島信仰事典』厳島信仰の歴史 社運の隆盛 五九頁によると、厳島神社を二十二社の列に加えようとする議が朝廷で起こったことである。この議は治承三年二月の頃起こり、右大臣兼実らに勅問があったのであるが、結果的には、ひとまず当社の祭祀を二月、十一月との上の申の日と定め、この日に官幣に預かることとし、二十二社の列に加えることは沙汰やみとなった。とはいえ、後白河法皇・建春門院・中宮徳子・高倉上皇などの御

廳^{ちやうせん}宣す 留守所
早(すべ)一御社司の沙汰として勤濟せしむべき、春木市折代散在田所当官物の事

右、在庁官人等の解状の如くんば、以前前司の任を以て、
春木市折公田の代に、散在神田を相傳せしめおわんぬ、
しかるに彼の散在田負名等官物を并濟せざるの間、
(藤原能勢)

(則兼の誤り)

收納使田所則包に譴責蒙るの状、愁前たるの由状に見ゆ、
しかるに御社司に相尋ねしむるの処、件の散在田は、限りある

公田と相傳の代なり、さらに对捍におよぶべからざる者なり然れば両方の申状すでに以て相違か、春木市折においては、御社の領の為に□兩代すでおわんぬ、もつともこれを免じ奉らしむべし、その代の散在田所当官物は國衙收納使等事を左右に寄せ、并濟せず、早^{すく}に御社沙汰として、勤濟せしむべきの状、宣する所件の如し、以て宣す、

治承三年(一一七九)十月 日

大介藤原朝臣 (保房) 墨判

幸が相つぎ、当代の人も奇驚の思いをなしたほどで、徳子の入内や御産に際しては特別の奉幣があるなど、実質的には二十二社を凌ぐ地位にあつたものといえよう。

『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰 原始・古代の弥山二二八頁によれば『百練抄』治承三年(一一七九)二月廿四日条に「以安芸国伊都岐嶋社可レ加三十二社之次第、并祭礼日一事等、有其沙汰」、右大臣以下、大外記頼業、師尚等預勅問計申之一、以二月十一月上申日可レ為三祭祀式日、被二定仰二これが初申神事の根拠となつた。『厳島信仰事典』二二八頁によると「厳島神社の祭礼の中でもっとも重要視されるものは、二月と十一月の初申神事であつた。後者は鎮座祭といわれ祭神の基本的性格にかかわることを示している。……[治承三年(一一七九)]に朝廷において祭礼日を定めたとするがそれはもちろんそれ以前の厳島で祭礼が行われていた祭祀を公認したものであろう。」

『芸藩通志』巻一 一九三頁及び『宮島町史』資料編 地誌紀行編Ⅰ芸藩通志巻十四 祭祀祈祷、三二九頁によると

『山槐記』に「治承三年(一一七九)二月二十九日初申神事は 被レ発三遣祈年穀ヲ奉三弊安芸伊都岐島二、可レ令レ列二十二社二之由、有沙汰二頭中將通親朝臣、被二仰下二云々、而猶彼社祭日只可レ令レ預官幣二之由有レ議被レ止二十二社例ヲ」とあり。又按に、『拾芥抄』に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近代無レ其沙汰一状、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにならむか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う。」

この頃より、勅使の代わりに田所氏が国府上卿と呼ばれ、在庁官人兼奉幣使、後に田所氏は安芸国の有力在庁官人と初申神事の奉幣使を兼務した。職務上勅使祭主として田所氏は代々の厳島国府上卿役で、厳島神社に列席する最上位の公卿(公職)の官位は正三位上で、職務上、天皇の権威を表す。田所氏個人の位階は従五位下と異なる)の公職であり、至徳二年(一一三五)からは安藝國初申神事の定勅使祭主の仕事で、正式な職名は正三位上安藝國厳島神社年中同度初申ノ御神事定勅使上卿役祭主兼安藝郡府中村 南松崎八幡別宮 北 惣社も厳島と同様、定勅使祭主を世襲した。厳島国府上卿田所屋敷・惣社・松崎八幡別宮・山王社もこれに参加し厳島国府上卿兼祭主を招く儀式が明治五年(一八七二)まで行われた。

『宮島町史』地誌紀行編『芸藩通志』 巻十五 三四一・三四二・三四三頁によると、初申祭の祠官職員の編成が詳細に残されている。

『祠官職員 按に、古昔、祠官連署、状に、第一、神主、正国造、兼修理物大檢校。第二、大行事、権国造、小監物。第三、案主権国造。第四、物申権国造。第五、行事権国造。第六、小行事権国造、とありて、其以下は、考えるべからず。右神主職は、永萬、治承、文治の比にハ、散位、佐伯朝臣、景弘、清元等、これを勤む。百練抄には、前安芸守とあり。文暦二年(一一三五)より、前周防守藤原親実、安芸守となり、桜尾城に在りて、代々神主兼ねたりしが、興藤に至り、滅亡し、その後この職廃しぬ。今、官員左の如し。棚守職一員 棚守将監家へ本姓佐伯。又野坂氏を称せし時もあり。今は職名を、氏によぶ。以下、上卿、祝師、大行事など、是に倣う。すべて、姓は、佐伯也、世々、此職たり。又社務を掌る。故に社奉行と称す。又舞方左師を兼ね。上卿職二員 一は、故国府に居る。田所伊織家、世々此職たり。毎年二月、十一月の両祭には、地方の属官を率い、島に渡りて、祭りを行う。其の家相傳云、古は朝廷より、年々、奉幣使ありけるが、後に田所をして、兼しめられて、永く其職を守ると。

一は島に居る。上卿十太郎家、世々此職たり。一に神主代と称す。櫻尾の故神主、海上風波の時、祭祀を闕くことを恐れ、代を置いて、掌らしめしより、かく称すとなん。

祝師職一員 祝師斎家、世々此職たり。簾内を掌守り、又祭儀に預る。昇殿役、六家の長たり。玉殿の内ハ、六家たりとも、古来、窺うを得ず。ひとり祝師職のみ、これを勤む。大行事職一員 大行事學之助家、世々此職たり。又御供奉行と称す。

檢校職一員 難波幾五郎家世々此職たり。

横竹職一員 横竹和七郎家世職案に横竹、職名とも見えす末審。

修理行事職一員 所百松家、世々、此職たり。

小行事職一員 里村門之丞家、世々此職たり。

客人棚守職一員 田兎毛家、世々此職たり、右舞師を兼ね。

地御前棚守職一員 飯田保之進家、世々此職たり。

舞方十員 左方五員〈棚守將監、能美強十郎、所靱負二員のことをかね行う。福田八郎。〉
 右方五員〈田兔毛、飯田並枝、所百松、長佐兵衛、田左仲〉
 樂方十五員〈熊野八塩、太笛役一員〈同〉笏拍子役一員〈飯田要人〉 長笛役一員〈村井久米〉
 太鼓役一員〈熊野内記〉 御燈役一員〈同〉 鉦鼓役一員〈能美強十郎〉 三鼓役一員〈村井直衛〉
 馨篳役〈三浦笹之丞 福田八郎〉 琵琶役一員〈熊野内記〉 鞆鼓役一員〈飯田並枝〉 琴役一員〈三浦笹之丞〉
 笙役一員〈飯田要人〉 笛役一員〈村井直衛〉
 内侍三十一人 職掌、粗同しけれど、少々差等あり。御殿、階下まで進み、傳供をなし、故ある神樂にのみ
 會するもの、十員あり。十員の内、八乙女と称し、左右、四座に分る。〈竹林内侍、徳壽内侍、四臈内侍、五
 臈内侍、六臈内侍、七臈内侍、八臈内侍、新内侍二人〉。大床より、上の傳供をなして、平常神樂をも勤む
 もの八員〈和琴内侍、韓神内侍、田内侍、才鶴内侍、千松内侍、於梅内侍、金千代内侍、於宮内侍〉。大床
 までの傳供、平常神樂をも勤むもの十三員〈河野内侍、宮松内侍、紀伊内侍、於春内侍、飯田内侍、宮榎内
 侍、高井内侍、溝部内侍、石田内侍、宮熊内侍、地内侍、植木内侍、あねい内侍〉。
 神樂男六員 笛役一員〈徳田直記〉 鼓役三員〈福田左膳 福田菊藏 安部幾三郎〉 沙汰人一員〈羽山助一
 郎〉 調拍子役一員〈佐伯喜大夫〉
 仕入七員 小行事役一員〈野上孫作〉 相伴役一員〈久保田清次郎〉 小仕役一員〈長助次郎〉 三代役一員
 〈野村喜三郎〉 弊代役二員〈石井角兵衛 瀬尾弥太郎〉小公文代一員〈伊藤源藏〉

神馬別當一員〈福田左膳〉
 佐伯助五郎、木部大五郎、神子周防、神子肥後、祓湯立のことを掌る。

大工職一員〈豊島徳之丞〉古来島の惣大工職にて、修理の事、大願寺に聴いて行う。家に正安、延慶、後の
 文書数通を蔵す。

小工職一員〈野坂幾之丞〉
 治工一員〈山田氏〉廿日市に居る。

平盆師一員〈小方氏〉 地御前村に居る。

国府上卿属官九員〈廳行事、弊上大夫、釵大夫、判官大夫、各一員。花大夫兼勤楽頭大夫、舞方大夫、各二
 員〉

第一六節 巖島神社の初申神事の巖島国府上卿役とは

『芸藩通志』卷一 卷十四 祭祀祈祷 法樂雜行事一九三・一九四頁によると

「初申祭 毎年二月、十一月、これを行ふ、……十一月の祭りをば鎮座祭とも称す。本社の神、始めて鎮座あ
 りしは、十一月十二日にて、その日壬申なりし故に此日を用といふ、毎年祭の前月、未の亥日より。祭の日
 に至るまで、十日の間、当社の祝師、上卿、齋所に入りて潔齋する、国府上卿田所氏も其地に有りて潔齋
 する、未の夜半、両宮大官、宮と云、客人已下両宮と称す、これに倣うに神供を献ず、内侍、伶人樂を奏す、
 韓神の歌曲、和琴、太笛あり、これを国祭(20)と称す。この夜撰社、官幣社より、散米、弊紙敷布をたて
 まつる、此日、国府上卿、属官を率いて渡海し、船を脇浦に繋ぐ、棚守より雉壹雙及び雜飼料を送る、初
 申夜半、上卿、祝師、六家祠官、同じく社殿に会し、人をして国府上卿を迎える、使い七度半に至りて、国
 府上卿、船より上がる、先駆松明を取り、伶人乱聲を吹いてこれを導き、祠殿に至る、祝師、国府上卿に
 会し、奉幣し、祝師、祝文を読む、二人神舞をなし、国府の祠官等人長舞をなし、榊葉、明子などいふ歌
 曲をうたう、その他、伶人萬歳樂、延喜樂、甘州、林歌等の舞あり、二月、十一月祭儀同じ、但し十一月に
 は御燈消露槽置といふことあり、是皆神代の遺法なり云い、又十一月の祭りより、来歳二月の祭りまでは、
 山に入ることを禁じ島廻りも許さず、思うに、静にして神を鎮座せしむるの意なるべし、一年の祭事、特に
 この二祭を重んず、凡当社の祭り、祠官供僧同じく行いけるに、僧徒立ち入らざるはこの二祭のみなり、六
 月十七日夜祭儀(管弦祭)のごときは、その盛んなることたぐいまれなりといえども、神遊を主として、祭典
 奉幣の重さにあらず、其他時月によりて祭儀おのおの常典あり、……」

『宮島町史』地誌紀行編I巖島図絵巻五 一九三・一九四頁によると、「初申の御祭には、諸祠官大宮に会し、
 人をして国府上卿を迎えしむ。使七度半に及んで舟よりおりる。先駆の者松明を取り伶人乱聲を吹いてこ
 れを導き社殿に上る。諸祠官此に会し祝師奉幣の儀を勤め、祝詞を奉る。客人宮の御前にては、奉幣代・祝

師二人神舞をなし、国府の祠官人長の舞をなす。又神葉・明子の哥曲をうたう。その他万歳楽・延喜楽・甘州・林哥等の舞あり。(21)」

『広島縣史』第二編 社寺志 神社 四六頁によると

上卿二員 一は安芸郡府中村に居る、伝え云う、古は年々朝廷より奉幣使ありしか、後小松天皇の朝、石井(田所石井兵衛尉)在俊を以て定勅使に補せられると、(子孫田所氏を称す)、一は厳島に居る。一に神主代と称す、もと神主は常に桜尾城に居れるが故に、風波の時、祭祀を闕かんことを恐れて代理員を置けるなり。(三宅氏後に林氏に改む) 広島縣史第二編 社寺志神社 四六頁(発行一九二二〜一九二四 発行者 帝国地方行政学会)⁽¹⁹⁾

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

目録 永和五年(一三七九)の装束証文、
奉幣使としては永和五年(一三七九)の装束証文がある

〔永和五年(一三七九)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損二付

為二料足一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ
正平七年(一三五二)十月三日、

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所元教家文書に厳島定勅使田所主税元教の署名がある。

〔天明五年(一七八五)巳七月

厳嶋定勅使

田所主税元教 □

受二浅野家之命一、勅使装束破損二付受二国命一、

天明五年(一七八五)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ
御装束調換ニ相成り、拝載ス

注(16) 五日市町史上卷一五〇頁。

注(17) 『芸藩通志』卷一 一九三・一九四頁『拾芥抄』(鎌倉時代中期には原型が成立したとみられる)に、「正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近一代無其沙汰一坎、」とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う。」

注(18) 『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣(田所家文書)、『芸州府中荘誌』二二二・二

一三・二二五・二二二頁、『安芸府中町史』第一卷 一九六・一九七・一九八・一九九頁。

注(19) 『広島縣史』第二編 社寺志神社 四六頁(発行一九二二〜一九二四 発行者 帝国地方行政学会)

第十七節 『厳島図絵』卷五初申(はつさる)神事 『宮島町史』(七七七頁)

初申神事において、公式には治承三年(一一七九)より京都より勅使が使わされた。『拾芥抄』に、「正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近一代無其沙汰一坎、」とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか。

初申神事

秋來の御供

燎

一切経會

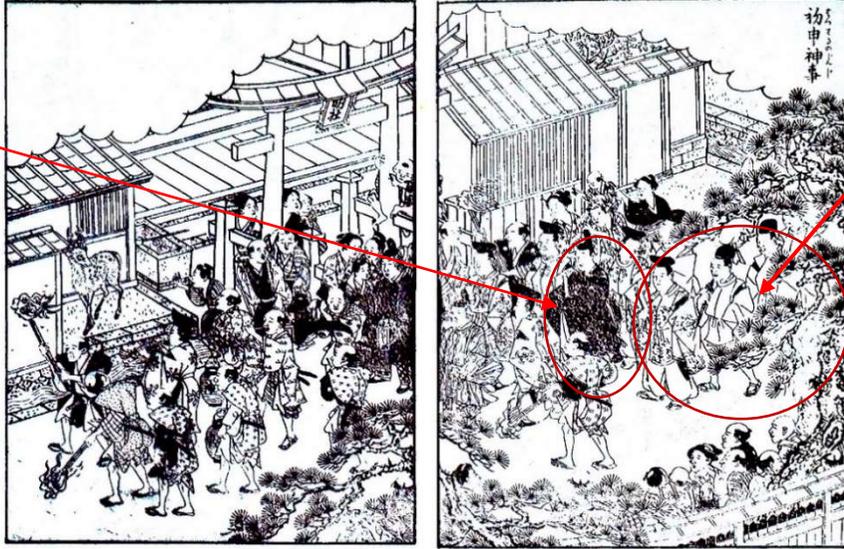
御燈消

覆槽置

敵島図會卷之五

敵島国府上卿田所氏

府中国府随員九人



東西兩町よりいでて、神殿・廻廊を洗ふ。これを御洗といふ。

八月

九月

九日兩宮重陽御供

十二日新嘗御供

この日兩宮に新穀を奉る。是を秋來の御供といふ。諸祠官・内侍これを行ふ。燎をたき舞樂あり。和琴・太笛を用ひ、榊葉・東遊・求子を舞ふ。また拔頭・還城樂あり。

十四日大宮祭

式三月十五日の如し。この日ハ菊花を奉る。また供僧一切經會を行ふ。

十月

十一月

申日鎮座祭

この月初申の日は是を行ふ。蓋し御神の鎮座ありしハ十一月十二日にて、その日壬申なりし故この日を用ふといふ。前月末の亥日より此日まで十日の間、島中八音を停め、祝師齋所に入て潔齋す。その餘當日の祭儀ハ二月初申と異なることなけれバもらしつ。但御燈消といへることあり。諸祠官出仕のうへ榊の舞ありて、諸殿の御燈を残らず消す。暫くありて上卿兩人、鎮座靈秘の祭祠を脩す。また覆

七七七

京の朝廷より奉幣使が初申神事に遣わされた。後に田所信高の頃より明治五年まで厳島国府上卿田所氏(奉幣使のちに定勅使祭主・最上位の公卿を世襲した)として上陸した上卿雁木



注(20) 国祭とは(初申の御祭とは安芸国の祭祀・厳島神社と国府惣社・松崎八幡別宮・山王社・田所国府上卿屋敷で行われた初申神事)、『国史大辞典』第五卷 六百三十一頁 山城国一宮の賀茂下上の例大祭の事、賀茂国祭(かものくにのまつり)と呼んだ。山城の松尾大社などでも、官祭に対して国司が主となって執行する祭儀としての「国祭」が見られる。
注(21) 『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰、二二八頁。

平安時代の終 元暦二年(一一八五)

第十三節 為兼 『田所累系』によると、

姓藤原、氏田所、任田所惣大判官代散位下総権守藤原朝臣、(一一六七)

仁安三年(一一六八) 正月六日、補^{おんす}任田所文書所^{おんす}之御庁宣アリ、

寿永二年(一一八三)七月日、西条一丁本免武清村一丁領知スト云フ証文アリ

『府中町史』第一卷一九七頁によると田所惣大判官代散位下総権守藤原朝臣

仁安二年正月 田所文書職 相統

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(二二三七頁) 安藝地区藝藩通志所収田所文書

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』嚴島神社定勅使田所主税家文書
目録

六条院 御宇仁安三年(一一六八)一旧書

仁安三年(一一六八)一讓状

高倉院 治承三年(一一七九)一御国宣

文治五年(一一八九)御証文

文治五年(一一八九)一言上書

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ嚴島野坂文書(一〇二五頁)

一五五六伊都伎嶋社神主等官幣請取奉納狀案

(端書書)

「往古從禁中御神納受取六家書付之写」

伊都伎嶋社

謹受

官幣事 副金銀幣帛

右御幣物等、勅使左近兵衛權中將平朝臣と奉相具、即奉納、兼御願圓滿之由祈禱、謹言、

治承三年(一一七九)三月九日

小行事権国造散位佐伯

行事権国造散位佐伯朝臣

物申権国造散位佐伯朝臣

案主権国造散位佐伯朝臣

大行事権国造散位佐伯朝臣

(景弘)

神主正国造兼修理惣大檢校散位佐伯朝臣

嚴島の祭礼で最も重要視されるものは治承三年(一一七九)二月二十九日に定められた

はつひ

二月と十一月初申神事が朝廷の奉幣使を迎えて毎年、嚴島神社・惣社・松崎別宮・角振社等の二季祭として毎年神事が明治五年まで行われた。

佐伯景弘

文治二年(一一八七)

安芸守

介

第十四節

兼資 『田所累系』によると

姓平、氏田所、(一一九〇)〜(一一九六)

建久元年(一一九〇)十二月二十六日、父為兼ヨリ受讓而任田所惣大判官代権介平朝臣、又

同年十二月日被補田所書生職之免状アリ、

はじめておにんす けんたいせしむ

此時初而補任在廳職、其外令兼帶松崎八幡下目祇園神人所職者等也ト云フ家書ニアリ

くげでん せんれいのじやく

建仁二年(一一〇二)十二月公解田已久村一丁如先例申受ル御免状アリ

『府中町史』第一卷一九七頁によると、建久元年(一一九〇)十二月二十六日、祖父則兼より田所惣大判官権介、田所書生職を相続。父より大判官代を相続

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』嚴島神社定勅使田所主税家文書

目録

文治六年(一一九〇)御庁宣

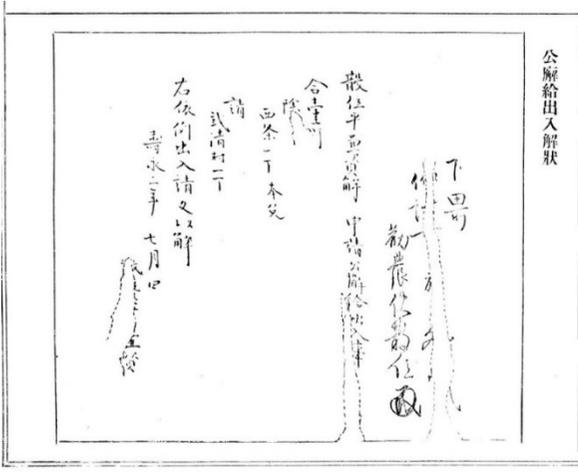
後鳥羽院御宇建久元(一一九〇) 御庁宣

建久元年(一一九〇) 一言上書

建久元年(一一九〇) 一御国宣

元久元年(一一〇四) 一言上書

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(二二三七頁)公解出入解状



『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)

安藝地区『芸藩通志』収田所文書

平兼資并外題

『芸藩通志』卷五 卷百三十九 広島市中央図書館蔵

(『安芸府中町史』第二卷一六〇頁公解給出入解状参照)

(外題)
下田所

勸農使散位(花押)

散位平兼資解

申請公解給出入事

合壹町

除

(加茂郡)
西条一丁 本免

請

武清村一丁

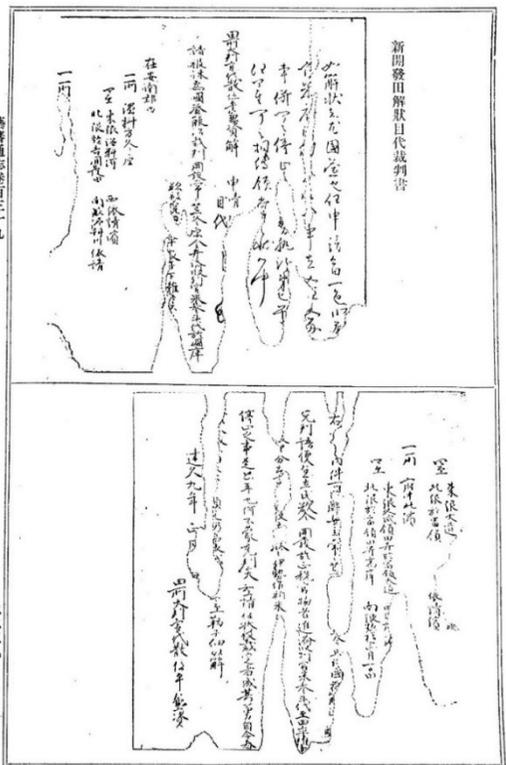
右、依例出入受文、以解、

壽永二(一一八三)年七月四日(日分)

散位

平兼資

『芸藩通志』卷五 卷百三十九(二二三九頁) 新田開発解状目代裁判書



藝藩通志卷百三十九

三三九

『芸藩通志』卷五 卷百三十九 所収田所文書 第三百九 新田開発解狀目代裁判書

新開発田解狀目代裁判書 申請

(平兼資解)

(外題)

如解狀者尤国益也任申請之旨一色段別
官米被□□□□事者如注文兩
事併可令停止之□□ □□執次第也早□
任四至可令相傳領掌之狀如件

目代 □ (花押)

田所大判官代散位平兼資解 申請

請被殊依国益能治裁判開発常々荒・原令弁濟段別官米三斗代
於国庫」欲被究濟 < ^乎取下雜公事

在安南郡内

一所 温品方・原

東温品河 西依請濱

四至

北限弥吉開発田 南依請濱

一所 府中北濱

■中为

一所 東限大通

< ^□

四至

北限弥富領 南依請濱

一所 府中北濱

(請力) (濱力)

東限久武領田并弥富領大通 西依□□<

北限弥富領田并高岸 南限惣社正月一日田

右□<内件可□□無主常々荒 < ^□今且□國符解

免判語便宜土民欲令開発正税官物者進濟段別官米參斗代至田率

雜事 < ^申分云言 < ^□使□□伊勢御祈米□

停止之事是公平也何不蒙免判望請任狀被裁定者其勇自今春

□□□□□□之仍□□□< ^四至勒子細以解

建久九年(一一九八)正月 日

田所大判官代散位平兼資上

「留守所 補任 大掾職事 従五位下 平朝臣俊兼
右人、為^レ致^二奉公之忠^一、補^二任大掾職^一」

如^レ件、序宣承知用^レ之、故補任、
建久九年（一一九八）十一月六日 大判官代佐伯朝臣書判
佐伯朝臣 佐伯朝臣

権介惟宗朝臣
惣大判官代惟宗朝臣 目代（書判）

建久九年一月六日大掾職相統
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』敵島神社定勅使田所主税家文書
目録

後鳥羽院御宇建久元年（一一九〇）一被補大掾職 資家舍弟俊兼
正治元年（一一九九）一注進状
建保四年（一二二六）一知行注文

『国史大辞典』九卷二二六頁によると 田所は、「平安時代以後国衙におかれた在庁所の一つ。……荘園領主（社寺も含む）など、所料田の確認申請があると国司はその申請文書を国衙田所の調査に付す。田所では国衙の検田帳（馬上帳）や国図（基準国図）と照合し朱書で国司に勘合注申する。この田所による坪付（田積）の朱注の結果を「丹勘」と呼ぶ。不輸免田を国衙に認定してもらう際、田所が作成するこの勘文は極めて重要であった。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため、田所職の名称に見るように家職として世襲される場合もあった。

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ一八三頁
敵島神社所が安芸國衙の田所俊兼に対して勘文を申請した一例として次の申請があげられる。

『廿日市町史』資料編1 二七頁 ……正治元年分の朔弊田を初めとする、各種御供料にあてるため、免田の支給を申し 請うたものである。……

二四 伊都岐島社政所解
（端裏貼紙）

「神第五十一号」

田所
目代

申請正治元年（一一九九）御供田等事

伊都岐嶋社政所解

合

- 一・朔弊田八町四段
- ・安南郡一町七段
- ・爲政一町
- ・温品村一町
- ・爲政三段
- ・佐東郡七反
- ・三田新庄
- ・石浦村
- ・佐々井村七反
- ・清元

久知村

・ 乘原保一町五段

・ 助清七反

・ 國貞五反

同余田七反
一・中御供田八町四段

國作武末

・佐西郡二町一段
・福永七反
・太郎丸七反
・佐東郡七反
・時重
・松丸七反
・綠井郷三町五反

(佐東郡)

助俊七反

忠直七反

・宗時七反
・國延七反

・季高七反

・栗原保一町五段

・宮吉五反

・光友五反

・時光五反

・溫科村六反

・爲政

・一日御供田十五町

・安南郡二町五段三分

『四』

・守恒二段百廿

・則重五反百八十

・有巳三段

・恒清三段

・末弘六反三分

・恒包百八十

・持光五反大『九十分』

『三』

・佐東郡三町八段『百八十』

吉次一町
・光清一町二段

・時重三段

・光一町

・則重一段百八十
・行先一段百八十

・溫科村五段

・爲政二段

・清元三段

・綠井郷一町四段六十

・爲重四段

・友貞五段

・貞遠二段百八十

・有貞二段

・有恒二百冊

『七』

・八木郷五段

(佐東郡)

『生』

・國延二段
・宗包一段百八十

・國里一段百八十

『七』

・古川村四段百八十
・貞末『四反』

(佐東郡)

『六』

・『清〇三反半』

・原郷八段百八十

(安南郡)

- ・貞時二段
- ・則重二段
- ・西条郷八段
- 〔恒同一反〕
- ・守恒六段

(加茂郡)

- ・己斐村二段
- ・長田村三段
- ・清元
- ・米光

(高田郡)

- ・佐々井村一段
- ・同余田一段
- ・國作勢得
- ・同人

一・本御供田十六町

- ・春木村十町一段百廿

(山縣郡)

- ・栞原保五町八段二百卅

- ・一新御供田四町

- ・春木村二町

- ・佐東郡一町

- ・緑井郷三段

- ・有恒七反百十

本全書

- ・勢得命源一段二百卅

一・外宮免田三町五段

- ・佐西郡三町二段

- ・御供田一町

- ・御鏡田七反

- ・緑井郷三段

一・二季御祭弊新田一町

一・同新屋津代酒肴新田一町

一・六節供田二町

一・御洗米新田一町

一・散米田五反

一・山王社免一町

一・今社免五段

- ・光清五段

右、依例所申請如件、

正治元年(一一九九)十二月 日 小行事権国造佐伯

行事権国造佐伯

(借題)

修理檢校権国造佐(花押)

案主権国造佐伯(花押)

物申権国造散位佐伯(花押)

神主正国造兼修理惣大檢校佐伯

『廿日市町史』通史編 三三五、三三六、三三七頁によると

厳島神社社殿焼失

建永二年(一一〇七年)七月三日

厳島神社安藝國からの年貢を得て再建される

健保三年(一一一五年)

厳島神社神主就任

周防前司(安芸国守護)藤原親実

承久三年(一一二一年)

厳島神社社殿焼失

貞応二年(一一三三年)二月二日

『廿日市町史』資料編1 二八、二九頁によると

撰政九条 數家御教書案「新出厳島文書」

伊都岐島社造管遲滞由聞食之間、安芸国一國所被付社家也、一任之中可致造管内外宮、

為神為君殊存忠勤、可被急速功者、依摂政殿御氣色、執達如件、

(藤原為経)

左大弁 在御判

文曆二年三月廿日

(藤原親実)

周防前司殿

追伸

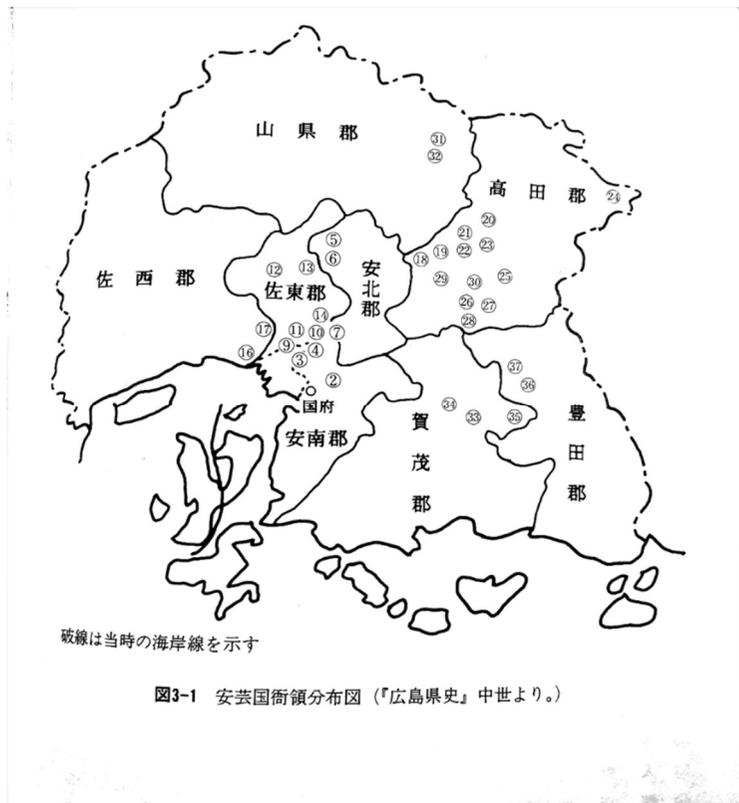
為被念社家之造営、雖被付国務、依思社家利潤、若忘國衛之凋弊者、為 朝可為不忠之儀、殊致清廉之沙汰、可被廻循良之治術者、

(注)この文書は摂政九条教実が厳島社の貞応二年(一二三三)十二月炎上後の造営が遅滞していると聞き、安芸国務を国司の指揮から厳島社の指揮に移すこととした旨を同社神主親実に告げ、国司一任中、に内宮・外宮の造営を命じたものである。社家が國衛領を支配するにあたって、厳島社ばかりの利潤を計って、そのために國衛領の疲弊をかえりみないことのないよういましてい

る。朝廷は安芸国を厳島神社の造営領国に付した。 文曆二年(一二三五年)三月

厳島神社内宮の遷宮日時は、藤原神主親実の申請により朝廷の選定により仁治二年(一二四一)七月一七日挙行された。

『田所文書』に二季御祭田二反、二季御祭灯油免、為光_{今者} 二季御祭田四反小、二季御祭御幣帛免五反とある。



破線は当時の海岸線を示す

第一七節

遠兼 『田所累系』によると
姓平、氏田所、(一二二九)

安貞三年(一二二九)十月、父俊兼ヨリ受_レ讓而相統、被任_ニ田所惣判官代左近将監平朝臣_一、嘉禎三年(一二三七)十一月六日可_レ領_ニ作安南郡内戸坂村楠木垣内_一ヲ之御庁宣アリ

『府中町史』第一卷一九八頁によると安貞元年(一二二七)八月一〇日 田所惣判官代左近将監を相統

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅲ(一二三五頁)

一七四五 安藝国司某下知状寫

書判
下 左近將監遠兼

可早領作田玖段内(安南郡) 府中正友作二段 同武弘作二段事

戸坂久須垣内七段内五段(安南郡)

右件田者、雖為有限久武名所立戸坂門田内今富名九段の代也、早令領知可為今富名之状、下知如件、

寛元四年(一二四六)五月廿一日

惣大判官代 書判

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』巖島神社定勅使田所主税家文書目録

後鳥羽院御宇嘉禎三年(一二三七)一旧書

仁治三年(一二四二)一將軍家下文

寛元二年(一二四四)下知状

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅱ巖島野坂文書

一五五八 伊都岐嶋社神主等神寶物請取奉納状案

(端裏書)

(往古從禁中御神納請取六家書付之写)

伊都岐嶋社

謹請 御神寶物事

御幣二枚 紫蓋一枚

鏡一枚 劔一腰

麻笥一口 線桂一本

弓一張 箭四

右、御神寶物 勅使蔭孫正六位中原朝臣俊繼奉相具、今月十八日歸着、即奉納、社司等謹請、

建長七年(一二五五)十一月十八日 小行事散位佐伯

權国造散位佐伯景貞

修理行事權国造散位光房

大行事權国造散位佐伯盛景

祝師權国造散位佐伯忠久

案主權国造散位佐伯重頼

神主從五位上前安藝守佐伯朝臣親光

第一八節 高資 姓平、氏田所、(一二五九)

『田所累系』によると

正元元年(一二五九)六月廿日、父遠兼ヨリ受レ讓而相統々、任ニ田所惣判官代新左衛門尉一、

弘安二年(一二七九)五月十日、温品村之内領知スト云証文アリ、此時争論之事有而、弘長二年ありて

(一二六二)の夏上洛ス、重代の書類周防之国阿弥陀佛之宿所(國衙寺)ニ預ケ置く、文永三年(一

二六六)二月十五日、同所出火ニテ代々の書類消失ス、故是迄年号等不レ詳ト雖トモ、代々申傳

ヲ以テ記すモノナリ、

免状・国宣・序宣等著 残ル分を以テ記載スル所也

資俊 府中町史第一卷一九八頁によると (一二六六) 文永三年相統 採扱

『田所累系』によると 姓平 氏田所

正応二年(一二八九)正月一五日、父高資ヨリ受レ讓而、任ニ田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣

一、

正安二年(一二三〇)閏七月一五日、与ニフ河戸村二分方ヲト云フ証文アリ

田所惣判官代河窪新左衛門尉 正応二年(一二八九)正月一五日相統 沙弥

第二〇節

資賢 源 『田所累系』によると
姓平、氏田所(一二八九)

嘉元二年(一二三〇四年)田務職執事相傳之所帶、父資俊ヨリ受レ讓而、任ニ田所惣大判官代新左衛

門尉平朝臣^一

徳治二年(一二三〇)七月三日、被_レ定_二補河内村司職_一之_レ序宣アリ、^{くもんしき} 杣村ノ内所々公文職、久和・小河内・安祭ニカ所_二領知スト云フ_一ト家書ニアリ

『府中町史』第一卷一九八頁によると田所惣大判官代、石井左衛門尉正応二年(一二八九)正月十五日相続 採扱^五

国立公文書館内閣文庫『風楓文書集』巖島神社定勅使田所主税家文書

目録

- 一文永(一二六四)〜一二七五)之此之先祖我略 悉焼失之讓状
- 後伏見院御宇正安三年(一二三〇)一御院宣
- 正安二年(一二三〇)一和与状
- 正安三年(一二三〇)一下知状
- 正安四年(一二三〇)一下知状
- 嘉元三年(一二三〇)一下知状
- 嘉元二年(一二三〇)一和与状
- 嘉元二年(一二三〇)一下知状
- 徳治(一二三〇)六〜一二三〇)四)一下知状
- 後二条院御宇徳治二年(一二三〇)七) 一御序宣
- 延慶二年(一二三〇)九)一下知状
- 応長元年(一二三一)一下知状
- 正和四年(一二三五)一言上書
- 元応二年(一二三二)一和与状
- 広島県史古代中世資料編IV(二八六)〜
- 国立公文書館内閣文庫『風楓文書集』巖島神社定勅使田所主税家文書
- 一安藝国宣

『広島県史』古代中世資料編IV藤田精一氏旧蔵文書(二六〇頁)

一 六波羅御教書
^(編纂書) 惣社 建治元年(一二七五) 九月十日^(安南郡)

安藝國在廳上西清經并惣社三昧堂一和尚承兼申、當国温科村地頭代能秀令押領名田屋敷苜取作毛由事、重訴狀等如此、擬尋決之處、令難涉之間、且置論於中、且以日

參着到可遂問注之由、先度加下知畢、而不仅用度々歸國之間、就召文乍令上洛、或^(被)

号地頭代・替、或稱可令和与之由、不從催促迹^(非)□条、□普通之法、所詮任下知狀、相副兩方使者苜置作

毛於中、來月十日以前可被催上洛、能秀過期日者、殊可有其沙汰候、仍執達如件、^(北条義宗)

建治元年(一二七五)九月十日 左近將監(花押)
美作三郎殿
下妻孫次郎殿

『広島県史』古代中世資料編IV藤田精一氏旧蔵文書(二六一頁)

一 六波羅御教書
^(編纂書) 乾元二(一二三〇)三) 下知 資賢^(前之)

□東寺安藝國田所資賢□扣留公解田并雜免所當米□事、重訴狀^{副書}具如此、先度加下被承引旨太無謂、早任先下知狀、可被致□沙汰也、仍執達如件、^(造力)

乾元二年(一三〇三)七月廿口日 (六九)
左馬助(花押) (北条基時)

(金澤貞顯)
中務大輔(花押) ながつかさたけふ

佐東町史(一〇七頁)

三六波羅御教書写

安藝国田所資賢申回国久村

地頭金子三郎二郎入道願西弁当村内

免田老町所當以下得分物申事、悉訴狀 (重)

(書脱カ)

副具如此、先度令加下知下處、不承引云々

太無謂、早任先下知下令辨償之旨

相觸願西、可被申散狀也、仍執達如件、

正安三年(一二〇二)十一月十日

(北条泰時)

左馬助印

(大仏宗宣)

陸奥守判

肥後五郎左衛門殿

安芸三郎殿

第二節

信兼 『田所累系』によると

姓平、氏田所(一二二七)

嘉曆二年(一二二七)正月日、父資賢^{よわい}齡及五十有余之田務執事職之受_レ讓而、

任_二田所惣判官代次郎左衛門尉平朝臣_一、御廳宣國宣モアリ

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると

田所惣判官代次郎左衛門尉平朝臣 嘉元二年相統

田所執事職 建武元年七月一二日廳宣あり

雑訴決断所寫 (『広島県史』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書一八二八 一二八八頁)

雑訴決断所牒

安芸國衙

当国田所信兼中惣社御神樂免田所當米間事

牒、任先例可有其沙汰之由 宣令下知當知行之仁者、牒

送如件、以牒

建武二年(一二三五)正月十七日

右大夫安倍^{書版}

陸奥出羽按察使藤原朝臣 左近衛中将源朝臣

正二位藤原^(三條実任)朝臣^{書版}

右中辨藤原^(高倉亮守)朝臣

從三位平^(宗慈)朝臣

式部権大輔藤原^(目野行氏)朝臣

御庁宣・等モアリ

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ(一二二六)

一七三二安藝國目代施行状寫

安藝國佐西郡公文職名田島等事、國宣如此、任_二被仰下之旨_一、可令知行給、御年貢御公事以下任先例可被致其沙汰也、仍執り達如件、

七月十七日

目代法橋祐實 書判

(信兼カ)

田所殿

【解説文】

当国貞応以降新立

莊園事

院宣如レ件、早任^二仰下

旨^一急速可^レ被^二注進^一之

由、國宣所^レ作也、仍執

達如^レ件

正安三年(一二三〇)十月六日 法橋円

安藝田所殿

【読み下し文】

当国貞応以降新立

莊園事

院宣如^レ件、(いんげんくだんのごとし)早^{すく}に任^おじ仰^お下

旨^一急速^に可^レ被^二注進^一之

由、(ちゅうしんせいのまきよし)國宣所^の作^せ也、仍^た執^つ

達件^の如^し

正安三年(一二三〇)十月六日 法橋円

安藝田所殿

国立公文書館内閣文庫『風楓文書集』厳島神社定勅使田所主税家文書

目録

元応三年(一二三二)一旧書

元弘元年(一二三三)一御目代書状

後醍醐天皇御宇元弘三年(一二三三)一御庁宣

後醍醐天皇建武元年(一二三四)御国宣

第二節

石井七郎末忠

(父田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣田所資賢の七男)

『芸藩通志』卷五卷百三十九 (一二四〇頁) (一二四〇頁)

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ (一二七六～一二七七)

(田所資賢の七男)

一八〇三 安藝國在廳石井末忠着到軍忠狀寫

藝藩通志卷百三十九(一二四〇頁)

(千種忠顯)

末忠申文 頭中将家御一見

末忠申 花押

(八橋郡)

安藝國在廳石井七郎末忠申合戦事、馳參伯州船上依下預四月十四日添 繪旨、付頭中將

家御手、此上者為蒙恩賞、可下預御一見狀候哉、恐惶謹言、

元弘三年(一二三三)五月十日 源 末忠

進上 御奉行所

(田所資賢の七男)

石井七郎末忠

安藝國在廳石井末忠軍中狀

『芸藩通志』卷第百三十九 元弘三年(一二三三) 広島市中央図書館蔵

末忠申

千種

袖判(頭中将顯忠卿之判)

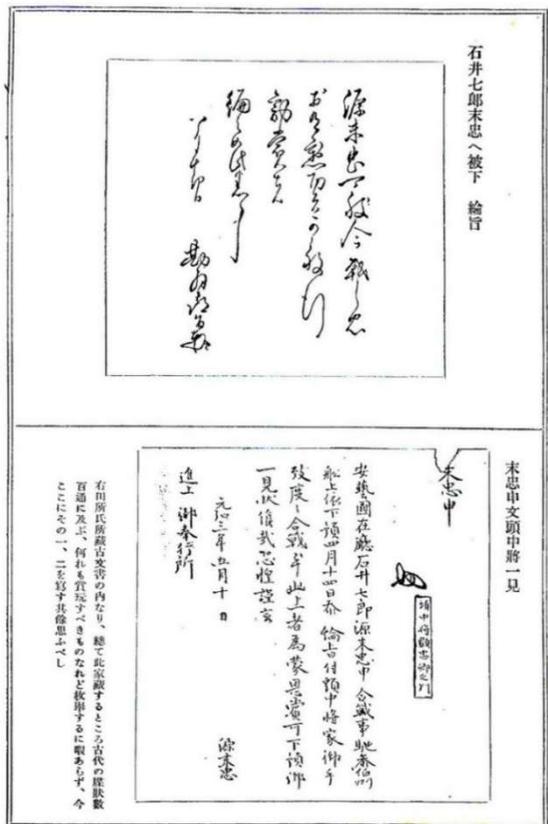
安芸國在廳石井七郎源末忠合戦事馳參伯州

(八橋郡)
船上依下預四月十四日恭 繪旨付頭中将家御手
致度々合戦畢此上者爲蒙恩賞可下預御
一見狀候哉恐

後醍醐天皇繪旨 『芸藩通志』 卷第百參拾九 元弘三年(一二三三)

藝藩通志卷百三十九

二二四〇



石井七郎末忠へ被下 繪旨 後醍醐天皇

源末忠可致合戦之忠
於有勲功可被行
勸賞者
繪旨如此悉之

八月十四日

勘解由次官

(高倉光守)

【読み下し文】

石井七郎末忠へ下さる 繪旨 後醍醐天皇

源末忠、合戦の忠を致すべし

勲功有るにおいては勸賞行われべき者なり、

繪旨此の如し、之を悉せ

(高倉光守)

勘解由次官

『安藝郡風教誌』(三九頁)

又三宅系譜末忠の條に元弘三年(一二三三)兄二郎左衛門尉信兼、依リテニ令ラル下、ニ知弟末忠馳ニ參メ伯州船上
と在り又同系譜に楠氏湊河合戦の時、末忠戦死ス

墳墓へ在リ兵庫ニ

『安藝郡風教誌』(四五頁)

明治天皇御製

世と與に 語り傳へよ 國の爲 いのちをすてし 人のいさをは

第三節 信高 姓平、氏田所(一二三五)

『田所累系』によると

建武二年(一二三五)十月、父信兼ヨリ受_レ讓、任_二田所惣判官代新左衛門尉平朝臣_一、

正平六年(一二五二)十月三日、安芸国河戸村國衙分_{二分}可_レ令_一
せしむべき 常陸親王ヨリ令旨頂載

永和五年(一二七九)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損二付
りようそくとして

為_二料足_一当国入野郷一町之内三段、黒瀬町二段、以上五段拝受之免状アリ

『府中町史』第一卷一九八頁によると田所惣判官代、石井新左衛門尉

建武二年(一二三五) 相続

『安芸府中町史』第二卷二八六頁

正平六年(一二五〇)十月三日常陸親王ヨリ令旨受_レく

正平七年(一二五二)二月一日、安芸国河戸村國衙分_{二分}可_レ令_一
せしむべき

領知一旨 常陸親王令旨寫 あり

『広島県史』古代中世資料編IV藤田精一氏旧蔵文書(二六一頁)

常陸親王令旨寫によると

正平七年(一二五二)十月三日、

りようちたらしむべき

安芸国河戸村國衙分_{二分}任先例可_レ令_一領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、

りようじ

永和五年(一二七九)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損二付

りようそくとして

為_二料足_一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ

厳島神社両度初申之御神事奉幣使祭主兼務、

藝藩通志百九三、百九四頁の『拾芥抄』によると

「しゅうがいしやう」

3 『『拾芥抄』』に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近一代無_二其沙汰_一坎、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにならむか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う。(23) 『

注(23) 『拾芥抄』

『国史大事典』第七卷二百五十三頁

『口遊』や『二中歴』などの系列に属する百科全書。『拾芥略要抄』ともいう。古くは洞院公賢の撰、同実

せういんきんかた

熙の増補としたが、和田英松は否定し、川瀬一馬は現存の『拾芥抄』は改編されたものでこれは洞院公熙の撰

とういんさねひろ

とする。現存本は三卷。和田英松は永仁二年(一二九四)の写本のある『本朝書籍目録』以前の成立とし、川

ほんちやうしよじやくもくろく

瀬一馬は現在の改編『拾芥抄』は応暦四年(一二四二)四月より八月の間の成立とする。後堀川天皇を当代とした所がある。

最古の写本は東大資料編纂所本で室町時代初期を下らない書写で、……上巻は歳時部より楽器部の三十五部門、中巻は百官部より田籍部の二十五部、下巻は諸社部より養生部までの三十九部よりなり、宮城指図、東西京図などの図、多くの勘文、吉備真備の『私教類聚』の目録、諸国の田数など重要な資料を含み、主として貴族の教養に資するものである。著者を誰にしても多くの増補・書き継ぎがある。

『藝藩通志』巻一 百九十三・百九十四頁

『田所累系』によると 信高 姓平、氏田所(一二三五)

建武二年(一二三五)十月、父信兼ヨリ受_レ讓、任_二田所惣判官代新左衛門尉平朝臣_一、

永和五年(一二七九)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損二付

為_二料足_一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ

正平七年(一二五二)十月三日、

安芸国河戸村國衙分_{二分}任先例可_レ令_一領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、

『安芸府中町史』第二卷

常陸親王令旨寫 田所新左衛門尉とは田所惣判官代新左衛門尉平朝臣(田所信高)

第三部 古代・中世の資料

安藝國河内守書
本所國司書

安藝國河内守附東宮近衛親王
之被居てん力と也 深望而く御執事
女侍

建武三年三月廿九日 冬候 沙判
大勸進友房

東寺御造新和安藝國河内守
院宣加一見之狀抄件 書讀版
建武四年三月廿四日

大勸進友房

手の難歩り親意申あ親國史抄秘傳
年中所あはる事ゆ時國と慶宮御
お知念給保以以下と御領と全成振
之御元早敷法下皮甲御領後
取も遠近に聲も不仁と御令難歩り
勢と親と御執事之とを後宣
女侍御執事御領
建武三年六月廿九日沙判
田所新左衛門尉

(49) 常陸親王令旨寫 広島県史古代中世資料編且厳島野坂文書
正平七年(一二五二)

安藝國河内守附東宮近衛親王
常陸親王令旨如此、悉之、以狀、

正平七年二月一日 右兵衛佐書

(田所)
田所新左衛門尉館

〈注記〉山県郡河内守村國衛領については、本書古代中世資料(8)号の田所注進状(一二三四頃)を参照のこと。正平七年(一二五二)当時には河内村には山形又六(源)爲継が南朝方として、北條治部権少輔・毛利備中守親衡・寺原時親らと寺原城・猿喰山に據り、武田氏信・逸見有朝ら北朝方に抗したが敗退した。正平九年熊野権現寄進状(藤井芳金氏藏)がある。(cf 年表編 86頁)
(上掲の古文書と対応はない。編集の都合でここに挿入)

『広島県史』古代中世資料編IV藤田精一氏旧蔵文書(二六一頁)

河内村一分地頭殿

三 常陸親王令旨

*安芸國河内守村國衛分一分^{二分}任先例可^{二分}令^{二分}領知行者、
常陸親王令旨如此 悉之、以狀、

正平七年(一二五二)十月三日、 右兵衛佐(花押)

田所新左衛門尉館

「芸備郡中土筋者書出所収書」

(千代田町川戸)

安芸國河内守村國衛分一分^{二分}兵糧所として知行せしむべしてへれば、

常陸親王の令旨かくの如し、これをつくせ、

以て状す、

正平七年(一二五二)十月三日、 右兵衛佐(花押)

田所新左衛門尉館

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

目録

元弘三年(一二三三)一注進状

建武三年(一二三六)一同感状

曆応三年(一二四〇)一旧書

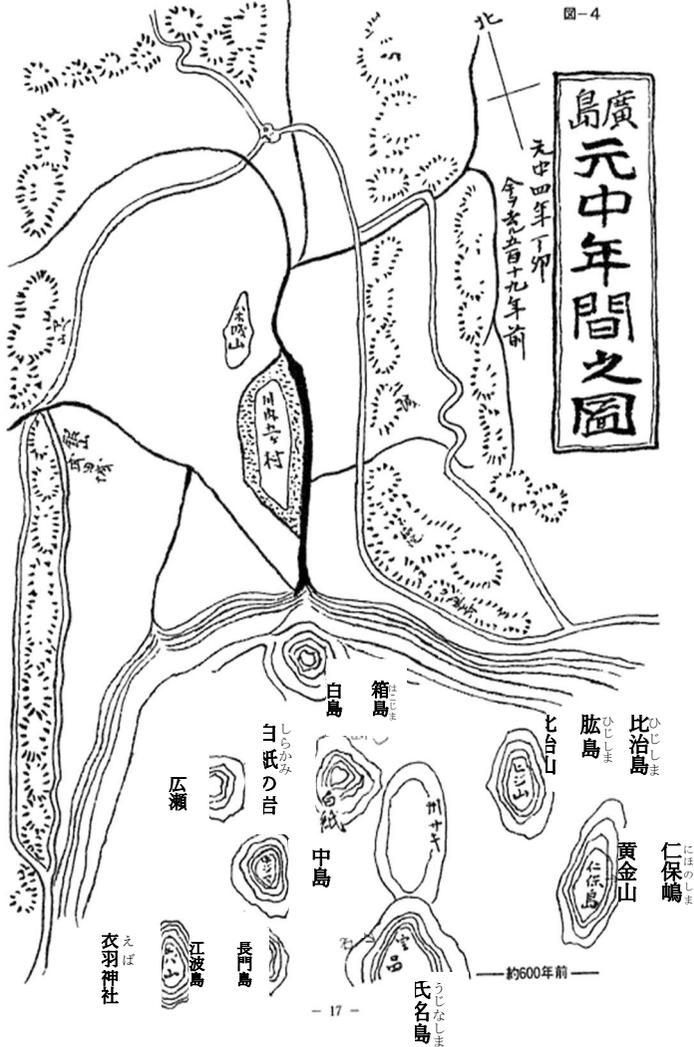
常陸親王正平七年(一二五二)一御令旨

貞和五年(一二四九)一装束証文

『安藝郡風教誌』(四一頁)

延元元年六月三日、從ニ新田義貞公ニ爲ニ勲功之賞ト、被ル補ニ竹仁村地頭ニ賜ニ手書一。同年五月十八日於テニ赤穂城一(播州)屢抽テニ軍忠ニ神妙之由、賜フニ感状ニ大館左京大夫奉スレ之ヲ。

元中年間一三八七年(約六〇〇年前)頃の広島島の古地図『白神社社記』。国府・府中以外は海と島が存在するだけで広島島の地名は存在せず。一六〇〇年頃以降、毛利輝元公により広島湾が、埋め立てられることにより、広島と言う地名は、成立した。



注『白神社社記』 (田所恒之輔が藝藩通志や芸備国郡志等で過去と現在の地名を調査して加筆した。)

第二四節

源 在俊 『田所累系』によると

姓平、氏田所(一三六六)

貞治五年(一三六六)十月朔日、父信高ヨリ受レ讓、任ニ田所惣判官代太郎左衛門尉平朝臣、

貞治六年(一三六七)十二月、河戸村一分方國衙職事可レ爲ニ知行一旨御教書拜受アリ、

さだめらるしようけいやくに

至徳二年(一三八五)十月朔日、被レ定ニ巖島上卿役、

御証文拝載ス、御装束モ拝載ス、

『府中町史』第一卷一九九頁によると田所石井兵衛尉至徳四年(一三八七)一〇月一日巖島上卿職・定勅使に補せらる。「貞治五年(一三六六)一月相統」という。」採扱

正三位上巖島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も巖島と同様定勅使祭主

東寺雜掌申状 『東寺百合文書』オ一―二五

嘉慶元年(一三八七)

東寺雜掌申安藝國衙職内杣村温品

村等事請文披見畢杣村者武田遠江守申

子細云々不同心彼妨可沙汰雜掌若猶不承

引者企參洛可申之由可相觸^{云々}次温品科村者
無國衙職之旨地頭大輔少輔金子大炊助申^{云々}
國領分明之由田所在俊起請文起^{請之詞}之上者^{載之}

嚴密可沙汰付雜掌將又戸野郡戸兩郷
事先度被仰之處未遂行^{云々}甚無謂
所詮彼是松田勘解由左衛門尉相共致其沙汰
可被執被達請取之状依仰執達如件

嘉慶元年(一三八七)十月十一日左衛門佐(花押)

小早河美作前司殿^(番平)

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』嚴島神社定勅使田所主税家文書

目錄

永和四年(一三七八)一讓狀

(不明)

(不明)

第二五節 成清 『田所累系』によると

姓平、氏田所、(一四五四)

享德二年(一四五三)九月十五日、父在俊ヨリ受^レ讓、

任^二田所新左衛門尉平朝臣^一、

享德四年(一四五五)閏四月七日、嚴島社鎮座祭内侍免合一段^{在所免}四百文

霜月・二月之任^二先例^一可^二知行^一之旨受^レ讓、

^{まえのことし}
社役如^レ前

嚴島上卿役

正三位上嚴島神社兩度初申之神事定勅使^{こふしやうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と同様
定勅使祭主、

『田所累系』と『府中町史』第一卷一九九頁によると

田所左衛門尉と嚴島上卿役祭主を享德三年(一四五四)相統

第二六節 重久 『田所累系』によると

姓平、氏田所、(一四七〇)

文明二年(一四七〇)九月十日、父成清ヨリ受^レ讓、任^二田所新左衛門尉平朝臣^一、

文明十三年(一四八二)七月廿三日、御要脚御段錢料田細野村七反、任^二先例^一、

可^二守配^一之旨蒙御下知^一

文明十八年(一四八六)六月日 料田壬生庄百十九丁五段六十歩、一段別

五十文宛也^{ずつ}ト云コト家書ニ見^レ候也、

^{まえのことし}
社役如^レ前

正三位上嚴島神社兩度初申之神事定勅使^{こふしやうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と同様
定勅使祭主、

『田所累系』と『府中町史』第一卷一九九頁によると
田所新左衛門尉と嚴島上卿役祭主を文明二年相統

『廿日市町史』通史編三四一頁によると文明二年(一四七〇)相統

天文十年(一五一〇年)藤原神主家滅亡

親資 『田所累系』によると

姓平、氏田所、(一五一一)

『田所累系』によると

第二七節 親資 『田所累系』によると

姓平、氏田所、(一五一一)

永正九年(一五一一)七月十日父重久ヨリ受^レ讓、

永祿四年(一五六二)二月朔日、任^二左衛門尉^一、

永祿四年(一五六二)二月朔日、任^二左衛門尉^一、

まえのことし

社役如^レ前、生年五十五歳、於^二京都^一卒ス、

きょうとにおいて

正三位上^二巖島神社^一兩度初申之神事定勅使^二国府上卿^一役祭主兼^二府中村南八幡別宮北惣社^一も巖島と同様定勅使祭主

『田所累系』と『府中町史』第一卷一九九頁によると田所左衛門尉と巖島上卿役祭主を永正九年(一五二二)相続

第二八節

胤近 『田所累系』によると

姓平、氏田所、(一五三二)

享祿四年(一五三二)二月朔日、父親資ヨリ受^レ讓、任^二田所左衛門尉平朝臣^一、

天文廿四年二月廿三日、巖島社^二巖島社^一二季鎮祭料田之事

訴^二毛利家郡司山縣民部^一受^二国裁^一、

まえのことし

社役如^レ前

正三位上^二巖島神社^一兩度初申之神事定勅使^二国府上卿^一役祭主兼^二府中村南八幡別宮北惣社^一も巖島と同様定勅使祭主、

『田所累系』と『府中町史』第一卷一九九頁によると田所左衛門尉と巖島上卿役祭主を

享祿四年(一四五四)一〇月一四日相続

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』巖島神社定勅使田所主税家文書

目録

天文二十四年(一五五五)願書

天文二十四年(一五五五)一巖嶋鎮祭田之事

正親町院御宇永祿三年(一五六〇)一毛利元就公諱賜就之字

正親町院御宇永祿三年(一五六〇)一毛利輝元公書状

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ巖島野坂文書(一五四頁)

二二八 毛利元就供米返事寫(切紙)

〔包紙ウハ書〕

一

田所左衛門殿^{御返事}

右馬頭

元就

鎮祭御社役相調、御久米并恒例之鳥送給候、祝着之至候、猶期吉事候、恐々謹言、

二月十四日

元就 書判

田所左衛門殿^{御返事}

永祿四年(一五六二)

第二九節

就長 『田所累系』によると

姓平・三宅、氏田所、(一五六二)

永祿五年(一五六二)二月朔日、父胤近ヨリ受^レ讓、任^二新左衛門尉平朝臣^一

永祿五年(一五六二)十二月十八日、巖島両者御鎮座祭上卿役受^二毛利家国裁^一

まえのことし

社役如^レ前

正三位上^二巖島神社^一兩度初申之神事定勅使^二国府上卿^一役祭主兼^二府中村南八幡別宮北惣社^一も巖島と同様定勅使祭主、

様定勅使祭主、

『田所累系』と『府中町史』第一卷一九九頁によると田所左衛門尉と巖島上卿役祭主を

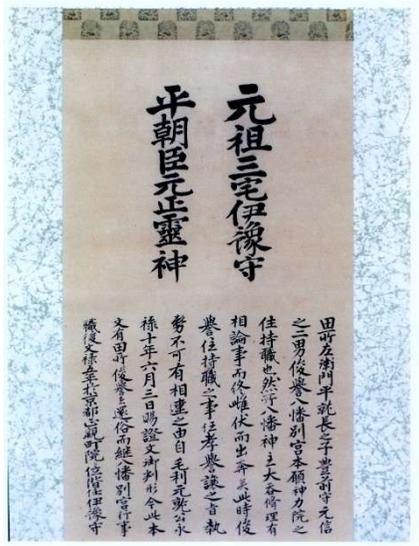
永祿五年(一五六二)相続

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』巖島神社定勅使田所主税家文書

目録

正親町院御宇永祿三年(一五六〇)一毛利輝元公書状

永祿十年(一五六七)元信舍弟俊誉一毛利元就公賜御証文判形事



【解説文】

元祖三宅伊代守
平朝臣元正靈神

田所左衛門平就長之子豊前守元信
之二男俊誉、八幡別宮本願神力院之
住持職也、然所八幡神主大吞脩理有
争論事、而終雌伏而出奔矣。此時俊
誉住持職之事、任孝誉讓之旨執
務不可有相違之由、自毛利元就公永
禄十年(一五六七)六月三日賜証文御判形、
今此本文有田所二、俊誉者還俗而繼八幡別宮
行事

後、文禄五年京都正親町院二位階、任伊予守

【読み下し文】

元祖三宅伊代守
平朝臣元正靈神
田所左衛門平就長の子豊前守元信
の二男俊誉、八幡別宮本願神力院の住持職なり、然る所八幡神主大吞脩理
争論の事有り、而してついに雌伏して出奔す。この時俊
誉住持職の事、孝誉に任せてこれに譲る旨執
務相違あるべからざるの由、毛利元就公より永
禄十年(一五六七)六月三日証文御判形を賜う、今この本
文田所にあり、俊誉は還俗して八幡別宮行事
職を継いだ後、文禄五年京都正親町院において位階伊予守に任ず

第三〇節

元信 『田所累系』によると
姓佐伯、氏田所、此時ヨリ姓佐伯ヲ用ユ(一五七二)
元龜二年(一五七二)十月父就長跡式相続、社役如^{まえのごとし}前
天正五年(一五七七)七月二十日、以^{せんれいをもつて}先例上京、任^{せんれいにひきあ}豊前守、勅使装束毛引^{せんれいにひきあ}合先例^{せんれいをもつて}調換二相
成り候事

文祿二年（一五九三）七月嚴島神社御鎮座祭兩自レ是毎歳
毛利家ヨリ寄付ト成ルト相伝古帳有之

福島家広島在城、嚴島社初申兩度御祭料廃止ニ相成リ候処、
重キ御祭事之申出、二月・十一月兩度御祭事料一カ年分社領二十五石、扶持方式拾四人扶持四
さためられ

拾三石式斗、都合六十八石二斗二被レ定候事、

寛永十一年（一六三四）六月二日卒ス

元和五年（一六一九）浅野入国之際御鎮座祭事料先規ヲ以テ申出、
如二先規二六十八石二斗宛行レ候事

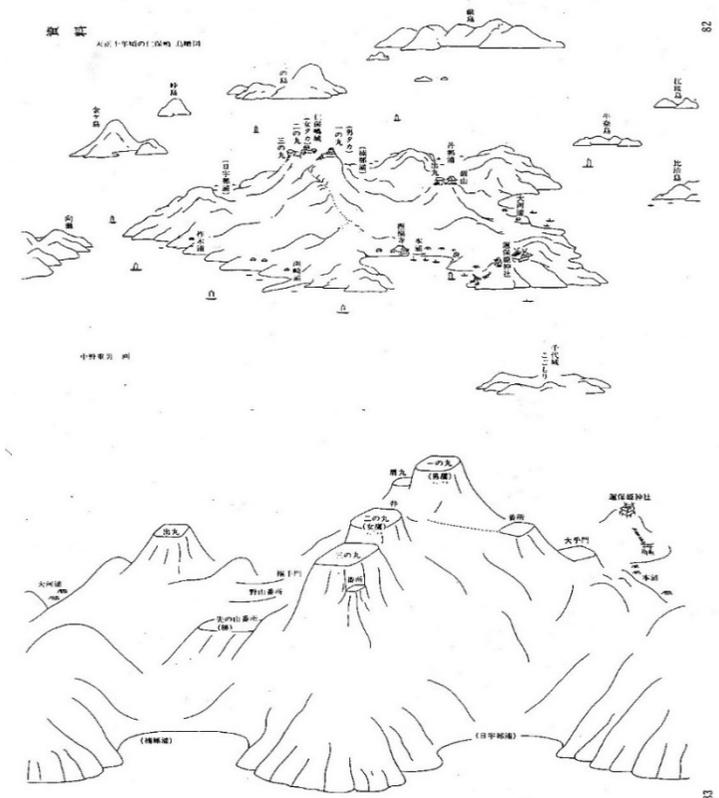
『田所累系』と『府中町史』第一卷一九九頁によると田所豊前守と嚴島上卿役祭主を
元龜二年（一五七一）相続

正三位上嚴島神社兩度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と同様
定勅使祭主、

天正年間の広島古地図

『郷土の歴史 仁保嶋城』

天正十年頃の仁保島の鳥瞰図（一五八二）



注『郷土の歴史 仁保嶋城』、八二頁、八三頁。

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ卷子本嚴島文書（六〇、六一頁）

二五 福島正則寄進狀

（端裏書）

『第九十七号第九八号別冊』

嚴島大明神様
地之御前様

四季之御祭、毎月之御供、其他万之入目、當年より現米を以寄進仕候事、

- 一 二月 百石
- 一 三月 百石
- 一 六月 貳百石
- 一 九月 貳百石
- 一 十一月 貳百石

合八百石

右之内九十石入目之他を相渡候間、年々ニ算用を可_レ被仕候、
一米二十五石者 但、符中より二月十一月兩度ニ 大明神様へ参る役者、其外之入目、

米惣合八貳十五石なり

慶長五年(一六〇〇)

五月十一日

(福島正則)
羽柴左衛門大夫(花押)

座司 (圭)

(守)
棚森左近將監殿

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ六二頁

二七 浅野長晟寄進状

(編纂書)
『シノ第百一号』

奉寄進

嚴嶋大明神地之御前兩御所

毎年御祭料御供料之事

一米七百拾石 年中四季之御祭、其他之入用、

一米貳拾五石 府中田所社家之使者、二月十一月兩月大明神社参之入用、

合七百三十五石

おさめます
納舛

右四季祭之祭礼御供等、如例年不可有懈怠之状如件、

けたい
浅野但馬守

元和元年五巳未年(一六一九)九月吉日

長晟(花押)

座主

棚守左近將監殿

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ嚴島野坂文書(一一一七頁)

一六二五 嚴島社社家 供僧 内侍 三方給地等付立

(袋綴表紙)

一

社家方

嚴島

供僧方

内侍方

毛利殿代

(安藝安南郡)
符中

一百参拾石 祭方共

田所左衛門大夫

元和五年(一六一九)七月一三日

座主

棚守

不明

第三二節

元資 『田所累系』によると

姓佐伯、氏田所、通称弥次郎、(一六三四)

『田所累系』と『府中町史』第一卷一九九頁によると田所左衛門大夫と嚴島上卿役祭主を

寛永一〇年(一六三三)二月相統

寛永十一年(一六三四)十月、亡父元信跡式相続

まえのいとし

社役如^レ前、是ヨリ前父元信存命中天正十七年(一五八九)二月十四日、上京、被^レ任^二左衛門大夫

佐伯朝臣^一、

慶安三年(一六五〇)二月二日卒ス

正三位上^二巖島神社^一両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も巖島と同様
定勅使祭主、

第三二節

元貞 『田所累系』によると

姓佐伯、氏田所、通称左衛門、(一六五〇)

慶安三年(一六五〇)六月朔日、亡父元資跡式相続

まえのいとし

社役如^レ前、

同年上京、任^二左衛門尉^一 明暦元年(一六五七)七月十日卒ス、

正三位上^二巖島神社^一両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も巖島と同様
定勅使祭主

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると

第三三節

左衛門尉と巖島上卿役祭主を明暦元年(一六五五)二月相続

元親 『田所累系』によると

姓佐伯、氏田所、通称縫殿介、(一六六一)

明暦元年(一六五五)十一月十日、

亡父元資跡式相続

まえのいとし

社役如^レ前、

受^二浅野家之命^一、寛文二年(一六六二)十二月八日卒ス、

正三位上^二巖島神社^一両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も巖島と同様
定勅使祭主、

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると縫殿介と巖島上卿役祭主を寛文二年
(一六六二)六月相続

第三四節

元信 『田所累系』によると

姓佐伯、氏田所、通称左衛門尉、(一六六二)

寛文三年(一六六二)六月朔日、亡父元親跡式相続

まえのいとし

社役如^レ前、

受^二浅野家之命^一、

元禄三年(一六九〇) 十二月二十九日卒ス

正三位上^二巖島神社^一両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も巖島と同様
定勅使祭主、

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると左衛門と巖島上卿役祭主を元禄三年
(一六九〇)相続

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ (一一五八頁)

一四六七 田所元信装束仕替一札

『五日市町史』一四三頁、『芸州府中荘誌』一七七頁によると一〇七二年頃より住み慣れた石井
城址の田所屋敷より現在の国庁屋敷(国庁神社)に移住した。

第三五節

元昌 『田所累系』によると

姓佐伯、氏田所、通称主膳

まえのいとし

社役如^レ前、受^二浅野家之命^一、

正徳五年(一七一五)十月朔日

そなえたてまつる

上京、正親町大納言殿下^二奉^レ備^一、

田所旧書・証文等有二御披見^{（こひけんあり）}、蒙^{（おねんごころ）}二御懇之御命^{（おねんごころのぎよめいをこうむる）}、
元文四年（一七三九）十月二十日卒ス

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると源主膳と厳島上卿役祭主を正徳五年
（一七一五）十月朔日相続

正三位上厳島神社兩度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様
定勅使祭主、

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ

一四六八 田所元昌書状(折紙) (一一五八頁)

。本文省略

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ

一四六九 田所元昌書状 (一一五八頁)

。本文省略

第三六節

元久 『田所累系』によると

姓佐伯 氏田所 通称縫殿(一七四〇)

元文五年(一七四〇)二月朔日、亡父元昌跡式相続、

まえのことし

社役如^レ前、

受^二浅野家之命^一、

宝曆四年(一七四五)四月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ任^二從五位の下美濃守^一

安永九年(一七八〇)二月四日卒ス

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると主膳と厳島上卿役祭主を元文五年(一七四
〇)二月朔日二月一日相続

正三位上厳島神社兩度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様
定勅使祭主、

第三七節

元実 『田所累系』によると

安永九年(一七八〇)六月、亡父元久跡式相続、

まえのことし

社役如^レ前、

受^二浅野家之命^一、

天明元年(一七八一)十月廿三日卒ス

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると兵庫と厳島上卿役祭主を安永九年(一七八
〇)六月相続

正三位上厳島神社兩度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様
定勅使祭主、

第三八節

元教 『田所累系』によると

天明二年(一七八二)亡父元実跡式相続、

まえのことし

社役如^レ前、

受^二浅野家之命^一、勅使御装束破損ニ付受^二国命^一、

天明五年(一七八五)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ

御装束調換ニ相成り、拜載ス

文化五年(一八〇八)六月廿七日卒ス

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると主税と厳島上卿役祭主を天明二年
(一七八二)相続

正三位上厳島神社兩度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様
定勅使祭主、

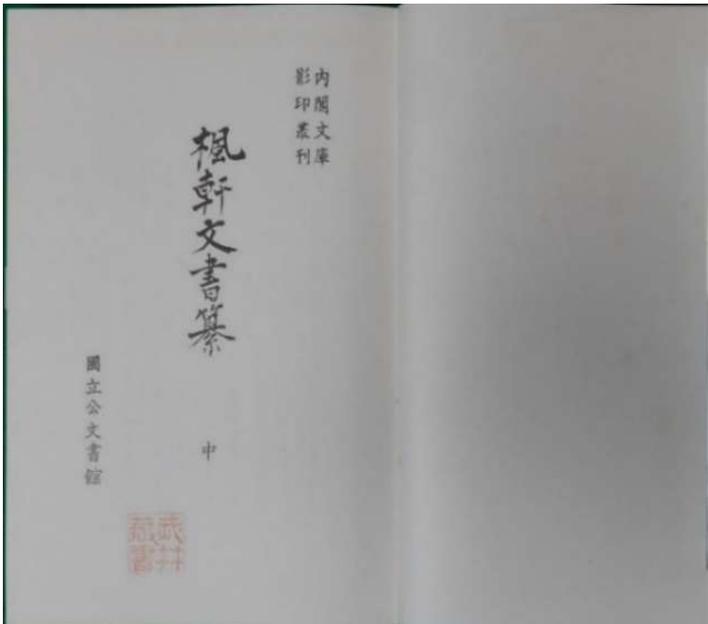
『楓軒文書纂』五十四(国立公文書館内閣文庫蔵)に田所氏所蔵の文書目録がおさめられているので、以下その全文を掲げる

厳島神社定勅使田所主税元教家文書

内閣文庫影印叢刊

国立公文書館内閣文庫蔵『楓軒文書纂』

中(四〇八〜四二一)

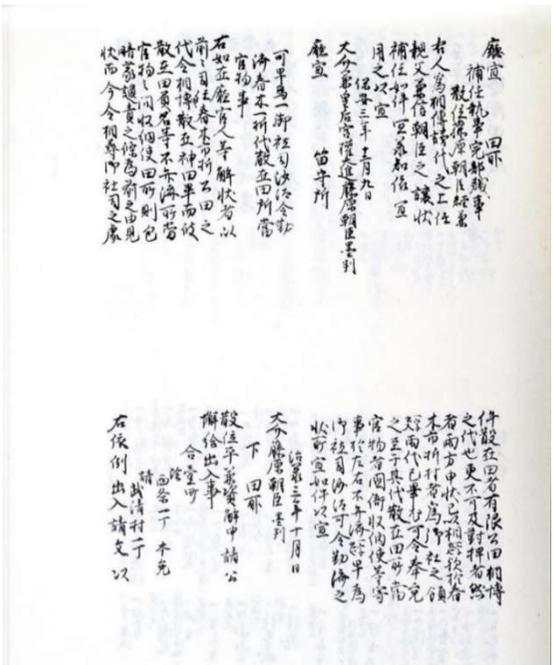


内閣文庫影印叢刊

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』

中(四〇八)

『楓軒文書纂』(国立公文書館内閣文庫蔵)五十四厳島神社定勅使田所主税元教家文書

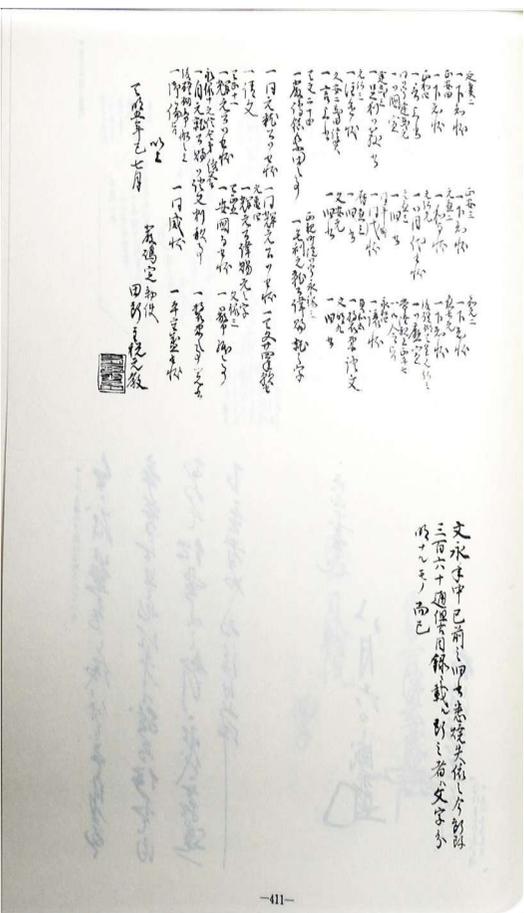


内閣文庫影印叢刊

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』

中(四〇九)

『楓軒文書纂』(国立公文書館内閣文庫蔵)五十四厳島神社定勅使田所主税元教家文書



【解説文】『広島県史』古代中世資料編IV安芸地区 田所文書 一六、一七、一八、一九頁

目録

- 近衛院御宇久寿二年(一一五五)一御庁宣 同御宇仁平二年(一一五二)一田務職讓状 同御宇康治二年(一一四三)一旧書 同御宇一旧書 高倉院御宇治承三年(一一七九)一御国宣 文治五年(一一八九)一言上書 建久元年(一一九〇)一御国定 文治六年(一一九〇)御庁宣 保元四年(一一五九)一御国定 六条院御宇仁安三年(一一六八)一旧書 後鳥羽院御宇建久九(一一九〇)一御庁宣 崇徳院御宇建曆二(一一二二)一御庁宣 建久元年(一一九〇)一言上書 文治五年(一一八九)一御証文 仁安三年(一一六八)一讓状 建久元年(一一九〇)一御国定 同二年(一一八六)一言上書 元久元年(一一〇四)一言上書 正治元年(一一九九)一注進状 建久元年(一一九〇)一御庁宣 建曆二年(一一二二)一御庁宣 寿永(一一八二)一八四一請文 土御門院御宇建仁二年(一一〇二)一旧書 崇徳院御宇建曆二(一一二二)一御庁宣 建曆二年(一一二二)一言上書 建曆二年(一一二二)一讓状 後鳥羽院御宇建久元年(一一九八)一被補大掾職書從五位下資家舍弟俊兼 後鳥羽院御宇嘉禎三年(一一三七)一旧書 仁治三年(一一四二)一將軍家下文 建治元年(一二七五)一旧書 両六原下知状 一文永(一二六四)一二七五之此之先祖家累悉焼失之讓状 弘安十年(一二八七)一証文 正心二年(一二八九)一讓状 後伏見院御宇正安三年(一一三〇)一御院宣 正心二年(一二八九)一讓状 建保四年(一二二六)一知行注文 後二条院御宇徳治二年(一一三〇七)一御庁宣 嘉元三年(一一〇五)一下知状 嘉元二年(一一〇四)一和与状 正安三年(一一三〇)一下知状 正安二年(一一三〇〇)一和与状 乾元二年(一一三〇三)下知状 徳治(一一三〇六)一三〇八)一下知状 延慶二年(一一三〇九)一下知状 正安三年(一一三〇)一下知状 嘉元二年(一一三〇四)一下知状 正安四年(一一三〇二)一下知状 元心二年(一一三二)一和与状 心長元年(一一三一)一下知状 正和四年(一一三二五)一言上書 元弘元年一御目代書状 後醍醐天皇元弘三年(一一三三)一御庁宣 同御宇建武元年(一一三四)一御国宣 元心三年(一一三二)一旧書 常陸親王正平七年(一一三五)一御令旨 建武三年(一一三六)足利御教書 建武三年(一一三六)一同感状 永和四年(一一三七八)一讓状 元弘三年(一一三三)一注進状 曆心三年(一一四〇)旧書 貞和五年(一一三九九)一装束証文 文安二年(一一四五)武田信賢一言上書 文安元年(一一四四)一旧書 文明九年(一一四七七)一旧書 天文二十四年(一一五五)一嚴嶋鎮祭田之事 正親町院御宇永祿三年(一一五六〇)一毛利元就公諱賜就之字 正親町院御宇永祿三年(一一五六〇)一毛利元就公御書状 一正親町院御宇永祿三年(一一五六〇)一毛利輝元公書状 天文二十四年(一一五五)願書 天正五年(一一五七七)一安国寺書状 文祿三年(一一五七五)御弊紙之事 永祿十年(一一五六七)元信舍弟俊誉一毛利元就公賜御証文判形事 一装束之事定書 後醍醐帝船之上 一御繪旨 一同感状 一平重盛書状 以上

天明五年(一七八五)已七月

嚴嶋定勅使

④

田所主税元教

□

文永年中(一二六四)一二七五)已前旧書悉焼失、依之今所改
三百六十通、但右目錄二載ル所之者ハ文字明ナルモノ也

『広島県史』 古代中世資料編Ⅱ 厳島野坂文書(一四七六頁)
一九三九 厳島内宮外宮神事年中行事(書冊)
厳島年中御

二月一日

初申御祭御供参 但周防山代藤谷御社米ニテ調之

(周防玖珂郡)

一神樂 催馬樂在和琴内侍調之

但笛ハふと笛 樂頭役也

一符中上卿出仕有テ、當社祝師出合舞在之 但山口開

一客人御前ニテ地久樂在之

一大前ニテ甘州 林哥舞在之

一初申ノ夜符中上卿ヨリ代三十疋各貳帖ノ礼ニテ御雇樂頭役也

一同酉日弊ノ本十疋 同上卿ヨリ調之

十一月一日

一初申御祭御供参 但周防山代藤谷御社米ニテ調之

(周防玖珂郡)

一符中之上卿、當社上卿祝師出合舞在之

(安藝安南郡)

右之舞笛符中上卿ヨリ御雇ニ付而、樂頭へ代三十疋大根壹把請取之、同酉ノ日百疋

文

請取之、但山口開

一客人御前ニテ万歳樂 地久樂在之

一大前ニテ甘州 林哥舞在之

一雜掌在之 但雉雄鳥貳ツ徳分ヨリ調之

一南京十五貫 徳分ヨリ調之

一御酒錢六百文 瑞光寺調之

第三九節 元俊 『田所累系』によると

姓佐伯、氏田所、通称伊織、(一八〇八)

文化五年(一八〇八)十二月二十四日、亡父元教跡式相続、

まえのことし

社役如レ前、

受_二浅野家之命_一、

文政七年(一八二四)十二月二十二日卒ス

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると伊織と厳島上卿役祭主を文化五年(一八〇

八)十二月二十四日相続

田所伊織元俊は頼杏坪と交遊

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様
定勅使祭主、

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』所収厳島神社定勅使田所伊織元俊家文書

『広島県史』 古代中世資料編Ⅲ 嚴嶋文書編二(一一三二〜一一三三頁)

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿) 田所家文書』 一 文化八年(一八一二)二月

郡廻り佐々木庄左衛門



(二四)【解説文】

覚

一五拾本[㊤] 長貳間 五寸角 松

右安芸郡府中村田所伊織
 神殿并居室普請入用材木、同村
 御建鹿籠山・大谷山両山の内に二而
 遣候条、村役人共立会、山下荒椽
 伐採せ可^レ申候、尤伐附候前廉
 案内可^レ申出^レ候、見分之者差出
 可^レ申者也

文化八年

未[㊤]

二月 佐々木庄左衛門[㊤]
 安芸郡府中村 庄屋
 与頭 共

(二四)【読み下し文】

覚

一五拾本[㊤] 長貳間 五寸角 松

右安芸郡府中村田所伊織
 神殿并びに居室普請入用材木、同村
 御建鹿籠山・大谷山両山の内にて
 遣し候条、村役人共立会い、山荒れざる様
 伐採せ申すべく候、尤も伐り附^{まは}候前廉
 案内申し出るべく候、見分の者差出し
 申すべきもの也

文化八年

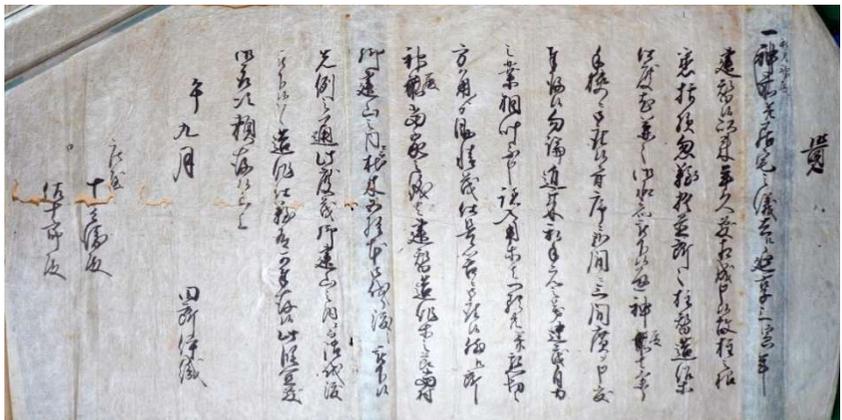
未[㊤]

二月 佐々木庄左衛門[㊤]
 安芸郡府中村 庄屋
 与頭 共

《注》

佐々木庄左衛門は文化八年には郡廻り(寛政四
 文化十四)の役職にある。

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿 田所家文書』二 文政六年(一八二三)二月四日
 厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊



(一五) 〔解説文〕

寛

一私方神殿
一神御所并居室之儀、去ル延享三寅年
建替候以来年久敷相成申候故、柱之根
悉朽損、忽難、捨置、所々柱替造作等
仕度、尤兼々御承知被下候通、神前香余り
手狭ニ御座候ニ付、序ニ式間ニ三間広メ申度
奉存候、勿論近來私手元之義連茂自力
之業相叶不申、諸入用等者一類共并懇切之
方角方助情茂仕具候筈ニ御座候、然ル所
神前当家之儀者建替造作等之節、当村
御建山之内ニ而材木五拾本御伐り渡し被下候
先例之通、此度茂御建山之内ニ而御伐渡
被下候ハ、造作仕難有可奉存候、此段宜敷
御取次頼存候、以上
午九月
庄屋 田所伊織
十兵衛殿
同 佐十郎殿

(二五) 〔読み下し文〕

寛

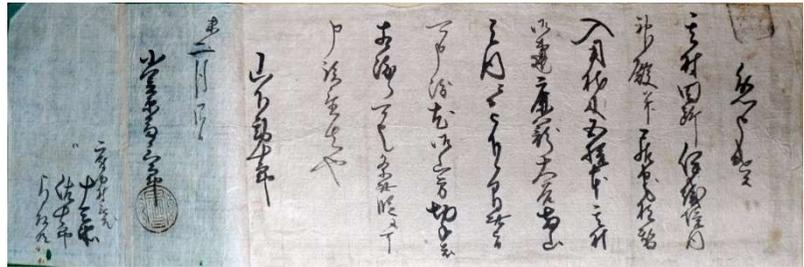
一私方神殿並びに居室の儀、去る延享三寅年
建替候以来年久しく相成り申し候故、柱の根
悉く朽損、忽ち捨置き難く、所々柱替え造作等
仕りたく、尤も兼々御承知下され候通り、
神殿は余り
手狭に御座候に付き、
序でに式間に三間広め申したく
存じ奉り候、勿論近來私手元の義連も自力
の業相叶い申さず、
諸入用等は一類共並びに懇切の
方角より助情もし呉れ候筈に御座候、然る所
神前当家の儀は建替え造作等の節、当村
御建山の内にて材木五拾本御伐り渡し下され候
先例の通り、この度も御建山の内にて御伐り渡
し下され候わば、造作仕り
有り難く存じ奉るべく候、この段宜しく
御取次頼み存じ候、以上
午九月
庄屋 田所伊織
十兵衛殿
同 佐十郎殿

《注》

十兵衛・佐十郎の両人が庄屋で午年に当たるの
は文政五年と考えられる。

文政五年(一八二二)

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿 田所家文書』三 文政六年
郡廻り 山下勘十郎・小笠原富三郎 府中庄屋 十兵衛・佐十郎・与頭共



【解説文】

態申遣ス

其村田所伊織境内
 神殿并居宅柱替
 入用材木五拾本、其村
 御建鹿籠・大谷両山
 之内二被_レ下候間、此旨
 可_二申渡_一、尤御山方切手_者

態々申し遣わす

その村田所伊織境内
 神殿並びに居宅柱替え
 入用材木五拾本、其の村
 御建鹿籠・大谷両山
 の内にて下され候間、この旨
 申し渡すべし、尤も御山方切手は

【読み下し文】

相渡り可_レ申候条、此段も可_二
 申談置_一者也
 山下勘十郎

相渡り申すべく候条、この段も
 申し談じ置くべきもの也
 山下勘十郎

未二月四日(二八三三)
 小笠原富三郎・

未二月四日 (二八三三)
 小笠原富三郎・

府中村庄屋
 十兵衛
 同
 佐十郎
 与頭共

府中村庄屋
 十兵衛
 同
 佐十郎
 与頭共

《注》

十兵衛・佐十郎の兩人が庄屋で未年に当たるのは文政六年と
 考えられる。なお、この年に山下勘十郎は郡廻り(文化十
 三)、小笠原富三郎は郡廻り(文化十三〜文政八)である。



(一) 【解説文】

以切紙申達候、境内之
 神前并居宅破損二付
 修復入用材木、宮島
 御山所二而伐り渡し呉候様、
 尤延享二丑年極月
 修復之砌、材木料相渡候旨
 被申聞候処、当時者多二候へ者、
 容易ニ難ニ相調筋二候得共、
 先規之趣共段々御申聞
 候趣も有之、厚申談、
 格別を以左之通相調候条、
 此旨御承知有之様ニと
 存候、此段申達候
 一 銀貳百目 材木料
 以上
 九月廿五日 青木猪助
 殿 田所伊織殿
 田所伊織殿

(二) 【読み下し文】

切紙を以て申し達し候、境内の
 神前并びに居宅破損に付き
 修復入用材木、宮島
 御山所にて伐り渡し呉れ候様、
 尤も延享二丑年極月
 修復の砌、材木料相渡し候旨
 申し聞かされ候ところ、当時は多きに候えは、
 容易に相調え難き筋に候えども、
 先規の趣きとも段々御申し聞き
 候趣きもこれ有り、厚く申し談じ、
 格別を以て左の通り相調え候条、
 この旨御承知これ有る様にと
 存じ候、この段申し達し候
 一 銀貳百目 材木料
 以上
 九月廿五日 青木猪助
 殿 田所伊織殿
 田所伊織殿
 《注》
 青木猪助は宮島奉行（寛政九〜文化十二）

第四〇節 元朝 『田所累系』によると

姓佐伯氏田所、通称大進、(一八二四)

文政八年(一八二五)五月朔日、亡父元俊跡式相続、

まえの(ごとし

社役如レ前、

受ニ浅野家之命一、

文久三年(一八六三)八月二十五日卒ス

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると大進と厳島上卿役祭主を文政八年(一八二

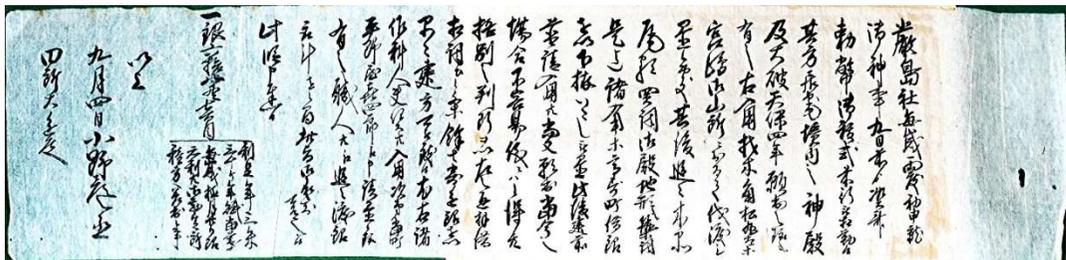
五)五月朔日、相続

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様

定勅使祭主、

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』五 宮島奉行 小野彦之丞

厳島国府上卿屋敷の神殿は伊都岐島社の御山所の用材で再建されていた事を示す文書である。



【解説文】

厳島社毎歳両度初申就二
御神事、九日前より潔斎
勅幣御祓式前行被二相勤一候、
其方居宅境内之神殿

(一八三三)

及二大破一、天保四年願出之趣も
有レ之、右入用材木・角丸太等
官島御山所ニおゐて伐り渡シ

置候処、其後追々木品・瓦類買調、
御殿地形之築調、

是迄諸入用等高歩町借銀

を以下下拵いたし被、置、此後建前
普請入用共尚又願出、当今之
場合不ニ容易ニ儀ニハ候得共、
格別之判断ヲ以左之通拝借
相調ひ候条、余者寄進銀を以
早々建方可レ致レ被候、尤右諸
作料・人夫賃共入用次第当町
平野屋喜四郎江申談置候趣
有レ之、職人共江追々渡銀
取計せ候間、
此旨御承知可有之候
是段申達候

一銀六拾八貫七百日

利足年三朱
三十ヶ年賦当暮
每歳極月廿日限
元利共御勘定所
積方へ差出候事

九月四日 小野彦之丞
田所大進様

【解説み下し文】

厳島社毎歳両度初申
御神事につき、九日前より潔斎
勅幣御祓式前行相勤められ候、
その方居宅境内の神殿

(一八三三)

大破に及び、天保四年願い出の趣きも
これ有り、右入用材木・角丸太等

官島御山所におゐて伐り渡し

置き候ところ、其後追々木品・

地形

瓦類買調え、御殿地形之築調、
是迄諸入用等高歩町借銀

を以下下拵いたし、置れ、此後建前
普請入用とも尚又願出、当今の
場合容易ならざる儀には候えども、
格別之判断を以て左の通り拝借
相調ひ候条、余は寄進銀を以て
早々建て方致さるべく候、尤も右諸
作料・人夫賃とも入用次第当町
平野屋喜四郎江申談置候趣き
これ有り、職人どもえ追々渡し銀
取り計らはせ候間、
旨御承知これ有るべく候、
この段申し達し候

一銀六拾八貫七百日

利足年三朱
三十ヶ年賦当暮
每歳極月廿日限
元利共御勘定所
積方へ差出候事

以上

九月四日 小野彦之丞

《注》

小野小野彦之丞は官島奉行

〔天保六(一八七二)〜安政二年(一八五五)〕

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』六 御山方 御役所

【解説文】

覚

松式間角

・尺貳寸

三寸

・尺方

・尺五寸

壺本

式本

壺本

尺六寸
 式尺式寸二
 壹尺
 尺九寸
 尺六寸
 六寸
 尺五寸
 壹本
 壹本
 壹本
 式尺壹寸

尺八寸
 尺九寸
 式尺

しめ
 八本
 一同壹丈角
 尺五寸
 式本

一同板木
 尺五寸
 尺五寸
 七寸
 壹挺

尺三寸
 尺三寸
 尺三寸
 壹挺
 壹挺
 壹挺

三寸
 尺九寸二
 式尺
 壹挺

尺九寸
 尺七寸
 尺六寸
 七寸
 壹挺
 壹挺
 壹挺

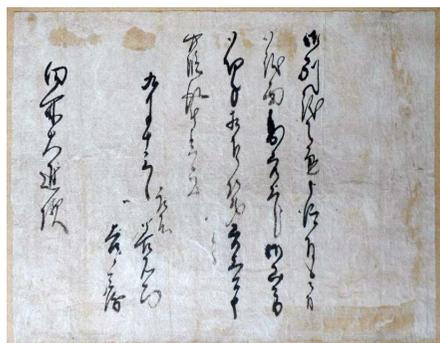
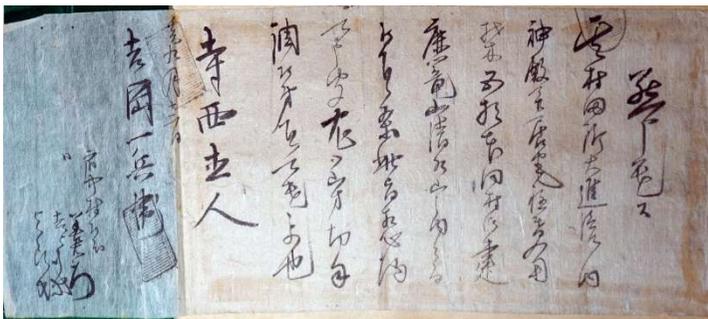
式尺方
 九尺方
 尺八寸
 七寸
 式挺
 式挺

拾壹挺
 右者府中田所鎮守社
 建替御入用角類寸合
 如レ此御座候、以上
 巳九月廿八日 御山方

御役所
 【解説文】
 右は田所鎮守社
 建て替え御入用角類寸合
 かくの如く御座候、以上
 巳九月廿八日 御山方
 御役所



『府中田所鎮守社(巖島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』六 御山方 御役所 の古文書に基づく
 府中田所鎮守社(巖島国府上卿屋敷鎮座神殿)推定復元平面図 巖島遙拝所



『府中田所鎮守社(巖島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』七

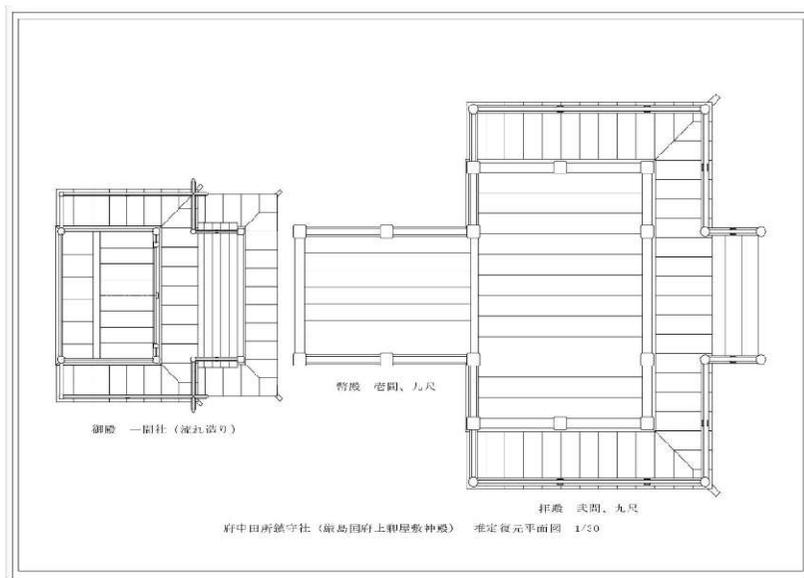
天保十年(一八三九)九月二二日、

郡廻り 寺西直人

代官 吉岡一平

府中村庄屋 善右衛門

府中村庄屋 吉朗兵衛



(四)【解説文】

熊申遣ス
 其村田所大進境内
 神殿并居宅柱替入用
 材木五拾本、同村御建
 鹿籠山・清水山之内二面
 被下候条、此旨相心得
 可申聞候、尤御山方切手
 調次第下ケ可遣もの也
 寺西直人

亥九月十二日◎
 吉岡一兵衛◎
 府中村庄屋
 善右衛門
 同
 吉郎兵衛
 与頭共

(四)【読み下し文】

態々申し遣わす
 その村田所大進境内
 神殿並びに居宅柱替え入用
 材木五拾本、同村御建
 鹿籠山・清水山の内に二
 下され候条、この旨相心得
 申し聞かすべく候、尤も御山方切手
 調次第下げ遣すべきもの也
 寺西直人

亥九月十二日◎
 吉岡一兵衛◎
 府中村庄屋
 善右衛門
 同
 吉郎兵衛
 与頭共

(五)【読み下し文】

御別紙之通被仰下候二付
 御紙面則差上申候、御山方
 御切手相下り次第差上可申、
 此段得斗申付候、以上

九月十三日
 庄屋
 善右衛門
 同
 吉郎兵衛

(五)【読み下し文】

御別紙の通り仰せ下され候に付き
 御紙面則ち差し上げ申し候、御山方
 御切手相下り次第差上げ申すべし、
 この段とくと申し付け候、以上

九月十三日
 庄屋
 善右衛門
 同
 吉郎兵衛

《注》
 善右衛門・吉郎兵衛の両人が庄屋で亥年に当た
 るのは天保十年と考えられる。なお、この年に
 寺西直人は郡廻り(天保七)、吉岡一兵衛は
 代官(天保七、嘉永三)である。

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』八 山本良藏・中村三藏

大進松山村
 田所家文書
 天保十年九月十三日
 庄屋 善右衛門
 同 吉郎兵衛

大進松山村
 田所家文書
 天保十年九月十三日
 庄屋 善右衛門
 同 吉郎兵衛

(一〇) 【解説文】

大進様 山本良蔵
中村三蔵

被_レ為_レ捕御安泰可_レ被_レ成_二
御座候与奉_二恐賀候、然者其
御境内

殿島社御遙拝所、先年
御普請御建替之節、其御村
御建山之材木御願出有_レ之、
相渡り候趣、年月はいつ頃之
事ニ御座候哉、御先例之趣
差向御内々承知仕度、

早々御しらへ、貴答二年月 ※
御書記し御越し可_レ被_レ下、此段
御尋申処、如_レ斯御座候、以上
七月廿三日

※ (付紙)

「去ル巳年材木御願書ニ御先例
と計り御座候而、先年之年月相知レ
不_レ申、先年相渡り候年月書付
ニて御越可_レ被_レ遣候、為_レ念尚又
付紙を以申上候事」

(一〇) 【読み下し文】

大進様 山本良蔵
中村三蔵

揃わせられ御安泰ござ成
らるべく候と恐賀奉り候、然ればその
御境内

殿島社御遙拝所、先年
御普請御建て替えの節、その御村
御建山の材木御願い出これ有り、
相渡り候趣き、年月はいつ頃の
事に御座候や、御先例の趣き
差し向き御内々承知仕りたし、

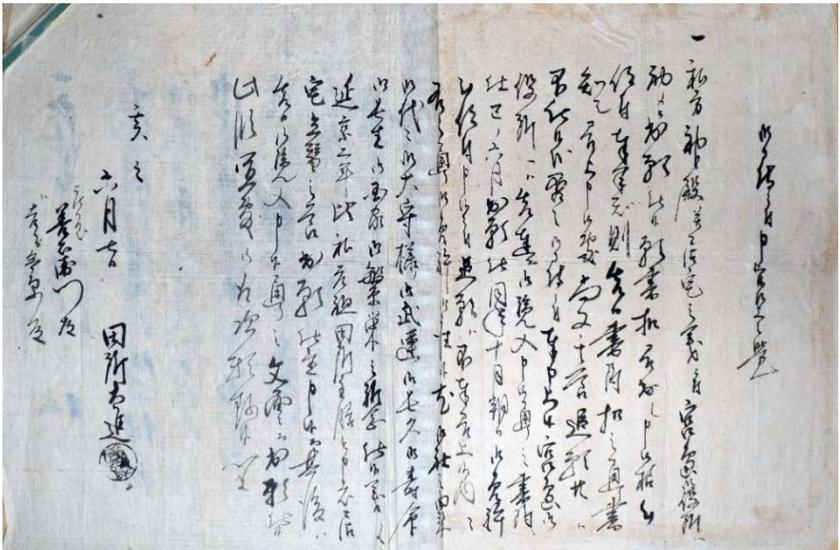
早々御しらへ、貴答に年月 ※
御書き記し御越し下さるべし、この段
御尋ね申すところ、かくの如く御座候、以上
七月廿三日

※ (付紙)

「去ル巳年材木御願書に御先例
と計り御座候て、先年の年月相知れ
申さず、先年相渡り候年月、書付
にて御越し遣わさるべく候、念のため尚又
付紙を以て申し上げ候事」

《注》山本良蔵・中村三蔵とも仔細不明。

『府田所鎮守社(殿島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』九 殿島神社定勅使祭主田所元朝大進
天保十年(一八三九)四月



覚

一私方神殿并二居宅之儀悉枯損、
 忽難捨置、所々造作等仕度、尤
 神殿者余り手狭ニ御座候二付、御殿
 老間、幣殿老間九尺、拜殿式間
 九尺ニ広メ申度奉_レ存候得共、勿論
 私手元之儀自力之業ニ者相叶不_レ申、
 諸入用等者信心之方角方寄進仕候、
 然所当家之儀者建替造作等_之節
 当村御建山之内ニ而材木五拾本
 御伐り渡シ被_レ下候先例之通、此度茂
 御建山之内ニ而御伐り渡シ被_レ下候ハ、
 造作仕難_レ有可_レ奉_レ存候、此段宜敷
 御取次頼存候、以上

巳ノ
 四月 田所大進
 庄屋 善右衛門殿
 同 伝左衛門殿

覚え

一私方神殿並びに居宅の儀悉く枯損、
 忽ち捨置き難く、所々造作等仕りたく、尤も
 神殿は余り手狭に御座候に付き、御殿
 老間、幣殿老間九尺、拜殿式間
 九尺に広め申し度く存じ奉り候えども、勿論
 私手元の儀自力の業には相叶い申さず、
 諸入用等は信心の方角より寄進仕り候、
 然るところ、当家の儀は建て替へ造作等の節
 当村御建山の内にて材木五拾本
 御伐り渡し下され候先例の通り、この度も
 御建山の内にて御伐り渡し下され候わば
 造作仕り有り難く存じ奉るべく候、
 この段宜しく
 御取次頼み存じ候、以上

巳ノ
 四月 田所大進
 庄屋 善右衛門殿
 同 伝左衛門殿

《注》

善右衛門・吉郎兵衛の兩人が庄屋で亥年に当た
 るのは天保十年と考えられる。

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』十 官島奉行 小野彦之丞

嘉永三年(一八五〇)十一月十四日



田所元善竹槌履歴書

明治五年を最後に初申神事 嚴嶋神社旧神職一同廃止セラル

明治六年貳月十日広島県勸学係ヲ命セラル

同年八月五日広島県安藝郡蒲刈島日高神社祠掌及び同島嶋崎神社龜山神社兼務を命セラル

明治七年十月貳月四日兼權訓導ヲ命セラル

明治九年四月十五日安芸郡熊野村榊山神社祠掌及び榊森神社兼務ヲ命セラル

明治十二年九月九月廿貳日熊野村榊山神社祠掌及び榊森神社兼務トモ依願免職

明治廿一年十一月十二日神宮教訓導ヲ命セラル

明治二十二年十一月九日神宮教權少講義昇級セラル

明治二十三年三月五日神宮教第十五教区久賀分教会副会長を命セラル

同年四月貳拾日神宮教權中講義二昇級セラル

同二年四月七日神宮教五等補教ヲ命セラル

同二年四月十六日神宮教第十五教区山口県大島郡教務主監ヲ命セラル

山口県大島郡久賀村村長

大正十年一月二十七日広島県安芸郡府中村縣社多家神社社司(官司)に補セラル

昭和三年十月廿五日卒ス

主要参考文献

第一次資料

『府中田所鎮守社(嚴島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』一〜三嘉永三年(一八五〇)広島県府中町田所家。

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』和書嚴島神社定勅使田所主税元教家文書所収 嚴嶋定勅使 田所主税元教
広島県府中町田所家 天明五年(一七八五)己七月、国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』嚴島神社定勅使田所伊織
家文書嚴嶋定勅使田所伊織元俊家文書所収 広島県府中町田所家 治承三年(一一七九)、紙本墨書広島県重要文
化財『田所文書』安芸国衙領注進状一卷 一二二七年頃、沙弥讓状一卷 所藏 広島県府中町田所家一二八九年頃
(尚、作成が数十年古いと推定されるふしがある)、『嚴島社祭祀次第』 田所主税(嚴嶋定勅使)田所旧記、祭祀
控(仮称 寛政年間一七八九〜一八〇〇か)広島県安芸郡府中町田所恒之輔藏

最後の正三位上嚴島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と同様定勅使祭
主田所元善竹槌・飯田直彦『田所累系』「明治五年(一八七二年)七月一三日・明治八年(一八七五年)三月一二
日・明治九年(一八七六年)二月二二日此三度差出扣(田所家文書)」広島県府中町田所家。

第二次資料

内閣文庫影印叢刊『楓軒文書纂』中 国立公文書館内閣文庫 一九八四年、東寺(教王護国寺) 国宝『東寺百合文
書』八世紀末から十八世紀初頭京都府立京都学・歴史館、源順編纂『和名類聚抄』承和年間(九三二〜九三八) 寛
文二一年(1671)年版分類形式の百科事典兼国語辞書 愛媛県歴史文化博物館、

錦織 勤『ひろがる田所文書の世界』府中町歴史民俗資料館一九八九年、野坂元良編『嚴島信仰事典』戎光祥出版
株式会社二〇〇二年、菅原守編『芸州府中荘誌』黙平堂書店一九三二年、次田真幸『古事記』株式会社講談社二〇
〇〇年、宇治谷孟『日本書紀』(上) 株式会社講談社一九八八、西牟田崇生『延喜式神名帳の研究』株式会社図書
刊行会、一九九六年、国史大辞典編集委員会『国史大事典』第一巻から第一四巻吉川弘文館一九七九〜一九九三年
、安本美典 監修・志村裕子 現代語訳『先代旧事本紀「現代語訳」』批評社二〇一三年・二〇一六年、龍肅 訳註
『吾妻鏡』株式会社岩波書店二〇〇八年、中尾莊一『白神社社記』白神社一九八八年、勝丸博行編『郷土の歴史
仁保嶋城』一九八六年、岡田清編山野峻峯斎『芸州嚴島凶絵』嚴島神庫蔵版全十卷天保十三年(一八四二年)、米田
隆介編『歴代天皇・年号辞典』吉川弘文館二〇一九年、愛媛大学考古学研究室下條信行編『妙見山一号古墳』今治
市教育委員会二〇〇八年三月、法政大学文学部考古学研究室(代表伊藤玄三)『本屋敷古墳群の研究』法政大学一九
八五。東広島市教育委員会『大型古墳の築造と企画』第3回三ツ城古墳シンポジウム記録集 一九九七年、福島
県郡山市教育委員会 大安場古墳群 第一次発掘調査報告一九九七年、福島県郡山市教育委員会 大安場古墳群 第
二次発掘調査報告一九九七年、福島県郡山市教育委員会 大安場古墳群 第一次発掘調査報告一九九八年、福島県郡
山市教育委員会 大安場古墳群 第三次発掘調査報告一九九九年、福島県郡山市教育委員会 大安場古墳群 第四次

発掘調査報告二〇〇三年、福島県郡山市教育委員会 大安場古墳群 第五次発掘調査報告二〇〇四年、福島県郡山市教育委員会 大安場古墳群 第六次発掘調査報告二〇〇五年、財団法人郡山市文化・学び振興公社財団研究センター『大安場古墳と郡山の古墳時代』郡山市教育委員会二〇一〇年、安藤智重著『安積采女の真実』歴史春秋出版社二〇二四年、『郡山市の歴史』編集発行郡山市一九八四年、郡山市『郡山の歴史』不二印刷株式会社一九八四年、著者 鈴木 功 発行所(株)同成社『白河郡衙遺跡群』発行者 山脇洋亮 二〇〇六年、『白河市埋蔵文化財調査報告書 白河市埋蔵文化財調査報告書4 第三十二集舟田中道遺跡Ⅱ』白河市教育委員会 福島県県南農林事務所二〇〇二年、白河市埋蔵文化財調査報告書第三九集 『下総塚古墳発掘調査報告書』(六次調査)白河市教育委員会二〇〇三年、『本屋敷古墳群の研究』・『白河郡衙遺跡群』会長 小熊博史『新潟考古』新潟県考古学会二〇二四年、宮城県文化財調査報告書第一四四集抜刷 丸森町文化財調査報告書第一〇集『台町古墳群』丸森町文化財友の会一九九一年、丸森町文化財調査報告書第二二集『台町遺跡・台町古墳群』丸森町教育委員会二〇一六年、新編弘前市史編纂委員会 監修 厩尾俊哉『新編弘前市史』通史編Ⅰ古代・中世 弘前市企画部企画課 二〇〇三年、考古学会 会長 小熊博史『新潟考古』新潟県考古学会二〇二四年、佐渡市埋蔵文化財調査報告書第一四集『台ヶ鼻古墳』佐渡市教育委員会二〇〇七年、新潟県『佐渡市発掘二〇〇〇年展・講演会資料集』新潟県佐渡市(世界遺産推進課二〇二四年、『佐渡市発掘二〇〇〇年展・講演会資料集』新潟県佐渡市(世界遺産推進課二〇二五年、『佐渡の王』蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展新潟県埋蔵物文化センター、山口県立山口博物館『山口大考古博』山口県立山口博物館・公益財団法人山口県ひとづくり財団二〇二三年、山口県教育委員会 『山口県埋蔵文化財調査報告九六集大内水上古墳』山口県埋蔵文化財愛護協会一九八六年。

○県市町村史

広島県地方行政学会『広島県史』第一編 地志 一九二二〜一九二四、広島縣 帝国地方行政学会『広島縣史』第二編 社寺志 神社 一九二一〜一九二四、広島県『広島県史』原始 古代 通史Ⅰ一九八〇年、熊田重邦『広島県史』中世 一九八四年、広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅱ一九七六年、広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅲ一九七八年、福尾猛市郎『広島県史』古代中世資料編Ⅳ一九七八年、広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅴ一九八〇年、府中町史歴史編纂委員会『安芸府中町史』第1巻一九七九年、『安芸府中町史』第二巻 一九七七年、後藤陽一『宮島町史』資料編 地誌紀行Ⅰ、頼杏坪『芸藩通志』芳野裳華房、廣島図書館一九〇七年、黒川道祐『厳島神社御文庫本芸備国郡志』厳島神社所蔵一六六六年、小島常也『厳島道芝記』巻第五 平凡社、一七〇二年、収録 宮島町、一九九二年、広島市史編修委員会『新修広島市史』巻四 文化風俗史編、一九五八年、安芸町誌編纂委員会『安芸町史』一九七三年、『安佐町史』一九七七年、五日市町史編纂委員会『五日市町史』上巻一九七九年、町史編さん審議会編者『江田島町史』一九五八年、大朝町町史編纂委員会編『大朝町史』一九七八年、大竹市史編纂委員会編『大竹市史』本編第一巻一九六一年、大野町郷土誌編さん委員会 編『大野町史』一九六二年、海田町『海田町史』一九八六年、広島市役所編『可部町史』一九七六年、倉橋町史編『倉橋町史』通史編一九九一年、『呉市史』第一巻一九五六年、呉市史編纂室編『呉市史』第二巻、一九五九年、『呉の歴史』二〇〇二年、広島市役所編『高陽町史』一九七九年、広島市役所編『佐東町史』一九八〇年、『広島市役所編』瀬野川町史一九八〇年、『高田郡史』一九一三年、『高宮町史』一九七六年、『竹原市史』第一巻一九六三年、『千代田町史』古代中世資料編一九八七年、広島市役所編『沼田町史』一九八〇年、『廿日市町史』通史編上 一九八八年、廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅰ一九七九年、町史編さん委員会編『福富町史』二〇〇七年、広島市役所編『船越町史』一九八一年、三原市役所編『三原市史』第1巻一九七〇年、町史編さん委員会編『向原町史』一九八九年、『八千代町史』一九九〇年、西條町誌編纂室『西條町誌』一九七一年、矢野町役場『矢野町史』上巻一九五八年、防府市史編纂委員会『防府市史』通史Ⅰ 原始古代中世 二〇〇四年、山口県『山口県史』資料編考古1山口県 二〇〇〇年、山口県『山口県史』通史編考古1山口県 原始・古代二〇〇八年。

阿岐国造家・安芸国廳屋敷・厳島神社国府上卿屋敷・田所屋敷

田所明神社「厳島遙拜所(国廳神社(24))・槻瀬明神(25)」大黒社合祀

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』和書厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収
国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』和書厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊家文書所収
広島県重要文化財紙本墨書田所文書(安芸国衙領注進状一巻一四頁・沙弥讓状一巻一二頁)所蔵。

『田所累系』家系図の内、主要な者のみで、他は省略した。

天湯津彦命あまゆづひのひこ（安芸津彦命あきつひこのみこと）の後裔、その五世孫 阿岐国造あきのくにのみやつこ・鮑速玉命あきはやたまのみことの後裔、五日市町三宅の田所屋敷に代々居住。佐伯郡譜代の郡司を世襲。

○田所（佐伯）資隆。佐西四度使ささいよどのつかい（22）、姓平又佐伯兩姓、当国執事職、免状ニ有リ*（九〇〇十一）
安芸国府・府中に赴任ス。

○資遠 資遠 佐西四度使ささいよどのつかい、姓平又佐伯兩姓相伝あつたフナリ、*（九三〇十一）氏三宅、伝云、佐西四度使ニテ当国佐伯郡三宅村ニ住セシ故ナリト、又田所ハ当国田務職タリシヲ以テノ事ナリシト云フ
*世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中に赴任ス

○資俊 佐西四度使ささいよどのつかい、姓平、氏三宅、父資遠 齡八十有余ニテ卒ス、*（九五五十一）
此時親族池田四郎季直ト云者田所執事職ヲ欲シ押領おうりようせんトほつす

然レトモ無シ其謂旨訴ニ朝廷ニ、如レ元令レ得レ讓ト伝云フ、此者迄三代佐西四度使トアレドモ、佐西四度使免状そのいわれなき ちようていにうったえ もとのごとくゆすりさせしむ

燒失ニテ相知不レ申
*世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中に赴任ス

○信職のぶち 姓平、氏三宅、康平七年（一〇〇四）二月朔日、父資俊之受レ讓而相統シ 任ニ田所執事職ニ、又寛

治五年（一〇九一）四月、田所代々職事欲シ干嫡子兼信請ニ国裁ニ、則受レ讓此兼信補ニ任大帳所大判官代ニ

信職ノ代 安芸国府・府中村ニ移住シ国庁屋敷にて政務を相統。
○兼信 姓平、寛治五年（一〇九一）四月十日、父信職之受レ讓而任ニ田所執事職ニ之御庁宣ト云綸旨ヲ所持ス、又安南・佐東・加茂・高官諸郡之内領知ヲ讓ルト云フト本系図ニ相見エ、應宣 田所大帳所惣判官代

三善兼信、寛治五年（一〇九一）四月十日大介藤原朝臣 墨判 御朱印五カ所ニアリ
○俊兼 姓平、氏田所、

兄資家京都旅宿ニ於テ卒ス故、暫時為ニ養子ニ而家督令ニ相統ニ、任ニ從五位下ニ、

ようしとして

じゆいのげにんせらる

（厳島社宮司 野坂家から発見された安芸国留守所補任状の写である。「留守所 補任 大掾職事

從五位下 平朝臣俊兼右人、為レ致ニ奉公之忠ニ、補ニ任大掾職ニ如レ件、庁宣承知用レ之、故補任、建久九年（一一九八）十一月六日 大判官代佐伯朝臣書判 佐伯朝臣 佐伯朝臣 権介惟宗朝臣 惣大判官代惟宗朝臣 目代ノ書判ニ）

○信高 姓平、氏田所 建武二年（一二三五）十月、父信兼ヨリ受レ讓、任ニ田所惣判官代新左衛門尉平朝臣ニ、正平六年（一二五一）十月三日、安芸国河戸村國衙分りようちせしむべきニ分 任先例可レ令ニ領知旨常陸親王ヨリ令旨頂載りようち

永和五年（一二七九）二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付為ニ料足ニ当国入野郷一町之内三段、黒瀬町二段、以上五段拝受之免状アリ

安芸府中町史第二巻及び広島県史古代中世資料編IV藤田精一氏旧蔵文書（二六一頁）
常陸親王令旨寫によると正平七年（一二五一）十月三日、

安芸国河戸村國衙分りようちせしむべきニ分 任先例可レ令ニ領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、

田所惣判官代新左衛門尉平朝臣及び厳島神社両度初申之御神事奉幣使祭主兼務、
『藝藩通志』卷一 百九十三・百九十四頁の『拾芥抄』によると

『田所累系』によると 信高 姓平、氏田所（一二三五）

建武二年（一二三五）十月、父信兼ヨリ受レ讓、任ニ田所惣判官代新左衛門尉平朝臣ニ、

永和五年（一二七九）二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付

為ニ料足ニ当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ

正平七年(一二五二)十月三日、

安芸国河戸村國衙分一分任先例可レ令二領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、

尚、『田所累系』によると、信高は在俊より以前に、在庁官人と奉幣使を兼務しているの、在庁官人の職務と初申神事の祭祀の奉幣使を世襲して初申神事をしていたと考えられる。

在庁官人兼厳島神社初申之御神事勅使兼務

○源

在俊 姓平、氏田所(一二三六六)貞治五年(一二三六六)十月朔日、父信高ヨリ受レ讓、任二田所惣判官代太郎左衛門尉平朝臣、

貞治六年(一二三六七)十二月、河戸村一分方國衙職事可レ為一知行一旨御教書拝受アリ、

至徳二年(一二三八五)十月朔日、被レ定二厳島上卿役一御証文拝載ス、御装束モ拝載ス、

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主

田所氏は正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主を明治五年(一八七二)まで世襲した。

○最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、多家神社(埃宮)社司(官司)歴任。

田所明神社は、最後の正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社(埃宮)社司(官司)田所元善(竹槌)により、大正五年(一九一六)

十一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神」と大黒社の三社の御祭神を合祀され、厳島国府上卿屋敷に、田所明神社として再建された。田所恒之輔は厳島国府上卿屋敷に、平成十年(一九九八)十月田所明神社を

再建した。……正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主田所元繁元善竹槌、田所宏夫 等の

後裔、田所明神社は、最後の正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社社司(官司)田所元善(竹槌)により、大正五年(一九一六)一

一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神」と大黒社の三社の御祭神を合祀され、厳島国府上卿屋敷に、田所明

神社として再建された。田所明神社は平成十年(一九九八)十月、厳島国府上卿屋敷の現在地に、官司田所恒之輔が自主再建した。田所明神社は、宗教法人ではない単立神社である。

結び

これらの論文は、阿岐国造家で、佐伯の譜代の郡司や安芸国の国庁屋敷で、惣判官代等、有力在庁官人を世襲した田所氏(本姓佐伯氏)に伝わる行政資料と、厳島国府上卿屋敷(初申神事の厳島神社定勅使祭主を世襲した家)に伝わる根拠に基づく祭祀の重要資料である。

『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰 原始・古代の弥山(二二八頁によれば『百練抄』治承三年(一一七九)二月廿四日条に「安芸国伊都岐嶋社」可レ加二二十二社一之次第、并祭礼日一事等、有二其沙汰一、右大臣以下、大外記頼業、師尚等預二勅問一計二申之一、以二二月十一月上申日一可レ為二祭祀式日一、被レ定二仰一」これが初申神事の根拠となった。

「『厳島信仰事典』(二二八頁によると)「厳島神社の祭祀の中でもっとも重要視されるものは、二月と十一月の初申神事であった。後者は鎮座祭といわれ祭神の基本的性格にかかわることを示している。」

『田所文書』によると惣社と松崎八幡別宮は二季祭に参加していた。

広島県・安芸国の領域内の市町村・厳島神社・速谷神社・多家神社(埃宮)にもない、行政と祭祀に関する資料である。消された初申神事を、掘り起こし、正しい歴史を後世に、伝えることは、広島県、安芸国の領域内の市町村、厳島神社、速谷神社、多家神社(埃宮)の大切な責務である。

安芸国の歴史と伝統文化を伝える会 会長 田所明神社 官司 田所恒之輔が、広島県、安芸国の領域内の市町村、厳島神社、速谷神社、多家神社(埃宮)に、古代より明治五年までの、国庁屋敷の行政資料と厳島国府上卿屋敷の祭祀の資料を根拠に基づいて指導し、正しい歴史を後世に伝えるための重要な資料である。

広島市佐伯区役所ホームページ

令和七年七月二日、広島県安芸郡府中町長と教育委員会と田所恒之輔が会議を行なった。結果、府中町役場・教育委員会のご協力により、田所明神社・国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・田所屋敷・阿岐国造家の公式サイト

が、府中町ホームページにリンクすることが決定した。

二〇一九年三月より ○広島市佐伯区ホームページまちづくり

〔阿岐国造の佐伯氏〕 広島市佐伯区役所 小説「佐伯景弘」にまつわる歴史紹介 「阿岐国の歴史と文化の学習」
安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会 会長 田所明神社 宮司 田所恒之輔の論文が広島市佐伯区役所のホームページで公開されています。田所明神社公式サイトでも閲覧出来ます。

著作者の経歴

正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主の後裔

防衛大学校卒

元陸上自衛隊レンジャー教官

広島県隊友会特別会員

広島県偕行会理事

元防衛大学校同窓会広島地区支部副会長。

元広島県立安芸府中高等学校評議員

元府中町立府中北小学校PTA会長

安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会 会長 田所明神社 宮司 田所恒之輔

○著作権は安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会 会長 田所明神社 宮司 田所恒之輔が有す。令和七年

(二〇二五)七月一四日著作。

協力機関・協力者

この論文を作成するため、広島県広島市佐伯区教育委員会、広島県東広島市教育委員会、福島県郡山市文化スポーツ観光部文化振興課、宮城県伊具郡丸森町教育委員会、福島県伊達市国見町教育委員会、福島県郡山市文化スポーツ観光部文化振興課、福島県白河市建設部文化財課、新潟県佐渡市教育委員会、山口県山口市教育委員会文化財保護課、広島県安芸郡府中町教育委員会、広島県立文書館、広島市公文書館、厳島神社、速谷神社、多家神社(埃宮)、安積国造神社、安積国造神社 宮司 安藤 智重、野間神社、島根県立大学名誉教授 横田貞昭、上智大学名誉教授 香川正弘、多くの皆様にご協力をいただきました。関係機関、関係者の皆様に感謝申し上げます。